

岡 広 第 3 2 1 号
令和 2 年 2 月 1 7 日

日本共産党岡山市議団
団長 竹永 光恵 様

岡山市長 大森 雅夫

「2020（令和2）年度岡山市予算編成要求書」について（回答）

平素から市政の発展にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。
さて、令和元年11月26日付でいただきました「2020（令和2）年度岡山市予算編成要求書」について、下記のとおり回答いたします。

記

平成30年7月豪雨災害の被災者支援等

1 最後の一人まで見捨てない被災者支援を行うこと。

- (1) 被災者の住家と生業の再建を中心にすえた市としての支援計画をたて、ロードマップも策定して計画的に進めること。

【回答】

岡山市では、被災者の生活と生業の再建に向け、住宅の応急修理に対する助成や中小企業者等に対する復旧の経費助成など、各種被災者支援を実施してまいりました。

発災から時間が経過するなかで、申請受付が終了しました支援制度もございますが、今後につきましては、個別に対応してまいります。

【危機管理室】

(2) 被災者一人ひとりの状況について、被災度合いだけでなく例えば介護状態の変化なども含めて総合的に把握し、フォローアップすること。

①在宅、みなし仮設を問わず、すべての被災者を、あらためて全戸訪問すること。

②転出した方もフォローすること。

③フォローの仕組みづくりにあたっては、民間支援団体等との連携を十分生かして進めること。

【回答】

すべての被災者に対する全戸訪問については、昨年度4度にわたり行っており、現在は支援を必要とされている方に対して、個別に対応させていただいております。特に被災地域の高齢者等の支援については、地域包括支援センターが地域の民生委員や支援団体の方々からも情報等いただきながら、こまめな見守り活動を行うなど必要な支援を行っているところです。今後は必要に応じて、社会福祉協議会やNPOとも連携を図りながら、被災者支援に努めます。

【危機管理室、地域包括ケア推進課】

(3) 国民健康保険料、介護保険サービス利用料等について、市独自で無料化すること。国に財政支援の復活を求めること。

【回答】

国民健康保険や介護保険における被災者の方に対する一律の支援は、令和元年6月末で終了とし、7月以降は、従来の減免制度の中で個々の状況に応じて個別に相談を受けています。

減免は一時的な救済措置であり、本来の負担と給付の関係の中で、適切に運営していくことが重要であると考えています。そのため、7月豪雨にかかる財政支援の復活を求めるのではなく、国保制度等を安定的に運営していくため、国の財政支援の拡充を要望しているところです。

【国保年金課、介護保険課】

(4) 災害弱者の個別支援計画の作成は、市が責任を持って進めること。

【回答】

個別支援計画の策定に当たっては、要配慮者の障がいの程度や生活状況も多様であり、専門的な知識や技術も必要になることもあることから、実効性のある避難体制が構築できるよう自主防災組織などの地域の組織やその他関係機関との協議を図りながら、勸めていきたいと考えております。

【危機管理室】

(5) 住家の被害認定及び市の独自支援について

- ①判定格差が生じないように、水害時の基準について国に見直しを求めること。
- ②床下浸水等、現行制度では十分な支援を受けられない被害に対して、市独自の支援策を検討すること。
- ③敷地の一部崩落などで、住家自体には被害がなくても居住できない事例に対して、被災者支援メニューが適用されるよう配慮すること。合わせて、国にも必要な制度改正を要望すること。

【回答】

被害区分の判定は、国の被害認定調査指針に基づいて行っています。

市独自の被災者支援メニューや国への要望については、他都市の動向等を踏まえ、実際の災害に応じて検討していきたいと思えます。

【福祉援護課】

- (6) 被災者に対する支援策の大半は、住家の被害程度によって決定されるが住家被害だけでは測ることのできない被害（車やエアコンなどの家財、介護や疾病、障害などの状態悪化などの要因）についても、実態に即した支援を市独自でも行うこと。

【回答】

支援策については国の支援制度を基本に考えており、支援の拡充を国に働きかけているところです。

【危機管理室】

2 災害に強いまちづくりを進めること

- (1) 内水ハザードマップの整備にあたっては、市民にとっての分かりやすさを重視して作成すること。津波・洪水も内水氾濫も市民にとっては「住宅や地域の浸水害」であり、「どこがどうつかるか」に着目したマップとすること。降雨想定は近年の異常な降水量を踏まえたものとする。

【回答】

平成30年7月豪雨を受け、現在、内水ハザードマップの見直しを行っているところです。

ハザードマップの見直しにあたり、関係部局とも調整し図郭（地図の範囲）、サイズなど、できるだけ表現方法を統一することで、市民の皆様にはわかりやすいものをご提供できるよう工夫してまいります。

【下水道河川計画課】

- (2) ダムの事前放流について、国・県・民間と十分協議し、上流から下流まで統一的な管理や情報伝達ができるようにすること。

【回答】

国や県との河川事業の定例意見交換会を通じて協議してまいります。

【下水道河川計画課】

- (3) 生活再建支援制度について、支援金の引き上げや、被災対象を半壊や一部損壊にも拡大することなどを国に強く求めること。

【回答】

支援拡充の必要性については、指定都市市長会、全国市長会を通して、国に要望しています。

【福祉援護課】

- (4) 初動体制の検証は、庁内の職員の対応の検証にとどめるのではなく、専門家をまじえ、市民との議論を経て進めること。状況と市の対応を時系列で整理する、ダムに関する状況と対応を整理するなどの点が明確に分析されていない。また、現行の諸制度について実際の対応を通して見えてきた課題についても触れられておらず、現在の検証報告は未完成、不十分であると考え。

【回答】

災害初期対応等の見直しを行った際、有識者や専門家の方々から、災害対策本部体制も含めご意見をお聞きしております。それをもとに、災害対策本部の体制等、組織体制と職員の配置の見直し、改善点等の検証を行っており、また、各部局についても検証結果をもとに各課題について改善を行っておりますが、今後も、訓練等を通じて課題等の改善に取り組んでまいります。

【危機管理室】

政策局関係

- 1 政策立案は、地方自治法の本旨に沿って、住民福祉と生命の安全を基本に行うこと。憲法・平和・人権の理念を明確にすること。

【回答】

地方自治の本旨に基づき、市民の福祉の増進を図ることを基本として、政策立案を行っております。 **【総務法制企画課】**

- 2 本庁舎整備と地域での行政サービスの確保について

これから人口減少や地域での高齢化が進行する中で、行政サービスを各地域で保障するためには、生活圏内に子育て支援・高齢者・障害児者・まちづくり・防災などの担当を配置したフルセット型出張所を整備することが、市の財政面を含めても有効と考える。この観点から以下を求める。

- (1) 19階建て235億円の現構想は過大である。今後の本庁と地域拠点での機能についての考え方を整理することと合わせ、計画を抜本的に見直すこと。

【回答】

新庁舎の規模については、基本構想の中で、耐震改修と二つの建替え案を比較検討した上で、市民サービス向上や事務の効率化、ライフサイクルコストも踏まえた経済性などから、本庁機能と北区役所機能をすべて集約する現在の案としています。 **【庁舎管理課】**

- (2) 地域における今後の行政サービスを保障する体制のあり方について、研究すること。仕組みづくりは広く市民とともに進めること。

【回答】

今後の地域拠点における行政サービスのあり方については、予算や人員など限りある資源の中で、効率的で効果的な体制となるよう、適宜見直しを行ってきておりますが、デジタル化への取り組みなども含めて、今後も研究してまいります。 **【区政推進課】**

- (3) 民間施設との併設ではなく市庁舎単体で整備すること。

【回答】

新庁舎整備の事業スキームについては、従来方式の分離分割発注方式により、本庁舎の建設を予定しています。駐車場や広場・公園等については本庁舎整備とは切り離し、事業手法も含め検討してまいります。 **【庁舎管理課】**

- 3 市民の願いや行政の実態と乖離している包括外部監査は、義務づけをやめるよう国に法改正を求めること。

【回答】

包括外部監査は、地方自治法により実施が義務付けられており、外部監査人の責任において実施されるものです。その目的は、「住民の福祉の増進に努め、最少の経費で最大の効果を挙げる」とことと「組織及び運営の合理化に努めるとともに、規模の適正化を図る」とこととされています。

今後も引き続き、法の趣旨に則り、より効果的・効率的な監査となるよう努めてまいります。

【行政改革推進室】

- 4 市長をはじめとする特別職の退職金を一般職員並みに改めること。

【回答】

特別職の退職金につきましては、現在の社会経済情勢を踏まえたものでなければならぬと考えており、今後とも、より一層、市民の理解を得られる適切なものとなるよう研究してまいりたいと考えております。

【給与課】

- 5 市の政策審議会等は、市民の一般公募枠を設けること。委員の重複や固定化を避けること。

【回答】

審議会の委員選定に当たっては、平成23年に定めた審議会に係る基本方針に基づき運用しています。方針では同一人の複数審議会への就任については原則として4機関までとし、市民から委員を選任する場合には可能な限り公募制によることにしております。今後とも適正な運用を行うよう周知徹底に努めてまいります。

【行政改革推進室】

- 6 移住や定住を促進する観点から、市独自の給付型奨学金制度の創設や、既存奨学金の返済支援制度の拡充を検討すること。

【回答】

移住・定住の観点ではなく、子どもの貧困対策の観点から、高校生への給付型奨学金制度を新設したいと考えています。それに伴い、貸与型奨学金の新規募集は令和2年度をもって終了する予定です。

【こども福祉課】

- 7 再開発ビル内に公共施設を整備することは、今後は慎重に行うこと。新劇場整備のように再開発費用の8割を負担するなど公費投入が莫大になりかねないことや、効率的・自律的な管理運営が難しくなる実態がある。

【回答】

公共施設等の整備にあたっては、マネジメントの5つの視点（総量の抑制と適正な資産経営、施設機能の最適化、公民連携（PPP）、長寿命化と安全確保、情報公開と市民協働）について十分な検討がなされ、一定の効果が見込まれることを新規施設整備の条件とし、さらにまちづくりの方針等にも配慮しながら、進めていくこととしています。

【財産活用マネジメント推進課】

総務局関係

- 1 岡山市長として日本国憲法擁護の立場に立ち、そのことを明確に発信すること。

【回答】

公務に携わる者は、憲法の示すところにしたがって、中立、公正に行政を遂行する義務を負っており、憲法を尊重することは当然のことと考えています。

また、憲法が定める地方自治の本旨に基づき、市民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うべく取り組んでいるところです。 **【総務法制企画課】**

- 2 市民福祉の向上のために、職員の体制確保と処遇の向上を行うこと。

慢性的な人員不足のもとで、一部には長時間・過密労働も発生し、精神疾患も増えており、職員の体制確保と処遇改善は急務である。職員が、「全体の奉仕者」として公正で民主的な行政業務に専念し、心と体の健康を保持できるよう以下を求める。

- (1) 職員は正規での配置を基本とすること。
- (2) 用地担当・土木技術者・建築技術者等については、技術の継承が危惧されることから、年齢構成の不均衡を早期に解決するための採用計画をたてること。
- (3) 法定数及び交付税で措置するケースワーカー、保育士、保健師、消防士等基準や目安が示されている職種で基準等より少ない場合は、早急に充足すること。

【回答】(1)(2)(3)をまとめて回答

職員の配置につきましては、業務の量や性質、配置基準等を勘案しながら、正規職員とともに再任用職員、会計年度任用職員など多様な雇用形態を活用し、より効果的、効率的な市民サービスの提供ができるよう適切に配置してまいります。技術職員の採用につきましては、年齢構成等にも配慮してまいります。 **【人事課】**

- (4) 非正規職員の労働条件を改善し、官製ワーキングプアをつくらないこと。
①非正規が常態化している部署では、正規職員での配置を行うこと。

【回答】

自治体を取り巻く状況に目を向けると、より一層の効率的・効果的な行財政運営が求められており、それは、人員配置についても、同様であると考えております。このような中、本市では、多様な雇用形態も活用し、市民サービスの向上に努めているところです。 **【人事課】**

- ②時給を1000円以上にすること。

【回答】

非常勤職員の勤務労働条件については、毎年、適正な水準となるよう見直しを行っており、今後も民間や他の公共団体の動向を注視しながら適正な水準となるよう見直していきたいと考えております。 **【給与課】**

- ③会計年度任用職員の制度導入にあたっては、公民館職員、図書館司書、栄養士、配偶者暴力支援センター職員をはじめ専門性が必要な職員については、正規化すること。

【回答】

現在非正規の職で、来年度設定すべき職については、会計年度任用職員として新たに任用することとしております。 **【人事課】**

- (5) 自治体職場にそぐわない人事評価制度はやめること。

【回答】

岡山市では平成22年度からすべての職員に対して人事評価制度を実施しております。職務を遂行するに当たり発揮した能力と職務を遂行するに当たり挙げた業績を、定期的に把握し、統一的基準で公正かつ客観的に評価することとしております。能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るために人事評価を活用するよう地方公務員法が一部改正されたことも踏まえ、人事管理の基礎として、今後も人事評価を実施してまいりたいと考えております。 **【人事課】**

- 3 災害対策部門について、当面の間、人員を抜本的に増やすこと。

【回答】

災害対策部門の人員体制につきましては、担当部署と協議し、業務や職場の状況を勘案しながら、適切な配置に努めてまいります。 **【人事課】**

4 職員研修は、憲法を基本に据えることを明確にすること。

【回答】

本市の人材育成の指針となる「人材育成ビジョン」では、めざすべき職員像を「環境の変化に対応し、市民のために自ら行動する職員」としており、職員が全体の奉仕者であるということを基本に据えたものです。この指針の実現に向けて、職員に求められる知識や能力、姿勢を習得し、実務に活かすことができるよう意識改革を促すとともに能力開発を支援するため、職員研修を実施しています。今後とも、研修を通じて、行政のプロとして、市民の信頼の下に、環境の変化に対応し、市民のために自ら行動する職員の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

【人事課】

5 国からの出向職員を減らすこと。

【回答】

国からの出向職員につきましては、必要に応じて適切な受け入れを行ってまいります。

【人事課】

6 職員採用にあたっては、障害者雇用促進法の趣旨にのっとり、身体・知的・精神すべての障害者の雇用と定着をはかること。

【回答】

障害者の雇用につきましては、身体・知的・精神すべての障害の種別を対象とした採用試験を実施しております。

各職場においては、一人ひとりの障害の状況等を踏まえながら、職場環境を整え、対応しているところです。

【人事課】

7 出先機関、外局、教員等も含め、すべての市職員のメンタルヘルスケア及び各種ハラスメント対策を推進すること。

(1) 職員からの申し出に対して

- ①必ずハラスメント防止・対策委員会にかけること。必ずケース会議をすること。
- ②初期段階から弁護士など第三者を入れること。客観的な調査ができるようにすること。

【回答】

ハラスメントの相談につきましては、所属長及び各任命権者の人事担当課を窓口とするほか、専用の相談窓口を設置しており、そのなかで事実関係の調査等を行い、改善に向けて問題解決に努めております。

ハラスメント防止・対策委員会では、必要に応じて弁護士等の意見を求めることができることとしております。

今後も継続してハラスメントのない職場づくりに努めてまいります。

【人事課】

(2) 復職にあたっては、配置転換するなどやり方を改善すること。

【回答】

職員の復職につきましては、ケースごとに適切な対応をしております。

【人事課】

8 「岡山市特定事業主行動計画」は、毎年検証や必要な修正を行い、着実に目標達成をはかること。

【回答】

行動計画の目標に対する取組結果については、毎年公表を行うとともに、必要に応じて行動計画の見直しを行い、女性の活躍推進及び次世代の育成支援に関する取り組みを計画的かつ着実に推進するよう努めてまいります。

【人事課】

9 マイナンバー制度について

(1) 国に廃止を求めること。

【回答】

マイナンバー制度は国が法令に基づき導入したものであり、マイナンバーの利用についても、社会保障・税・災害対策分野における法定事務及び地方公共団体が条例で定める事務においてのみ可能となっています。マイナンバーを含む個人情報については、今後も引き続き法令等の順守により適切に取り扱ってまいります。

【行政事務管理課】

(2) 職員にカード申請を強要しないこと。申請しない職員に不利益扱いを行わないこと。

【回答】

マイナンバーカードは、本人の意思で申請するものであり、取得義務は課されておらず、取得を強制するものではありません。

また、申請しないことによる不利益扱いはありません。

【給与課】

1 0 戦争法＝安保法制の廃止および、発動をしないよう国に求めること。

【回答】

外交・安全保障は国の専管事項であり、国において適切に対応されるべきものと考えております。

【総務法制企画課】

1 1 自衛隊の隊員募集事務を行わないこと。自衛隊に隊員勧誘のための名簿を提供しないこと。

【回答】

自衛官募集事務は、自衛隊法第97条1項を根拠とする法定受託事務として行っており、適齢者情報の提供もその一環として行っております。

【区政推進課】

1 2 原子力発電所（原発）を再稼働しないよう国に求めること。あわせて、原発に頼らないエネルギー計画の策定を求めること。

【回答】

原発を含むエネルギー政策は国の専管事項であり、国において適切に対応されるべきものと考えております。

【総務法制企画課】

- 1 3 家計と中小企業に重い負担を強いる消費税増税は、市民生活に困難さをもたらしている。国に消費税の引き下げ、さらには廃止を求めること。

【回答】

消費税は、本市において重要な財源と考えております。 **【税制課】**

- 1 4 情報公開は適正に行うこと。「企業の公正な競争を阻害」要件を濫用しないこと。

【回答】

法人に関する情報の開示・非開示については、今後とも条例にのっとり、情報公開制度の適切な運用を行ってまいります。 **【行政事務管理課】**

- 1 5 市のさまざまな審議会、各種委員会などに多数兼任されている委員がまだ多数存在していることについて

- (1) 原則として複数審議会への参加は止めること。特に座長の兼任は避けること。
- (2) 専門職以外の委員ははずし、審議内容に精通した市民の声を生かす努力をすること。
- (3) 市民公募と女性委員を増やすよう努めること。

【回答】 (1) (2) (3) をまとめて回答

審議会の委員選定に当たっては、平成23年に定めた審議会に係る基本方針に基づき運用しています。方針では同一人の複数審議会への就任については原則として4機関までとし、市民から委員を選任する場合には可能な限り公募制によることにしております。また男女比率についても、男女いずれか一方の委員の数が、原則として委員総数の10分の4未満とならないようにしております。今後とも適正な運用を行うよう周知徹底に努めてまいります。 **【行政改革推進室】**

- 1 6 平和行政を専管する部署を設けること。

【回答】

組織の設置や改廃の検討に当たっては、「簡素で効率的・効果的な組織」を基本的な考え方に据えて、必要に応じ関係部署と協議しながら適切に対応してまいりたいと考えております。 **【人事課】**

危機管理室関係

- 1 自然災害において、自衛隊との恒常的・組織的な体制構築は不要と考える。自衛隊に求められる役割は、緊急時の初動に限られることを踏まえた協力体制とすること。

【回答】

大規模災害時における自衛隊との連携は不可欠であり、自衛隊法上県を通じて派遣要請を行うこととなっております。 **【危機管理室】**

- 2 「岡山市国民保護協議会条例」に基づく武力攻撃事態を想定した訓練には、参加しないこと。なお市民を強制的に参加させないこと。

【回答】

岡山市では国民保護計画に伴い緊急処理事態を想定し、国・県と合同で訓練を行っており、その中での市町村の役割は、住民への情報提供及び救急活動・避難誘導で、市民の方達にもご理解をいただいたうえで参加していただいております。強制的な参加要請はしていません。

【危機管理室】

- 3 南海トラフ巨大地震等への対策にあたっては、常に最新の知見をもとに防災対策を見直すこと。津波の想定は基準を、朔望平均満潮位ではなく最大潮位に戻すこと。

【回答】

津波の想定基準は、国の基準に基づき、岡山県が津波想定区域図を策定しております。 **【危機管理室】**

- 4 防災空地・避難場所（津波タワー等を含む）を市の責任で確保すること。同時に、市街地中心部での対策を強化すること。

【回答】

避難場所については、小学校、中学校、公民館などの市有施設を開設することとしており、大型店舗等を含め、津波避難ビル協定避難場所についても、確保をすすめているところです。 **【危機管理室】**

- 5 緊急告知ラジオについて、大規模な町内会には複数配置すること。合わせて、市民の購入助成制度を検討すること。

【回答】

岡山市では防災行政無線の戸別受信機を連合町内会単位に2台、緊急告知ラジオを単位町内会や自主防災会等に各1台配備し、販売に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。 **【危機管理室】**

- 6 土砂災害において、崩落の斜面や土砂には産廃や建設残土等が含まれる場合もある。防災担当部局として想定に含め、対応を検討すること。

【回答】

産業廃棄物・残土置き場の適切な管理についてはそれぞれの法規に基づきそれぞれの担当課の指導・監督のもとそれぞれの管理者が行うものと考えます。

【危機管理室】

土砂災害の予防、復旧事業は、国又は県の専管事務であるため、国、県に主旨を伝えてまいります。

【下水道河川計画課】

7 自主防災組織について

- (1) 自主防災組織の結成支援のために

- ① 伴走型支援が必要であり、担当職員を配置すること。
- ② 資機材や備蓄物資等を保管する場所の確保を支援すること。

【回答】

- ① 自主防災会結成促進を図るため、東区は週2日、中区・南区は週1日、危機管理室職員を配備し、自主防災組織結成や補助金申請についての各種相談対応を行っております。

また、単位町内会ごとに自主防災組織結成の説明を求められる場合は、可能な限り危機管理室職員が出向いて、説明しております。

- ② 自主防災組織の備蓄倉庫設置場所につきましては、市の管理する公園への設置について、設置条件はあるものの、概ね可能と考えておりますので、個別にご相談していただければと思っております。

【危機管理室】

- (2) 市の防災計画を町内会で具体化できるよう支援すること。そのために公民館に配置されている地域担当職員を活用すること。

【回答】

こうした活動を拡大するため、地域住民と接する機会の多い各公民館職員には平成27年度より防災士の研修を受講していただき、地域の防災力強化を図っております。今後、こうした取り組みを強化するため、防災士研修を受講した公民館職員とどのように連携するか検討してまいります。

【危機管理室】

8 学校園の調理施設・設備は、大規模災害の支援に有効活用しうることから、以下を進めること。

- (1) 他部局と連携し、大規模調理の施設・設備を活用できる調理人員確保や学校園における自校調理方式の維持をはかること。

【回答】

学校給食施設は、現在岡山市地域防災計画で炊き出し施設として指定されていますが、学校給食施設の市民への開放は施設の安全衛生上、大型調理器具の使用など一定の配慮が必要であると考えています。

また、学校給食施設の活用についても、学校が再開後は児童生徒へ給食提供することになり、学校運営に支障のない範囲での支援になると考えます。

【保健体育課】

公立園については、職員による自園調理が大原則と考えております。これまで同様、必要な人員の確保に努めてまいります。

【幼保運営課】

- (2) 調理体制の確保や実際の給食提供等について、計画やマニュアルの整備をすすめること。関係部局や市民、各種団体と連携した訓練を行うこと。

【回答】

学校給食施設は、現在岡山市地域防災計画で炊き出し施設として指定されていますが、学校給食施設の市民への開放は施設の安全衛生上、大型調理器具の使用など一定の配慮が必要であり、学校に限定した計画やマニュアルの整備は困難であると考えます。今後、必要に応じて、全体計画の見直しの中で検討してまいります。

また、毎年、岡山市総合防災訓練において、教育委員会として「炊き出し訓練」や「避難所開設・運営訓練」に参加して、関係部局及び地域住民等と連携して取り組んでいます。

【保健体育課】

保育園・認定こども園は避難所に指定されていませんが、災害時の調理場の活用について、どのようなことができるか検討してまいります。

【幼保運営課】

市長公室関係

1 政策立案に際しての市民意見の反映にあたって

(1) 公聴会の開催を制度化すること。

【回答】

市民からの意見聴取の方法として、パブリックコメントやアンケートの実施、ワークショップの開催等、事業計画に応じた取組を行っております。

今後も、幅広く市民の声の把握に努めてまいりたいと考えております。

【広報広聴課】

(2) パブリックコメントは、IT利用中心ではなく、実施していることの周知を徹底すること。

【回答】

パブリックコメントについては、ホームページ以外にも広報紙への掲載、各区役所等での閲覧、市政記者クラブへの情報提供等によって広く周知を図っているところです。

【広報広聴課】

市民協働局関係

- 1 非営利公益団体・市民・市がお互いに補完し、活動を推進できるように
(1) 市民協働の核となるNPOの活動・交流拠点を整備すること。

【回答】

多様な主体をつなぎ、協働を推進するコーディネート機関である「ESD・市民協働推進センター」を市役所内部に設置することで、行政と市民との協働を生み出す機能を発揮しているところです。

市民協働を推進していく中で、活動・交流の場の提供も含め本センターにどのような機能が必要か研究してまいりたいと考えています。

【市民協働企画総務課】

- 2 公民館の地域担当職員について

- (1) 地域の実情に合わせ、防災士やソーシャルワーカーなど、専門性を持った職員を配置すること。

【回答】

地域担当職員については、防災士養成講座を受講し、地域の防災力向上にかかる活動の支援に役立てるなどしています。今後も、職員研修等により、地域担当職員の力がさらに発揮されるよう努めてまいりたいと考えています。

【市民協働企画総務課】

- (2) 災害時に自力での避難が困難な住民への個別支援計画の策定にあたっては、公民館の地域担当職員が計画づくりの支援を行うこと。

【回答】

地域で避難計画等を策定する際には、必要に応じて、地域担当職員が、関係部局につなぐなどの支援を行うこととしています。

【市民協働企画総務課】

3 「男女共同参画社会促進条例」とその計画に基づき、政策の推進をはかること。

(1) 岡山市の女性幹部比率を抜本的に引き上げること。

【回答】

岡山市職員における女性管理職比率の引き上げにつきましては、引き続き努力してまいりたいと考えております。 **【人事課】**

(2) 担当課をさんかくセンターに移動させることを検討すること。

【回答】

組織運営や事務の執行体制については、市民サービス向上や事務の効率化の観点から最適なものとなるよう研究してまいります。

【女性が輝くまちづくり推進課】

(3) 男女の差別撤廃、女性の活躍を促すためにも、自営業者の家族・女性の地位向上のため、「所得税法56条」の廃止を国に求めること。

【回答】

所得税法第56条は、租税回避防止の観点から昭和25年の税制改正において導入されたものであり、税制改正における国の動向を注視していきたいと考えております。 **【税制課、女性が輝くまちづくり推進課】**

4 DV対策、性暴力被害対策について市民の人権を守る観点で充実させること。

- (1) DV被害者支援を実質的に民間が担っていることを踏まえ、機能維持・人材育成できるよう予算を大幅に拡充すること。

【回答】

民間のDV被害者保護施設に対しては支援制度を設けており、担い手となる民間団体にとってより活用しやすい制度となるよう検討しているところです。

【女性が輝くまちづくり推進課】

(2) 岡山市配偶者暴力相談支援センターについて

- ①専任のセンター長を置くこと。
- ②全ての相談員を正規にし、スーパーバイザーを配置するなどして、相談体制をさらに充実させること。相談員の確保にあたっては、倉敷市が連携中枢都市圏の枠組みで実質増員していることなども参考にして進めること。
- ③相談員の研修は業務として保障すること。

【回答】

- ①平成31年4月から新たに専任の管理職（再任用・主幹）を相談支援センターに配置し、体制の充実を図っています。
- ②外部の専門機関等が実施する研修への参加や、スーパーバイズの充実により、相談員のスキルアップに努め、育成及び体制の充実を図っています。
- ③相談員として必要な研修については、業務として受講しています。

【女性が輝くまちづくり推進課】

(3) 24時間対応の性暴力相談支援センターを、市民病院に設置すること。

【回答】

犯罪被害者等総合相談窓口、こども総合相談所など関係機関が連携しながら、性暴力被害者の相談、支援に取り組んでいます。今後も、被害を受けた方にとって、よりよい支援となるよう努めてまいります。

また、市民病院においては、被害者の方などが来院した場合、専用の動線や相談スペースを確保するなど適切な対応に努めています。

【女性が輝くまちづくり推進課、医療政策推進課、生活安全課】

(4) DVや性暴力被害者の支援について

- ①被害にあったらまずどうするのか、対処の仕方を周知すること。
- ②国の最新の動向を注視し、市として一時保護や自立支援の拠点を整備すること。

【回答】

- ①市の窓口としては、配偶者暴力相談支援センターや犯罪被害者等総合相談窓口があります。その他にも、県、警察、民間支援団体等もあり、様々な相談窓口の周知に努めています。

【女性が輝くまちづくり推進課、生活安全課】

- ②市内に県が設置する女性相談所がありますが、法的措置には至らないものの支援が必要な人などに対応するため、市として民間のDV被害者保護施設への支援制度を設けています。

【女性が輝くまちづくり推進課】

(5) 補償金や見舞金等の給付金制度を速やかに設けること。被害者の家賃補助を行うこと。

【回答】

犯罪被害者等に対する補償金、見舞金等の給付金制度については、総合相談窓口や関係団体等に寄せられる相談の内容などをふまえ、研究していきたいと考えております。

【女性が輝くまちづくり推進課、生活安全課】

(6) 学校教育・生涯教育を通じて、法及び条例・計画の啓発を行うこと。

【回答】

男女共同参画社会基本法やDV基本法、本市のさんかく条例や第4次さんかくプラン等の法や条例、計画につきましては、継続して普及啓発に努めるとともに、今後もさまざまな機会をとらえ、関係部署とも連携を図りながら、より一層の啓発に努めてまいります。

【女性が輝くまちづくり推進課】

(7) 「性暴力禁止法」(仮称)をつくるよう国に求めること。

【回答】

国の第4次男女共同参画基本計画において、性犯罪への対策の推進として、関係諸規定の厳正な運用と適正かつ強力な捜査の推進とともに、性犯罪に関する罰則のあり方について、法制審議会における審議結果を踏まえて、平成29年に刑法改正がありました。引き続き、今後の国の動向を注視してまいります。

【女性が輝くまちづくり推進課】

- (8) 「売春防止法」を抜本改定して「女性自立支援法」(仮称)をつくるよう国に求めること。

【回答】

非正規雇用やひとり親等、生活上の困難に陥りやすい女性が増加する中、国の第4次男女共同参画基本計画において、就業・生活の安定を通じた自立に向けた取組など、女性が安心して暮らせるための環境整備を進めることとされており、また、「女性活躍加速のための重点方針2019」においては、困難な状況の解消及び女性活躍を支える安全・安心な暮らしの実現に正面から取り組むとされており、これらの取組状況や効果などを注視してまいります。

【女性が輝くまちづくり推進課】

- 5 すべての人がある人らしく生きられるよう、LGBT等の当事者の人権保障のため、パートナーシップ宣言をすること。条例を検討すること。

【回答】

LGBTの方々への支援については、パートナーシップ宣言や条例の制定も方法の一つと考えられますが、市民の理解が十分とはいえない現状を踏まえ、まずは、人権の尊重と、性の多様性の理解促進に向けた啓発に努めています。

今後も継続して効果的な支援や啓発について、当事者の方のご意見を聞きながら、取組を進めていきます。

【人権推進課、女性が輝くまちづくり推進課】

- 6 福島原発事故の指定地域以外からの避難者支援について

- (1) 就学援助、保育料軽減、家賃補助など市独自の支援を復活させること。

【回答】

福島原発事故の指定地域だけではなく、東日本大震災の特定被災区域からの避難者に対し、罹災証明書をもって就学援助を支給しています。

【就学課】

東日本大震災の被災者にかかる保育料については、引き続き、国の被災者支援総合交付金を活用し減免に取り組むこととしております。

【就園管理課】

- (2) いわゆる「二重生活」世帯について、生活実態が確認できた場合に、「ひとり親」とみなすよう検討すること。

【回答】

様々な事情で「二重生活」を余儀なくされている方々との整合性の問題があるため、「二重生活」の実態が確認されただけで、ひとり親とみなすことは困難であると考えます。 **【こども福祉課】**

- (3) 国・東電の家賃補助打ち切りの方針に対して、制度継続を要望すること。

【回答】

家賃補助の実施については、国の専管事項であると認識しており、国の権限と責任において対応し、判断されるものと考えております。

【総務法制企画課】

7 多文化共生の観点から、在住外国人へのサービス向上を図ること。

- (1) 岡山市と行政区の歴史、文化、産業などを紹介する多言語のパンフレットの充実や、ホームページをニーズに合わせて充実すること。
(2) 公共施設の案内表示板は、多言語表示するとともに、平易な文章やルビを打つなど、在住外国人への丁寧な案内に努めること。

【回答】 (1) (2) をまとめて回答

多文化共生社会の推進に向けた施策は市民生活全般に関わっているため、「岡山市多文化共生社会推進プラン」を改訂し、庁内の関係部署における当該プラン推進のための各種取組に対し支援調整を行ってまいります。当該プランの中でコミュニケーション支援を挙げており、在住外国人へのサービス向上に対し、引き続き関係部署への支援調整を図ってまいります。 **【国際課】**

- (3) 在日外国人の地方参政権を認めるよう、国に働きかけること。

【回答】

選挙管理委員会は、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより、選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理することとなっております。選挙管理委員会は、選挙の管理・執行機関として、在日外国人の地方参政権について、今後とも、国の動向を注視してまいりたいと考えております。 **【選挙管理委員会事務局】**

8 コミュニティハウスの管理委託料の増額をはかること。

【回答】

コミュニティハウスは、各学区・地区のコミュニティ協議会を指定管理者として管理運営を委託しており、地域住民の自主的な活動の場として活用されています。このため、管理についての費用については、指定管理料と利用料金等で支出全体を賄う制度としています。

【市民協働企画総務課】

9 町内会集会所建設補助金の補助率を、1／2・上限500万円に引き上げること。

【回答】

町内会からの要望などを勘案しながら、今後とも適正な補助率・上限について検討してまいります。

【市民協働企画総務課】

市民生活局関係

- 1 公民館を市民サービス窓口拠点とするにあたっては、公民館機能を低下させることなく、市民サービスを拡充すること。窓口業務は、公民館職員に頼ることなく、専門職員により窓口の対応や遅滞への改善をはかること。

【回答】

公民館を市民サービス窓口拠点とするにあたっては、公民館機能を低下させることなく市民サービスの向上に努めてまいります。

なお、職員の配置について効率的な運営が図られるように努めてまいります。

【区政推進課】

- 2 サービス拠点への公共アクセスを充実させること。キッズコーナーを設置すること。

【回答】

サービス拠点への公共アクセスの充実に向け、区役所について事業者等へバス路線整備の働きかけを行うとともに、関係部局と連携し、検討してまいります。

キッズコーナーの設置については、スペースやお子様への安全の確保などの問題もありますが、今後保護者への環境づくりの観点から研究してまいります。

【区政推進課】

- 3 消費生活センターは、体制充実と勤務時間の工夫などをしてサービスを拡充すること。相談対応の質向上のためにも職員の意欲と専門性向上のためにも、正規化や継続雇用の保証をすすめること。

【回答】

消費者トラブルが複雑化、悪質化するなか、新たな手口も多発しています。それらに対応するため、国・県が実施する研修に参加する等により、職員の資質を向上し、各種相談に的確に応じることで、市民サービスの向上に努めています。また、今後も必要な相談体制の充実や相談対応の質向上に努めていきます。

【生活安全課】

- 4 スポーツ振興計画にのっとり、施設整備・環境整備に努めること。既存施設の利用者の声をよく聞き、スポーツの機会確保に努めること。

【回答】

スポーツ施設の改修や新設につきましては、将来に向けた計画的な施設整備の指針として平成27年度に策定した「岡山市スポーツ施設整備方針」に基づき、全市的な施策・事業とのバランス、利用状況等を踏まえたうえ、緊急度等を考慮しながら施設の整備・改修を実施しているところであり、今後も取り組みを進めてまいります。

また「岡山市スポーツ推進計画」に基づき、スポーツ実施率向上に向けた生涯スポーツ振興事業の取り組みを継続してまいります。

【スポーツ振興課】

- 5 民間のアリーナ等の建設計画に市費を投入しないこと。

【回答】

民間のアリーナ等の建設計画については、現在、事業計画等の提案がなされていないことから、市では具体的な検討を行っておりません。

【スポーツ振興課】

- 6 芸術創造劇場（仮称）の整備にあたって。

- (1) 今後の管理運営は長期的な計画策定を含め、市の負担が過大なものにならないようにすること。

【回答】

新劇場は複合施設内に整備されることから、今後、維持管理費等の所要額について管理組合と協議を進め、市の負担が過大なものにならないよう整理してまいりたいと考えております。

【文化振興課】

- (2) 新しい文化芸術施設の地権者への丁寧な対応を行うこと。

【回答】

新劇場の整備は再開発事業で行っており、地権者への同意に関わること等につきましては、再開発組合が行うこととなります。

岡山市としては、今後も新劇場の整備内容について地元住民も含め、広く市民の皆様へ説明を行ってまいりたいと考えております。

【文化振興課】

- (3) 市内団体、学校、教育団体、福祉関係団体の利用について、減免制度を設けること。

【回答】

減免制度については、設置条例を検討する過程において施設利用者からのヒアリングや意見交換会での意見をいただいているところであり、引き続き慎重な検討を進めてまいりたいと考えております。

【文化振興課】

7 文化芸術のイベント開催について

- (1) 「おかやま国際音楽祭」について、目的や効果を検証すること。

【回答】

おかやま国際音楽祭の事業効果を表す指標の1つであるアンケートについては、2018年度から対象事業を拡げているところです。

2019年度は賑わい創出事業をはじめ、地元メディアが実施する共催事業においても、インターネットによる回答など、アンケートの配布回収方法を工夫し、より多くの意見を聴取できるような取組を行いました。

今後もアンケートの集計結果をもとに、目的や効果を検証してまいりたいと考えております。

【文化振興課】

8 斎場整備を大きく再考すること。

- (1) 斎場整備計画について。今後の人口減少化を踏まえて必要炉数の計算など計画の前提を見直すこと。岡山市内2斎場でまかない、不要・過剰なものはつからないよう再検討すること。他市との共同整備は不要であり見直すこと。

【回答】

岡山市の斎場整備に係る「必要炉数」については、今後の火葬需要に耐えられるように検討した結果（28炉）であり、この結果を踏まえて斎場整備を進めていく必要があると考えています。

整備に当たっては、災害時のリスク分散の観点も含めて、東山、北斎場に加え、現在の西大寺斎場の代替施設として東部地区に整備することが望ましいと考えています。

【生活安全課】

- (2) 富吉新斎場の計画は白紙撤回し、一からやり直すこと。地域住民との十分な合意形成ができていない、産廃跡地で何が埋まっているか分からないなど、問題山積のまま進めてはならない。

【回答】

北斎場の敷地については「最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン」に従い、必要な対策を講じていますが、モニタリング等、引き続き必要な調査を行うなど、地域住民の不安解消に努めていきます。

現時点で、ご賛同頂いていない方々へは、北斎場の必要性等について引き続き理解を求めています。

【生活安全課】

9 未使用市営墓地の返還にあたっては、使用料を還付すること。

【回答】

笠井山霊園や上道墓園等7つの墓地については、交通の利便性等から未使用墓所の返還を望む事例が生じることや、未使用墓所の返還を促進し希望者に再貸し付けを行うことを目的として、使用料返還の対象としております。

使用料返還の対象となる墓地は、未使用であっても年間の管理経費の負担が必要ですが、東山地区の墓地は在来墓地を含むことからすべての墓地の管理経費を不要としており、同種の返還制度を設ける必要は乏しいと考えております。

【生活安全課】

財政局関係

1 消費税は、低所得層ほど負担が重い不公平税制であるとともに、国の税収構造をゆがめている。国に対して、以下を求めること。

- ①消費税は廃止すること。当面5%に引き下げること。
- ②軍事費の縮減や特に米軍思いやり予算の廃止、大企業・大資産家向けの減税をやめ、応分の負担を求めるようにすること。

【回答】

税制の構造にかかわる問題については、毎年、国において、経済の大きな動向や社会情勢を踏まえ、多方面から議論、検討されており、税制改正における国の動向を注視していきたいと考えております。【税制課】

2 国と地方の役割分担を明確にした上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を負担するよう国に求めること。

【回答】

国庫補助負担金改革については、指定都市市長会の政策提言において、国へ要望しております。今後も、真の分権型社会の実現のため、引き続き国に対して要望していきます。【財政課】

3 地方交付税の削減手法であるトップランナー方式の中止を国に求めること。

【回答】

国の歳出削減を目的とした地方交付税総額の一方的な削減は行わないことについて、指定都市市長会の政策提言において、国へ要望しております。【財政課】

4 繰り上げ償還にペナルティを課さないよう国に求めること。

【回答】

公的資金補償金免除繰上償還については、指定都市市長会の政策提言において、国へ要望しております。今後も、財政の安定的な運営のため、引き続き国に対して要望していきます。【財政課】

- 5 臨時財政対策債ではなく地方交付税として満額交付するよう国に求めること。

【回答】

地方交付税の必要額の確保と臨時財政対策債の廃止については、指定都市市長会の政策提言において、国へ要望しております。今後も、財政の安定的な運営のため、引き続き国に対して要望していきます。

【財政課】

- 6 政令市移行に伴って市負担が増やされた単県事業の県負担分の増額を県に求めること。

【回答】

政令市移行に伴う単県事業における県負担分の取り扱いについては県市協議のうえ、決定しております。今後、県内市町村間で均衡を欠くような県負担分の取り扱いがなされるような場合には、是正を求めています。

【財政課】

- 7 財政健全化のために元金返済額を上回る起債は行わない方針に立ち返ること。

【回答】

元利償還金の全額が地方交付税に算入されるものを除いた借入については、極力抑制を図っておりますが、今後当面の間は、喫緊の課題である市有施設の耐震化や老朽化施設の改修・更新などを実施していく必要があります。時限的に有利な起債を活用し将来世代に負担を先送りすることがないように極力借入額を抑制し、実質的な公債費負担の適正化、平準化を図ってまいります。

【財政課】

- 8 「公共施設マネジメント」について、強引な施設統廃合は行わないこと。

【回答】

公共施設等マネジメントは、まちづくりのあり方に関わるものであり、その実施に当たっては利用者であり納税者でもある市民の理解が不可欠であることから、公共施設等の実態に関する情報を適切な時期にわかりやすく公開することによって市民等と問題意識の共有を図りつつ、マネジメントの合意形成に努めながら進めていきます。

【財産活用マネジメント推進課】

9 市有施設の管理運営について

- (1) 直営を基本とすること。
- (2) 指定管理者制度を導入した場合でも、市に管理責任があることを明確にし、市民サービスを低下させないこと。
- (3) 指定管理の点検・評価は、行政や業者だけでなく、市民も参加して行えるよう検討すること。

【回答】 (1) (2) (3) をまとめて回答

市有施設の管理運営方法は、市民サービスの向上及び効率化を図る観点から決定しており、指定管理者制度を導入した場合においても、市有施設の最終的な管理責任は市にあり、市民サービスの低下を招くことはないと考えています。

指定管理者の管理運営に係る点検については、指定管理期間満了前に市において実施し、今後の方針を決定しているところであり、評価については、引続き検討したいと考えております。

【財産活用マネジメント推進課】

10 入札制度の改善について

- (1) 総合評価制度については、地域貢献度の配点を大幅に増やすこと。

【回答】

本市の建設工事総合評価一般競争入札は、企業の施工実績、配置予定技術者の能力、企業の体制等を評価する特別簡易型を原則としており、そのうち企業の体制等に関する項目に市内外業者区分等を評価・加点することとしております。今後も総合評価制度の主旨を踏まえ、評価項目や配点について、引き続き適切に運用してまいります。

【契約課】

- (2) 一般競争入札の運用にあたっては、地元中小企業・業者の仕事確保の観点から、一定額以下は大企業を排除する逆ランク制度を採用すること。

【回答】

本市の建設工事一般競争入札は、対象工事の許容価格に応じて、経営規模や技術力等による格付業種の等級や地域性等を参加資格要件としており、引き続き地元中小企業・業者に配慮した運用に努めてまいります。

【契約課】

- 1 1 市の直接発注や事業受託者の下請け発注において、質の確保とともに、そこに従事する人たちの生活を守るため、公契約条例を制定すること。

【回答】

公契約条例の制定につきましては、最低賃金法等の範囲内で労使間で自主的に決定すべき賃金などの労働条件を制限することになるため、企業経営に影響を与える恐れや人件費の増加により資金面に余裕のない中小企業を入札から排除しかねないこと等の課題があります。このため、現在のところ、本市においては条例制定の検討には至っておりません。

【契約課】

- 1 2 小修繕業者登録制度の活用拡大のため、対象を50万円未満に拡充すること。

【回答】

小修繕業者登録制度につきましては、発注件数の増加を図るため、定期的に全庁に向けて、当該登録制度の趣旨、登録業者一覧を示し、活用にかかる周知を徹底しており、あわせて、登録業者数の増加を図るため、本市のホームページに、発注実績などの契約情報を公表しております。

登録手続き等につきましては、発注担当部門や登録業者にアンケート調査を行い、その内容を踏まえ、より使いやすい制度となるよう取り組んでおり、平成31年4月からは、申請書の簡略化や申請手続きの見直しを行っております。

また、発注件数につきましては、年々増加しているところであり、引き続き関係課等への周知を図るとともに協力しながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

今後の制度の枠組みにつきましては、様々な意見等を参考にしながら、登録制度が活発に運用されるよう努めてまいります。

【契約課】

1 3 市の遊休地・未利用地及び岡山市土地開発公社が保有する塩漬け土地について

- (1) 福祉・教育分野に有効活用すること。
- (2) 処分方針を決定するにあたっては、売却ありきではなく、十分な市民的議論を行ってから決定すること。

【回答】(1)(2)をまとめて回答

平成29年3月に、「岡山市公共施設等総合管理計画」を策定し、「市有未利用地等は、売却を基本とし、手法は一般競争入札とする」こと、「ただし、まちづくりの方針等に基づき各局区室長が活用方針を個別に定める必要があると判断したものは、貸付や公募売却もできる」と定めています。

また、未利用地等の処分を検討するにあたっては、あらかじめ庁内で利用要望についての調査を行い、まずは庁内での有効活用を検討することとしています。

【財産活用マネジメント推進課】

1 4 市民の滞納に対しては、暮らしの再建を第一に考えた対応と支援を行うこと。

- (1) 他部局とも連携して、暮らしの再建を第一に考え丁寧に関われる体制をつくること。

【回答】

催告書・督促状の送付時など、さまざまな相談の機会をとらえて、個々の状況に応じた、きめ細やかな納付相談を実施しております。生活困窮等で支援が必要な方については、「岡山市寄り添いサポートセンター」などをご案内しております。

【収納課、料金課】

- (2) 生活相談対応専門部署を設置すること。

【回答】

岡山市は減免や納付相談を行う窓口が市域内に点在しており、生活相談対応を特定の専門部署で行うことは困難ですが、岡山市寄り添いサポートセンターを案内するなど、各部署との連携を強化しながら、今後も生活困窮者を早期に発見し、相談支援につなげていきたいと考えています。

【生活保護・自立支援課】

- (3) 分納約束した人には、それ以前の督促状の発送は停止するとともに、分納の中断があった場合でも納付書の送付を中断させないこと。

【回答】

督促状の送付については、法令で定められております。また分納については、今後の納付計画の相談も必要となるため、納付書が無くなった際は連絡をいただくようにしております。

【収納課、料金課】

- 1 5 県の滞納整理機構に案件送付をしないこと。

【回答】

滞納整理の促進により滞納の早期解決を図る観点から地方税法第48条に基づき、岡山県滞納整理推進機構に引き継ぎを行っております。

【収納課】

- 1 6 管理実態のない財産区については全体像を把握すること。平成11年度局長答弁に基づいて、早期に公有化を具体化すること。

【回答】

財産区財産の市有財産化にあたっては、市有化し公共の福祉の用に供すべき財産であるかどうかの確認、処分方針についての財産区住民の意向を確認することが不可欠であり、管理実態のない財産区において、どのようにそれらを確認していくか検討を進めているところです。

【財産活用マネジメント推進課】

- 1 7 市有施設は新々耐震基準を満たすこと。

【回答】

市有施設の耐震化は、所管課が策定する「個別施設計画」に基づき、新々耐震基準（平成12年改正）に対応した耐震化を順次進めています。

【公共建築課】

保健福祉局関係

- 1 平和首長会議・日本非核宣言自治体協議会に参加する岡山市にふさわしい平和行政をすすめること。

平和で幸せな岡山市を築くため、不断の努力を続けることを誓っている岡山市平和都市宣言の立場を発展させ、非核平和都市宣言とし、核兵器廃絶に向けて行動すること。そのためにも、福島原発事故の教訓に学び、原発ゼロ・核兵器廃絶の立場をあらゆる場面で明確にすること。

【回答】

岡山市は平和な社会の実現を願って昭和60年6月25日に「平和都市宣言」を行い、その中で、核兵器の廃絶を願い、平和で幸せな岡山市を築くため不断の努力を誓いました。今後もこの宣言の趣旨を生かして、様々な平和祈念事業を推進していく中で、平和の尊さを市民に周知するとともに、平和なまちづくりを進めるためにたゆみない努力を続けていきたいと考えております。

【福祉援護課】

2 平和行政について

(1) 市有施設内に署名コーナーを設置すること。

【回答】

核兵器の廃絶を実現させるための方法や考え方については、様々な意見や立場があることから、市有施設における署名コーナーの設置等については、慎重な対応が必要と考えます。 **【福祉援護課】**

(2) 岡山空襲展示室を充実させること

- ①現在いる3人の学芸員を正規職員にすること。
- ②市民協働で運営できるよう運営委員会の設置、ボランティアガイドなどを組織すること。
- ③シティミュージアムと一体に企画、管理するため市民局に移管すること。
- ④学校の授業に位置付けられた平和教育は、利用を無料とすること。
- ⑤展示室の活用や教育現場などに資料を貸し出す事業の啓発を強化すること。

【回答】

①②③ 岡山空襲展示室の学芸員については、今後の空襲展示室の運営・所管などについての議論の中で、雇用の形態も含め岡山シティミュージアム等本市の他施設との関係や本市全体の人事のあり方等総合的に検討していきたいと考えています。 **【福祉援護課】**

④ 平和教育でシティミュージアムを利用する場合の使用料は無料です。

【岡山シティミュージアム】

⑤ 「岡山空襲展示室」の教育現場への活用については、教育委員会の協力を得ながら、今後も一層啓発に努めてまいります。

【福祉援護課】

(3) 戦争・戦災遺跡の保存・伝承に努めること。

- ①各学校・園、公民館などで啓発を行うこと。
- ②説明板の改善・保全・増設をすること。
- ③戦災死者追悼のため、氏名を彫った平和の礎を建立すること。
- ④市有地にある戦災遺跡を整備すること。
- ⑤「岡山空襲の記憶」パンフレットを学校現場などでより活用すること。

【回答】

①⑤ 社会科や総合的な学習の時間で、より身近な戦争資料として児童生徒が活用し学習できるように周知を図っています。 **【指導課】**

- ② 説明版には、岡山空襲展示室ホームページのQRコードを貼り付けるなど、活用に努めています。また、説明板の修繕等は必要に応じ対応したいと考えておりますが、新たな説明板の設置については、所有者等との関係で困難な状況にあるのが実情です。
- ③ 名前を彫り込んだ平和の礎の建立につきましては、既に建立されている「岡山市戦災死者供養塔」との関係、戦災死者の方々の公開等様々な課題があることから、市民の皆様の声が煮詰まることが、議論の前提になると考えています。
- ④ 戦災遺跡については、市内の23か所に被災建築物説明版を設置しておりますが、戦争・戦災遺跡の保存（整備）については、所有者の意向を尊重する必要があるため、早期に結論を出すことは困難と考えております。 **【福祉援護課】**

(4) 中国残留日本人孤児について、高齢化の実態把握と必要な介護の支援を行うこと。

【回答】

中国残留邦人等の方々に対しては、自立指導員等を派遣し、高齢化の実態把握に努めるとともに、必要な支援ができるよう今後も対応していきたいと考えています。 **【福祉援護課】**

3 高齢者福祉の充実のために

(1) 更なる介護保険制度改革については、以下を国に求めること。

- ① サービスから外れる市民が出ないようにすること。
- ② 健康寿命延伸の観点でサービスを利用しやすくすること。
- ③ 介護報酬引き下げに反対すること。

【回答】

- ① 介護（予防）サービスは、要介護（支援）認定された方の心身の状態に合わせたケアプランに基づいて提供されるものであり、一方的に介護（予防）サービスから外れることはありません。
- ② 適正なケアマネジメントの中において、状態維持・改善などにつながる効果的なサービスの提供に努めてまいります。

【介護保険課】

- ③ 介護報酬は、介護サービスの種類ごとに、サービス内容、要介護度、事業所や施設の所在地等に応じた、平均的な費用を勘案して決定されており、国において適切な報酬の決定がされるものと考えます。

【事業者指導課】

(2) 岡山市第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に向けて

- ① 実情をつかみ、値上げ回避に最大限の努力を払うこと。
- ② 本人の収入を基本とした保険料の減免制度をつくること。

【回答】

- ① 現在本市では、国標準の設定から市民税課税層の段階数を増やし、所得段階を12段階に区分して、より負担能力に応じた保険料率を設定しています。

また、低所得者への対策として、市民税非課税世帯である第1段階から第3段階までを対象に、保険料率を引き下げ、負担軽減を図っています。

令和3年度の介護保険料改定に向け、引き続き介護予防・状態改善の取り組みや給付の適正化を推進し、保険料上昇の抑制に努めます。

- ② 市民税非課税世帯で、本人の課税年金収入等が80万円を超える場合でも、世帯収入、扶養及び資産の状況が一定の条件に該当するときは、申請により第1段階保険料相当額まで軽減する減免制度を、市独自に設けています。

【介護保険課】

(3) 介護従事者が安心して働くために、賃金の大幅引き上げを進めること。
現在行われている職種や年数を限った処遇改善加算では、現場に対立を生んでおり、全体の底上げが必要。

- ①すべての介護従事者の給与を勤続や職種などの制限なしに、大幅底上げできるように国に強く求めること。
- ②合わせて、賃上げの状況について一人ひとりの実態把握を市として行うこと。

【回答】

- ①平成30年度介護報酬改定では、0.54%プラスの改定がされ、また、直接処遇職員には、処遇改善加算も設けられています。昨年10月からは、経験や技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進めるため、特定処遇改善加算が設けられました。この新たな加算は、勤続10年以上の介護福祉士がいない場合や、介護福祉士以外の職種についても、一定の条件を満たす事業所は取得が可能となっています。
- ②平均賃金の状況等については、公益財団法人 介護労働安定センターにより、毎年実態調査が行われ、岡山県の調査結果も示されています。
また、最低賃金等の設定も都道府県単位で行われることから、岡山市のみの実態把握は考えていません。

【事業者指導課】

(4) 総合事業について

- ①緩和されたサービスは廃止してもとに戻すこと。

【回答】

サービス提供事業者の人員や設備の基準などを緩和した岡山市独自の生活支援サービスは、利用者の選択肢の拡大や介護サービスの担い手の拡大等を目的に実施しており、今後も必要な見直し等を行いながら継続していきます。

【地域包括ケア推進課】

- ②事業所や利用者の声を聞くなど実態把握を行うこと。

【回答】

平成30年4月に実態調査を行い、通所型サービス事業所では「対応する職員がいない又は確保が困難」、訪問型サービス事業所では、「緩和型サービスの報酬が低い」等の意見が出されました。

また、生活支援通所サービス（緩和型デイ）について利用者とケアマネジャーにアンケートを実施して、実態把握を行っています。

【事業者指導課、介護保険課】

- ③サービスの質を落とさないために、介護職員の処遇、研修の向上に市としても務めること。

【回答】

処遇については、国の処遇改善加算に準じて導入しているところであり、研修については、生活支援訪問サービス従事者研修を実施して、質の向上に努めています。 **【事業者指導課】**

- ④利用者を緩和されたサービスに誘導しないようケアマネージャー等に周知すること。

【回答】

要支援者の状態像に応じた自立支援のための適切なサービス提供や、プラン作成などを、実地指導の際や介護予防支援・介護予防ケアマネジメント研修などで周知をしています。 **【事業者指導課】**

- ⑤通所について、事業所数が増えておらず、限られた事業所に過重な負担がかかっている現状を改善すること。

【回答】

通所型サービス事業所数は横ばいの状態です。緩和型サービスの利用者数は当初の見込みを下回っており、利用されている事業所も偏りがあることは課題として認識しています。今後、総合事業の見直しをする中で検討してまいります。 **【事業者指導課】**

- (5) 誰でも安心して終生いられる特別養護老人ホーム整備を引き続き進めること。要介護度2以下でも申請を拒否しないこと。

【回答】

特別養護老人ホームの整備につきましては、現在第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき進めているところです。次期の計画策定においても、各種調査を実施し計画策定に活かしてまいります。

また、介護認定が要介護2以下である方が入所する特例入所については、施設が設置する入所検討委員会を経て、施設自らが決定することになります。介護認定が要介護2以下であることのみをもって機械的に排除するのではなく、特例入所事由に該当する場合は、適切に運用するよう各施設に対し指導を行っています。 **【高齢者福祉課、事業者指導課】**

- (6) 特養入所にあたっては、「社福軽減」分を全額補助すること。

【回答】

社会福祉法人による生活困難者等に対する介護保険サービスに係る利用者負担額軽減制度事業は、国の通知（実施要綱）に基づき、本市で別途実施要綱を定め運用しており、社会福祉法人に対する助成措置は、国の通知で、社会福祉法人が軽減した総額のうち、本来受領すべき利用者負担収入のおおむね1%を超えた部分の1/2と規定されております。

また、この軽減制度事業は、社会福祉法人が、その社会的な役割にかんがみ、利用者負担を軽減することにより、介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とするものであることから、ご理解ください。

【介護保険課】

- (7) 特養で障害者就労・自立支援者就労などを受け入れている法人に対して、援助制度を市独自で拡充すること。

【回答】

人材を確保するための受け入れに対する、市独自の援助については考えていません。

【事業者指導課】

- (8) 通所系サービスの食事代や配食サービスなどについて低所得者対策をとること。

【回答】

通所系サービスの食事代や配食サービスなどの自己負担については、他の居宅サービス利用者との費用負担の公平性の観点から、軽減対策をとることは困難であると考えております。

【介護保険課】

- (9) 利用料算定の所得に非課税所得は含めないよう国に制度改善を求めること。

【回答】

保険給付外となっている介護保険施設入所者等の食費及び居住費について、低所得の方に対しては、保険給付の一部として補足給付を行い、利用者負担の軽減を行っておりますが、この補足給付を行うための負担限度額認定に係る利用者負担段階の判定に、非課税年金を含めることとなっております。

判定に非課税年金を含めることは、自宅で暮らす方、保険料を負担する方、老齢年金を受給している方との利用者負担の公平性の観点から、必要であると考えております。

【介護保険課】

(10) 保険料の滞納を理由とする介護サービス取り上げについて

- ①滞納分が時効によって固定され、遡及して保険料を払うことができなくなることで、ペナルティの利用料4割負担から抜け出せない現状があり、必要な介護サービスを受けられず状態悪化する事例がある。国に制度改善を強く求めること。
- ②利用料の10割負担、入所施設からの追い出しなどは行わないこと。
- ③給付制限も設けないよう国に要望すること。

【回答】

- ① 時効成立の滞納があることに対する給付額減額の制限は、きちんと納めていただいている被保険者との公平性の観点から必要であると考えます。

時効が成立した保険料は、徴収権自体が消滅するため、納付できません。しかし、時効成立前であれば、申し出により時効が延長され、その上で分割納付することも可能です。

- ② 時効前の滞納があることに対する、一旦10割負担していただく償還払い化の制限は、きちんと納めていただいている被保険者との公平性の観点から必要であると考えます。

この制限は、滞納保険料を一括または分割で納付していただくことで、適用を回避あるいは解除できます。

- ③ 介護保険制度は、被保険者が相互に保険料を負担し合う社会保険制度であり、他の被保険者に納付意欲を損なわせることなく、被保険者間の公平を図るためには、給付制限は必要な制度であると考えます。なお、災害その他特別の事情があると認める場合は、その適用をしないこととしています。

【介護保険課】

(11) 介護認定に関して

- ①認定調査員について、身分保障と処遇向上を進めること。
- ②現行の1件当たり単価制の給与形態が認定調査の質を引き下げている懸念がある。マニュアル通りの調査を徹底すること。
- ③がん患者は病状変化がよくあるので、介護度が軽くなった場合でも、ベッドや手すりなどを継続利用できるようにすること。
- ④更新時に介護度が軽く認定され、それまでの生活を維持できない事例が増えている。また、軽度化にともなって次の更新までの期間が長くなることもあいまって、サービスを減らすか自己負担を増やすかを選択せざるを得ないケースもある。軽度化に誘導するインセンティブ方式をやめること。国にもやめるよう求めること。
- ⑤認定審査の訪問調査に、ケアマネージャーが求めた場合は最初からの同席を認めること。

【回答】

- ①② 本市は、令和2年度から認定調査業務を指定市町村事務受託法人に委託することとしています。指定市町村事務受託法人とは、調査を適正に実施することができるものとして県が指定した法人であり、岡山市が雇用している現行の調査員について、希望される人については身分移管をすることとしています。

契約に向けた受託法人との協議の場を通じて、処遇改善や調査員の資質向上などに努めるよう市の考えを伝えていきます。

- ③ がん患者に限らず、要介護1以下であっても、ケアマネージャーの判断と医師の医学的所見等によって、申請により例外的に福祉用具等のレンタルを認める場合があります。
- ④ 介護保険における要介護度は、法令で定められた全国一律の基準に基づく認定調査等により適切に審査判定されています。

次回の更新までに心身の状態に変化が生じ、現状と要介護度が乖離した場合は、要介護度の見直しである区分変更申請をすることができます。

保険者機能強化推進交付金は、地域の課題に対応するための体制を構築し、自立支援・重度化防止を推進していくことを目的としたものであって、軽度化に誘導する趣旨のものではございません。

- ⑤ ケアマネージャーが求めた場合、調査の最初から同席を認めています。

【介護保険課】

- (12) 専門職を配置したふれあい介護予防センターをすべての福祉区に設置すること。

【回答】

現在、ふれあい介護予防センターでは、北区、中区、南区に1か所ずつ事務所を設置し、各事務所が2福祉区を受け持つことで、市内全域をカバーする体制をとっています。

【地域包括ケア推進課】

- (13) 高齢者虐待の防止と対応について。

- ①対応システム（相談窓口・緊急一時保護など）を整備・拡充し、市民への啓発を強化すること。対応にあたっては、情報漏洩防止を徹底すること。

【回答】

令和元年7月に改訂した「岡山市高齢者虐待防止ガイドライン」に沿って、地域包括支援センターと関係課が連携し、虐待の早期発見、早期対応に努めるとともに、弁護士等の専門家や警察等の関係機関との連携強化を進めています。なお、情報の取り扱いについては、法令等に基づき守秘義務を徹底しております。

また、市民へは、虐待防止パンフレットの配布や地域包括支援センターの職員による啓発活動を行っておりますが、相談窓口である地域包括支援センターのさらなる周知を図りたいと考えています。

【地域包括ケア推進課】

- ②特養に限らずすべての高齢者施設での虐待未然防止のために、立ち入り検査を抜き打ちで行うこと。検査結果を公表すること。

【回答】

高齢者施設での虐待未然防止のために、定期監査で指導・助言を行い、事故報告や相談で虐待の疑いがある場合には、状況によっては抜き打ちで立ち入り検査を行うことも想定しています。

また、事実確認を行った結果、高齢者虐待の事実が認められた場合は、県に報告し、県知事が毎年度、高齢者虐待があった場合にとった措置等について公表しています。

【高齢者福祉課】

- (14) 家族介護者慰労金は、「介護度3以上」「1年以上サービス未利用」などの条件を撤廃し、在宅介護をしている人全員を対象とすること。

【回答】

厚生労働省から地域支援事業実施要綱の改正が示されたところであり、その中で家族介護継続支援事業の対象事業と対象要件が明確化され、岡山市としても見直しを行ったものです。

ご理解をお願いします。

【高齢者福祉課】

- (15) 緊急通報システムについて、昼間に一人になる高齢者のいる世帯にも対象拡大すること。連絡先について柔軟に運用すること。

【回答】

緊急通報システムについては、高齢者のみの世帯に属する寝たきりや病弱な方を対象に、貸与（給付）しております。日中の一人暮らし高齢者などの設置要件の緩和については、高齢者の生活実態、見守り体制の状況を勘案しながら、引き続き研究してまいりたいと考えております。

また、市内居住の3人の近隣協力員が得られる方を原則としておりますが、個別のケースによっては事情をお聞きして対応を検討させていただいております。

【高齢者福祉課】

- (16) 常時おむつを利用している高齢者のいる非課税世帯への助成について、総社市などが実施している事業などを参考に、市としてと行うこと。

【回答】

介護者慰労金の見直しの中でおむつ代に対する助成について他都市の状況を調査・研究しましたが、新しい事業の創設にはなりませんでした。ご理解をお願いします。

【高齢者福祉課】

- (17) 介護給付費の住宅改修事業を現物給付にするよう国に求めること。

【回答】

介護保険制度上、「現物給付」の要件に関しては、介護保険法第41条第6項、介護保険施行規則第64条で定められており、その中に住宅改修費は入っておりません。

【介護保険課】

- (18) 補聴器補助の拡充を図ること。また、公共施設には磁気ループの導入を促進させること。

【回答】

補聴器の補助は、国の補装具制度に基づき必要な人に給付しており、助成の拡充は困難です。

【障害福祉課】

- (19) 自動車運転に関して、踏み間違い防止装置の購入補助を行うこと。

【回答】

国において、12月5日に閣議決定された緊急経済対策で、高齢者を対象とした自動ブレーキ装着車やアクセル・ブレーキ踏み間違い時急加速抑制装置等の安全装置に対する補助が盛り込まれており、事業の具体化により、市としてどのような対応が必要か注視している状況です。

【生活安全課】

4 共生社会の実現のために

- (1) ハブになる部署をつくること。

【回答】

地域共生社会の推進につきましては、担当である保健福祉局を中心に市民協働局などの関係部局と協議しながら進めることとしております。

【保健福祉企画総務課】

- (2) 地域包括支援センターは、全年齢に対応できる福祉の総合窓口として中学校区単位に施設整備すること。ソーシャルワーカーなどの専門職を配置すること。センターの存在と役割の全市民への周知を徹底すること。

【回答】

地域包括支援センターは、6カ所の本センターと10カ所の分室に職員を集約させ、複数の専門職が連携することで、地域の課題に対応できる体制をとっています。今後、より複雑化・多様化する高齢者の課題に対応できるよう、適切なセンター運営に必要な人員体制づくり、業務改善、職員の資質向上を進めていきます。

なお、障がい者や引きこもりなどの課題を抱えた世帯などの複合課題については、本市が構築している総合相談支援体制の中で最適な機関と連動しながら必要な支援を行ってまいります。

【地域包括ケア推進課】

- (3) 在宅介護支援のために、多職種チームを小学校区単位で確立すること。

【回答】

在宅介護の支援機関のひとつである地域包括支援センターは、6カ所の本センターと10カ所の分室に職員を集約させ、複数の専門職が連携するチームケアで、地域の課題に対応できる体制をとっています。また、概ね小学校区ごとに担当者を決め、多職種とのネットワーク構築等を進めています。今後も引き続き適切なセンター運営に必要な人員体制づくり、業務改善、職員の資質向上を進めてまいります。

【地域包括ケア推進課】

- (4) 24時間地域巡回型訪問サービスを充実させること。

【回答】

介護保険法による定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、中重度者の在宅生活を支えるための重要なサービスであり、補助金を活用し、事業所新設に当たっての負担軽減などを通じて、事業所数の増加を図っているところです。

【事業者指導課】

5 認知症対策について

(1) オレンジプランについて

- ①啓発から家族支援の強化に転換し、数値目標を含めた具体的な計画を持つこと。
- ②初期集中支援チームの位置づけを高め、担当制を敷くなどして体制の抜本強化を図ること。

【回答】

- ① 岡山市における認知症施策の指針（岡山市版オレンジプラン）は、岡山市の認知症施策の方向性を示すものとして策定したものです。このプランを受けて、事業ごとの数値目標を岡山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に定めています。

また、岡山市版オレンジプランに沿って、認知症の人と家族への支援の強化の取り組みも進めているところです。

- ② 岡山市では、岡山市地域ケア総合推進センターに認知症初期集中支援チームを設置していますが、各地域包括支援センターにもチーム員を配置し、地域包括支援センターの地区担当とも連携しながら、認知症の人やその家族の支援をしているところです。

【高齢者福祉課】

- (2) 認知症サポートリーダーを中心に、サロンや地域活動の充実を計画的に行うこと。

【回答】

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で認知症サポートリーダーの養成人数について具体的に定めているところです。

地域活動については、認知症地域支援推進員と連携し、認知症サポートリーダーが地域における認知症への理解を深めるための普及啓発活動や、認知症カフェ等認知症の人と家族の支援強化につながる地域づくりへの支援を実施しています。

【高齢者福祉課】

(3) 認知症カフェについて

- ① 数値目標を立てるなど、拡充を進めること。
- ② 認知症地域支援推進員をすべての包括センターに1人以上置くこと。
- ③ 気軽に相談できる認知症サテライト相談の回数を増やすこと。

【回答】

- ① 認知症カフェについては、岡山市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で数値目標を定め、拡充に向け、開催・運営を支援しているところではあります。
- ② 認知症地域支援推進員は、岡山市地域ケア総合推進センターに3人、各福祉区の地域包括支援センター本センターに1人ずつ、地域包括支援センター事務局に1人の計10人を配置しています。
- ③ 認知症の相談については、各地域包括支援センターの窓口で実施しています。また、もの忘れ相談会なども実施しているところではあります。

【高齢者福祉課】

6 後期高齢者医療制度について

(1) 国、広域連合へ以下のことを働きかけること。

- ① 国に対して、後期高齢者医療制度の廃止と高齢者差別をやめること。
- ② 保険料は後期高齢者の生活実態をふまえ、特例軽減を復活させ恒久化させること。
- ③ 医療費負担の引き上げをしないよう国に求めること。

【回答】

- ① 高齢者の方々が将来に不安なく、安心して医療を受けられる持続可能なより良い医療保険制度とするよう、また、市町村へ財政措置を行うよう、今後とも要望等をしてまいります。
- ② 8割軽減対象者で、年金不受給者等により年金生活者支援給付金を受けられない者に対し救済措置を講じること、元被扶養者に対する所得割の賦課を行わないなど、全国後期高齢者医療広域連合協議会から要望しています。
- ③ 「公費負担の在り方」や「財政設計の見直し」を検討し、制度の根幹である高齢者が必要な医療を受ける機会の確保という観点から現状維持を基本とし、慎重に検討を進めるように政令市高齢者医療会議を通じて要望しています。

【医療助成課】

- ④ 特定健診の制限をやめるよう国に求めるとともに、健診は無料とすること。

【回答】

後期高齢者健診において受診の制限はありません。

なお、健診の自己負担については、生活保護・市民税非課税世帯には無料券を発行し負担軽減を図っております。

【保健管理課】

(2) 市として免除制度をつくること。

【回答】

保険料免除制度については、国に保険料抑制のための十分な財政措置を行うよう要望しており、市独自の財政措置は考えていません。

【医療助成課】

(3) 引き続き、岡山市では資格証明書を発行しないこと。

【回答】

高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないように、原則として交付しないことを基本的な方針としています。

【医療助成課】

7 70歳～74歳の医療費負担を1割に戻すよう国に求めること。

【回答】

70歳～74歳の医療費負担を1割とする特例措置は、国において平成26年度から段階的に廃止され、平成30年度で終了したものであり、国への要望は考えておりません。

【国保年金課】

8 国民健康保険について、市として責任を持って市民の負担軽減を図ること。

(1) 政策繰入を継続し、市民にとって払える保険料にすること。

【回答】

赤字補填目的の法定外繰入は、平成30年度から6年間で段階的に削減し、解消を図っていくこととしています。保険制度である国保財政は、原則、保険料と公費で賄われるものであり、国において、所得の低い世帯に対する軽減制度を拡大するなど、制度上、被保険者の負担も軽減されていることから、一定の負担をお願いすることが必要であると考えています。

【国保年金課】

(2) 国費の1兆円投入は都道府県知事会等も求めており、岡山市としても国に働きかけること。

【回答】

国の財政支援については、毎年約3,400億円の公費が投入されています。国に対し、更なる国費の追加など安定的な制度運営に向けた対策を講ずるよう、政令市連名や、岡山市独自の政策提言・要望事項として、要望しています。

【国保年金課】

- (3) 均等割をなくすよう国に働きかけること。国の制度改定を待たず均等割の負担に対応する市の減免制度をつくること。合わせて、所得割が0で均等割が4割減免になっている現行制度を10割減免に拡充すること。

【回答】

均等割は、法令により応益分として賦課するよう定められており、国保制度における応益負担については、一定の合理性が認められます。国の保険料軽減制度では、6年連続で軽減範囲が拡大されており、現行の減免制度を適切に運用してまいりたいと考えています。 **【国保年金課】**

- (4) 市独自の保険料減免制度等を拡充すること。

- ①収入基準を国に合わせて引き上げること。
- ②減免制度の種類や申請方法などについて、「国保のお知らせ」やホームページ等を見れば理解できるように、分かりやすく記載すること。

【回答】

- ① 国において、国民健康保険料の軽減範囲は6年連続で拡大されており、市では、市独自の4割軽減制度を拡充するのではなく、現行の減免制度を適切に運用してまいりたいと考えています。
- ② 減免制度の周知については、パンフレット、ホームページ等で、納付が困難な場合には早めにご相談いただくようお知らせしているところです。 **【国保年金課】**

- (5) 窓口負担の軽減制度を拡充し周知徹底すること。44条減免について、市独自で収入基準を1.5倍に引き上げること。または、収入ではなく所得を基準とするよう国に求めること。

【回答】

一部負担金の徴収猶予及び減免の基準については、国から示されている基準で運用しており、財政面での影響範囲を勘案しつつ、引き続き検討してまいります。 **【国保年金課】**

- (6) ペナルティを直ちにやめるよう国に強く求めること。

【回答】

子ども医療費助成に係る国民健康保険の減額措置については、全ての市町村が未就学児までは何らかの助成措置を実施している実態等を踏まえ、自治体の少子化対策の取組を支援する観点から、平成30年度より、未就学児までを対象とする医療費助成については、国保の減額調整措置は行われないうこととなりました。また、子ども医療費については対象年齢等にかかわらず減額措置を撤廃するとともに、全ての福祉医療制度に係る減額措置を撤廃されるよう、今後も要望してまいりたいと考えております。 **【国保年金課】**

(7) 薬価引き下げを国に強く求めること。

【回答】

国に対し、安定的な国保制度の運営のために適正な薬価の設定を行うよう、政令市連名で要望しています。 **【国保年金課】**

(8) 国保制度は社会保障制度であることを確認し、横浜市の事例などにも見習って、資格証明書を発行せず、短期保険証の交付をやめること。

【回答】

短期被保険者証（以下「短期証」）も資格証明書（以下「資格証」）も、納付相談の機会を確保することを目的に行っている法定事務であり、その運用自体をやめることはできません。資格証については、70歳以上の高齢者や高校生以下の被保険者は交付対象から除外しております。

また、資格証交付者であっても疾病等特別事情に該当する場合は、納付相談の申し出があれば、短期証を交付するなど、状況に応じた、きめ細かな対応に努めております。 **【国保年金課】**

(9) 国保料未納者の実態把握のため、時間外・休日等の納付相談や訪問・面接など、細かい対応ができるよう職員を増員すること。

【回答】

国民健康保険料の徴収については、正規職員に加えて任期付職員や嘱託員が文書・電話・訪問催告、窓口相談等の業務を分担して、納付の呼びかけや納付相談の対応を行っております。

さらに、納付相談が行いやすくなるように、休日や夜間の納付相談・訪問催告も行っているところであり、今後も業務体制の効率化による徴収部門の充実を図り、細やかな対応に努めてまいります。 **【料金課】**

(10) 特定健診は通年制として受診率向上を目指すこと。70歳以上は無料にすること。

【回答】

特定健診の受診期間については、医療機関との協議の中で決められるもので、平成22年度から1ヵ月延長を行い、現在の6月～12月で定着しております。特定健診の受診率向上は、被保険者の健康増進の面から、また、将来の医療費適正化の面からも重要なテーマであり、平成23年度からは、市広報紙等への掲載、『けんしんガイド』の全戸配布、テレビ、ラジオ等マスコミを通じた制度の周知、関係機関と共同した啓発イベントの開催などで、積極的な受診勧奨に努めています。

また、ハガキ、電話による健診未受診者に対する個別の受診勧奨も行っており、今後も受診率の一層の向上に努めていきたいと考えております。70歳以上の方の自己負担については、大変厳しい状況にある本市の国保財政において、応分の負担をお願いしているものであります。

【国保年金課】

(11) 国保の広域化にあたって

- ① 県単位化は二重行政となって無駄を生じさせている。国に対して、財源保障したうえで市町村単位に戻すよう求めること。
- ② 岡山県に対して、県独自の繰入を求めること。合わせて、保険者努力支援制度分は全て市町村に配分されるよう求めること。
- ③ これまでの市の制度や事業をすべて継続し、拡充すること。

【回答】

- ① 国民健康保険制度は、高齢者の割合が高い等の構造的課題があるとされており。被保険者の減少問題や超高額な医療費が発生した場合のリスク分散など、安定的な財政運営を行うためには都道府県化のメリットがあり、必要なものと考えております。
- ② 県費、国費の取り扱いについては、県、国それぞれにおいて適切に判断されることと考えております。保険者努力支援制度の市町村分については、全て市町村に配分されております。
- ③ 国保広域化以降も、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業については引き続き市町村が行っております。

【国保年金課】

(12) 受療権を守る観点から、治療が必要な場合には、保険料の滞納があっても限度額認定証を発行すること。もしくは現行の高額療養費貸付金の基準を緩和すること。

【回答】

限度額適用認定証の交付は、国民健康保険法施行規則により、原則として保険料を滞納していないことを条件とされており、岡山市も同様の取扱いとしています。限度額認定証が交付できない世帯については、基準に該当すれば、高額療養費の貸付金を申請していただけますが、貸付金については、現行の基準を緩和することは困難であると考えています。

【国保年金課】

(13) 国保運営協議会委員の公募枠をつくること。

【回答】

国民健康保険運営協議会は、法定の市町村必置機関であり、その委員は「被保険者代表」「保険医または保険薬剤師代表」「公益代表」の三者同数で構成するとされており、「被用者保険等保険者」の委員も加えることができるかとされています。本市におきましても、それぞれ各分野を代表される24名の委員の方々にご就任いただき、広く様々な立場から貴重なご意見を頂戴しているところです。被保険者代表につきましては、公平性や公益性を考慮し、各種団体からの推薦、紹介をいただき選任しておりますので、公募をする予定はありません。

【国保年金課】

9 無料低額診療制度について

(1) 市民に広く知らせること。

【回答】

各福祉事務所をはじめ関係機関にこの制度を周知するとともに、福祉事務所などの窓口で医療機関の制度概要を紹介するパンフレットを配布や、市公式ホームページでの広報も行なっています。 **【福祉援護課】**

(2) 市独自に実施事業所への補助を行うこと。

【回答】

実施事業所に対しては、固定資産税の減免等の措置がとられています。 **【福祉援護課】**

(3) 市独自に薬代も無料低額制度の対象とすること。

【回答】

調剤薬局の取扱いについては、国において協議中ですので、今後示される国の方針を踏まえて対応を考えていきたいと思えます。

【福祉援護課】

10 子ども医療費助成制度は県下で唯一小学生が有料であり、子育て支援策として、通院も中学校卒業まで無料にすること。

(1) 通院も中学校卒業まで拡充すること。

【回答】

子どもの医療費の対象年齢や負担のあり方については、小学生のうちには受診機会が多く、また保護者の経済的負担の軽減と医療現場の負担軽減の両面からバランスがとれ、適正な医療が提供できている状態と考えており、現行の制度を続けてまいります。 **【医療助成課】**

(2) 国に対し、子どもの医療費無料化の拡充を求めること。

【回答】

統一的な国の医療費助成制度を創設するよう指定都市市長会並びに指定都市議長会を通じて国に要請しています。 **【医療助成課】**

(3) 県に対し、扱いを他市町村と同様にしよう求めること。

【回答】

政令市移行時の県との協定により、現状に至っております。

【医療助成課】

(4) いわゆる「コンビニ受診」について有無を含めた実態把握を行うこと。

【回答】

コンビニ受診の影響については厳密に規定することは難しいところではありますが、今のところ、医療現場で混乱するようなことはない聞いております。引き続き現場の声を聞いて、適正受診の啓発に努めていきます。

【医療助成課】

(5) 障害児の1割負担は直ちに無料にすること。

【回答】

心身障害者医療費助成制度の受給資格をもつ障害児につきましては、通院の自己負担上限額を低く抑えている心身障害者医療費助成制度を優先適用して負担軽減を図っており、引き続き、この制度を着実に実施してまいります。

【医療助成課】

1 1 不妊治療の補助制度を市独自で上乗せ拡充すること。

【回答】

特定不妊治療を実施された方に対し、国の基準に合わせて助成を実施しております。

【保健管理課】

1 2 改正自殺対策基本法をふまえ、自殺予防対策を強化すること。

(1) 市民対応窓口の職員（嘱託含め）に、ゲートキーパーを配置すること。

【回答】

市民対応の多い関係職員（保健福祉局、岡山っ子育成局）に人権研修に合わせてゲートキーパー研修を実施し、趣旨、自殺の現状や自殺のサイン、声かけ、相談先などの知識の普及に努め、人材育成を行っているところです。

【保健管理課】

(2) 市として24時間対応ができるよう体制強化を図ること。

【回答】

関係機関や民間団体などと連携し、相談機関のネットワークが円滑に機能するよう努めてまいります。

【保健管理課】

1 3 「歯と口腔の健康づくり条例」を踏まえて、施策を前進させること。

- (1) 県が計画に位置付けたフッ素洗口実施を、市としても計画し、実施校を増やすこと。

【回答】

フッ化物の応用など、「市歯科保健基本計画」にあげている具体的な取組について、歯と口腔の健康づくり推進協議会のご意見を聞きながら、検討してまいります。 **【保健管理課】**

- (2) 学校で歯磨きができる環境整備を行うこと。

【回答】

歯磨きの重要性は認識しており、小学校の体育科保健領域等の学習の中において指導しています。各学校のおかれている状況により、歯ブラシの衛生的な管理や同じ時間帯に全ての児童生徒が歯磨きを行うことができにくいなどの課題もあり、現状としては難しいと考えますが、引き続き口腔衛生の推進を呼びかけてまいりたいと考えます。 **【保健体育課】**

1 4 受動喫煙防止に向けた法整備の検討が進んでおり、市においても外国人観光客の受け入れ強化を図っている現状にかんがみ、以下を実施すること。

- (1) 受動喫煙の弊害について、啓発を強化すること。

【回答】

改正健康増進法の全面施行にむけて、引き続き飲食店等への周知、事業者からの相談に乗るなど望まない受動喫煙の防止に向け普及啓発を図ります。 **【保健管理課】**

- (2) 市職員が大供公園で喫煙している現状にかんがみ、公園利用者や近隣通行者等の受動喫煙を防止する観点で必要な対策をとること。

【回答】

本庁舎等における市職員の喫煙対策について、本庁舎屋上へ「特定屋外喫煙場所」を設置します。今後も新庁舎を含め、受動喫煙対策について研究してまいります。 **【庁舎管理課】**

- (3) 駅前噴水広場の喫煙スペースを、広場改修を待たず、移転または完全分煙すること。

【回答】

平成19年に「岡山市美しいまちづくり，快適なまちづくり条例」を制定後、制限区域内での路上喫煙者は、平成19年度の千人当たり7.6人から平成30年度は1.3人と減少しており、受動喫煙の防止効果も上がっていると考えております。

制限区域内にあった59ヶ所の路上灰皿の殆どは撤去し、現在は、岡山駅後楽園口の2ヶ所と運動公園口の1ヶ所に集約しております。これらの喫煙所の利用者は、1日に約5千人となっており、今後は、タバコのポイ捨て防止や、喫煙行為の岡山駅周辺への拡散防止などの観点も踏まえて、喫煙場所のあり方について検討してまいりたいと考えております。

【環境事業課】

- (4) 路上喫煙禁止区域を広げること。ポイ捨て禁止を徹底させること。

【回答】

現在の区域は、人通りが多く、タバコの火でやけどをしたり服を焦がしたりすることや煙の不快感を防止する必要性が高い区域を指定するという趣旨に従って、市民の皆様にご意見をいただきながら指定されたものであり、当面は、現在の路上喫煙制限区域を維持しながら、ポイ捨て禁止の啓発を徹底してまいりたいと考えております。

【環境事業課】

15 HIVをはじめとする感染症予防のために。

- (1) 感染の恐れがある人に対して、治療や相談がしやすいよう支援体制を充実させること。

【回答】

エイズ感染症ホットラインによる電話相談、HIV、梅毒及びウイルス性肝炎等の無料検査を実施し、検査陽性者への医療機関の紹介等、相談及び治療支援体制を整えております。

【保健管理課】

- (2) 性感染症予防について、啓発をすすめること。

【回答】

平成元年11月に県と協働して梅毒の啓発パンフレットを作成し、配布しています。また、地域住民、学校、企業を対象に、「エイズ・性感染症・性教育出前講座」を開催するとともに、大学等の学園祭を利用した若年層への取組を行っております。

【保健管理課】

16 「がん対策推進条例」に基づき、総合的にがん対策を推進すること。

(1) 計画をつくり、数値目標を立てて系統的に推進せよ。

【回答】

「がんの予防」「早期発見」「緩和ケア・在宅医療の推進」「がんと共生」を中心に、条例及び「健康市民おかやま21」の目標値を目指して対策を進めております。

【保健管理課】

(2) 早期発見・早期治療のため、がん健診率を国目標の50%に上げること。

- ①特に女性のがん健診率を引き上げること。
- ②胃がん検診を毎年に戻すこと。
- ③70歳以上の肺がん検診を無料に戻すこと。

【回答】

- ① 女性スタッフが対応できる医療機関の一覧を掲載した「けんしんガイド」の全戸配布や企業等と連携した啓発イベントなど受診率向上に努めております。今後も地域団体や医師会等と連携しながら、受診できる医療機関がない地域等での乳がん・子宮がん集団検診実施などに取り組んでまいります。
- ② がん検診は国の指針に基づいて対策型検診として実施しており、胃がん検診の間隔は原則2年に一回で効果があるとされています。
- ③ 70歳以上の方の自己負担については、医療保険などとの整合性を図っています。

【保健管理課】

(3) 企業に対して、がん患者の就労支援について、啓発や各種制度の周知徹底をすすめること、

【回答】

従来より労働局、産業保健総合支援センター等と定例的に会議を開催し、企業への周知を含めがん患者への支援全般に連携して取り組んでおります。

【保健管理課】

- (4) 学校でのがん教育をすすめること。

【回答】

これまでも、令和3年の中学校での完全実施に向けて、保健福祉局と連携し、がんについての授業等を実施しており、中学校においては、保健体育科の保健分野の研究授業や外部講師による講演会などを開催しているところです。また、研究授業後に教員研修を実施し、今後の保健体育科の授業におけるがん教育の導入の実際について協議しております。今後とも充実に努めてまいります。

【保健体育課】

H24から教育委員会と連携してがん教育実施校への講師派遣を行っており、学習指導要領の改訂も踏まえ対応していきます。

【保健管理課】

- (5) 相談支援センターの周知を行い、市民の活用をしやすいすること。

【回答】

がん患者会、がん相談支援センター等を掲載した「がん相談窓口紹介カード」の配布をはじめ、ホームページで「岡山がんサポート情報」を紹介するなどしています。

【保健管理課】

- (6) 弾性衣料やかつらなど、市として経済負担軽減策をとること。

【回答】

治療の保険適用や療養費の取扱い等については厚生労働省中央社会保険医療協議会等の中で検討が行われており、今後も国の行方を見守りたいと考えております。

【国保年金課、保健管理課】

- (7) がん対策予算を増やし、医療制度改善を国に求めること。

【回答】

治療の保険適用や療養費の取扱い等については厚生労働省中央社会保険医療協議会等の中で検討が行われており、今後も国の行方を見守りたいと考えております。

【国保年金課、保健管理課】

- (8) 障害年金の受給対象となる可能性のあるがん患者及び企業に制度を周知すること。

【回答】

年金制度については、国が制度設計して運用しており、制度周知は国において年金パンフレット等によって行っているところです。窓口等での相談について引き続き対応してまいりたいと考えております。

【国保年金課、保健管理課】

1.7 障害者福祉の充実をはかること。

- (1) 国と訴訟団・支援団体に結ばれた基本合意文書に沿った福祉法に改正するよう国に求めること。

【回答】

本市においては、毎年、他の政令市等と連携して、現に障害福祉の制度運用を行う基礎自治体としての検討を行い、国に対して提言・要望等を行ってきております。

【障害福祉課】

- (2) 障害者総合支援法の応益負担の撤回を国に求めること。

【回答】

本市においては、毎年、他の政令市等と連携して、現に障害福祉の制度運用を行う基礎自治体としての検討を行い、国に対して提言・要望等を行ってきております。

【障害福祉課】

- (3) 障害者差別解消支援地域協議会は、当事者を公募すること。

【回答】

岡山市障害者差別解消支援地域協議会の委員につきましては、障害者団体・家族会、福祉関係、医療・保健、法曹、学識経験者、関係行政からの推薦により委員を構成しています。当事者・家族からは、岡山市身体障害者福祉協会・岡山市視覚障害者協会・岡山市聴覚障害者協会・岡山市手をつなぐ育成会・岡山市精神障害者団体連絡会より推薦をいただき、当事者の方も参加して協議を行ってきております。

【障害福祉課】

- (4) 精神科医療の自己負担への助成制度を設けること。特に低所得者への助成制度を設けること。

【回答】

精神医療の自己負担については、障害者総合支援法により原則1割負担となっております。

また、負担が過大なものにならないよう、所得に応じて1か月当たりの負担限度額が設定されるとともに、高額な治療を長期にわたり継続しなければならない方について軽減措置も設けられているところです。

【保健管理課】

- (5) 在宅酸素療法患者の医療費助成について検討すること。

【回答】

心身障害者医療費助成制度の受給資格を有する障害をお持ちの方につきましては、本制度において保険診療に係る医療費の一部を助成しています。

【医療助成課】

(6) 心身障害者医療費助成制度について

- ①精神の入院について、1年の期限を撤廃すること。
- ②療育A、Bも入れるよう対象拡大すること。
- ③所得制限をなくすこと。
- ④1割負担をなくすこと。特に、重度障害者の医療費を無料化すること。

【回答】

- ① すべての障害について精神疾患による入院の助成を1年までとしたのは、国の指針において、「1年以上入院期間が長期化した場合、精神障害者の社会復帰が難しくなる傾向がある」として「入院医療中心から地域生活中心へ」と示している中、岡山市も精神入院のあり方について医療関係者と議論を進め、長期入院の患者への退院支援に力をいれていることや、また、障害者間での公平性の確保を理由とするものです。
- ② 知的障害の療育Aについてはすでに本制度の対象としていますが、療育Bについては、障害の程度が中度又は軽度であり、制度趣旨にかんがみ、本制度の対象とすることは難しいと考えています。
- ③ 本制度は心身障害者の受療を容易にするための真に経済的な援助が必要な方に対し給付を行う福祉医療制度であるため、一定の所得制限を設けることは必要であると考えます。
- ④ 重度障害者の医療費を無料化することについては、社会全体で制度をともに支え合うという視点から、適正な負担を求めることは必要であると考えています。

【医療助成課】

(7) 地域生活へ移行する観点から、障害者の居住について目標と計画を持つこと。グループホームを推進すること。施設の確保に努めること。受け皿の整備と確保に目標と計画をもつこと。

【回答】

第5期岡山市障害福祉計画で、平成29年度から令和2年度末までの間で地域生活移行者数の目標を54人としています。グループホームについては、引き続き整備が必要であることから、地域移行施策を進めて行く中で、計画相談事業者や地域定着支援事業者などと連携するとともに、施設整備補助を通じて、設置に向けた事業者への働きかけを行っていきたいと考えています。

【障害福祉課】

- (8) 福祉タクシー制度の対象を拡大すること。助成の基準を本人所得に改めること。

【回答】

福祉タクシー制度の対象拡大は困難です。また、助成基準を世帯収入から本人所得と変更することは困難です。 **【障害福祉課】**

- (9) 障害者雇用について

- ①精神障害者や知的障害者を含め、雇用を促進させること。
- ②市独自の施策を強化する目的で、他市事例を参考に条例を制定すること。
- ③センターを設置するなどして、強力に取り組むこと。

【回答】

- ① 就職面接会の開催、職場定着を推進するための交流拠点の整備、雇用している企業等の悩みや不安の解消を目指す企業交流会などに取り組んでおり、障害者のみならず企業に対しても支援を行うことで雇用の促進に努めてまいります。
- ② 現在、障害者雇用に関する条例の制定は考えておりませんが、来年度策定予定の次期障害者福祉計画の中で必要な施策を定めてまいります。
- ③ 現在、岡山市では各支援機関の連携が機能していることで、福祉施設から一般就労への移行者が年々増加している状況です。新しい機関を設けるのではなく、このネットワークを活かしていくことで、就労支援をさらに充実させてまいります。

【障害福祉課】

- (10) 保健・予防対策及び精神障害者の対応等をすすめるために、保健師を抜本的に増やし体制を確保すること。正規化すること。

【回答】

保健師は健康増進、母子保健、精神保健、感染症を含む総合保健事業を担っており、平成31年度は、12人の保健師を採用しています。今後とも継続的な採用について、関係部局と協議していきます。

【保健管理課】

- (11) 障害者自立支援法のサービスを受けている方を、65歳で介護保険制度に強制的に移行させるのをやめること。
- (12) 障害者が65歳を超えても従前のサービスを受けられることを周知すること。

【回答】(11)(12)をまとめて回答

介護保険サービスを利用可能な障害者が、65歳になり、今まで利用してきた障害福祉サービスと同様のサービスを介護保険で受けることができるときは、介護保険の申請をして、受けられる介護保険のサービスに不足がある場合に、障害福祉サービスから上乗せなどの給付を行っています。また、介護保険サービスに無いサービス（横だし）については、65歳以後も引き続き利用可能です。

介護保険サービスを利用可能な障害者に対しては、65歳到達の3か月前に、介護保険申請を勧奨する通知を送付し、今後も、制度について理解が得られるよう周知するとともに、必要な福祉サービスが途切れることがないように丁寧に対応してまいります。

【障害福祉課】

- (13) A型事業所について。

- ①実態を把握するとともに、問題のある事業所は是正させること。
- ②国に対して、補助金を人件費に使えるようにするなど制度の見直しを求めること。

【回答】

- ①平成29年4月から、就労継続支援A型事業所の基準が見直されたことを受け、見直し後の基準に従い適切な運営ができているかどうか、本市の職員が事業所に出向いて行う実地指導を継続し、指導に努めてまいります。
- ②指定就労継続支援A型事業所は、雇用契約を結んだ利用者が、自立した日常生活または社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めなければならないと規定されています。また、利用者の適正賃金の算定のために当該事業の会計とその他の事業の会計を区分するよう定められています。

しかし、本来の事業の目的に反し利用者に収益性の低い仕事しか提供せず、訓練等給付費をあてにした運営を行う事業所などが問題となり、平成29年4月に、原則として訓練等給付費を利用者の賃金及び工賃の支払いに充てることを禁止するように制度改正がされたものです。基準の改正後、本市においても多くの事業所が経営改善に取り組んでおりますが、事業の趣旨に則り利用者の意向を尊重した適切なサービスが提供されるよう指導を行ってまいります。

【事業者指導課】

- (14) 給付事業の在宅障害者のおむつ助成について条件緩和すること。幼少期以降に障害になった人も対象にすること。

【回答】

紙おむつの支給対象を乳幼児期以前から障害を有する人に限定しているのは、特に必要性の高い人を支援しようとするためであり、紙おむつが必要なすべての人を支給対象とすることは困難です。 **【障害福祉課】**

- (15) オストメイト支給品目を国に合わせて増やすこと。

【回答】

ストマ用装具は、装具の装着にあたり必要となる専用品を対象としており、ストマ用装具装着以外の目的でも使用できる物は対象外としています。 **【障害福祉課】**

- (16) 障害年金の認定にあたって、初診年齢の制限をやめるよう国に求めること。

【回答】

障害年金の認定については、国が制度設計して運用していくものとなっております。

なお、障害年金の認定にあたっては、市で予算措置するものではありません。 **【国保年金課】**

- 18 事業者指導課の体制を抜本的に強化すること。少なくとも、高齢者部門と障害者部門を直ちに分けること。

【回答】

事業者指導課は、介護保険サービス・障害福祉サービス事業所の指定・監督の権限が、県から委譲された際に設置されました。当初と比較し、対象事業所数も大きく増加し、対象サービスも拡大しています。人員体制の強化については、引き続き当局に要望していきたいと考えます。

【事業者指導課】

1 9 生活保護行政の充実をはかること。

- (1) 生活保護行政は、憲法の理念・条項をふまえ、申請の意思を尊重し受理すること。

【回答】

生活保護の相談があった場合には、相談者の状況を把握したうえで、生活保護制度の仕組みについて十分な説明を行い、保護申請の意思を確認してまいります。

【生活保護・自立支援課】

- (2) 冬季加算や住宅扶助などの減額、控除の廃止などの生活保護基準改悪をやめ、引き上げるよう国に求めること。

【回答】

生活保護基準につきましては、社会保障全体の中で国が設定するものであり、今後、様々な機会をとらえて他の政令市と意見交換していきたいと考えます。

【生活保護・自立支援課】

- (3) 福祉事務所のケースワーカーは、担当数を1人80ケース以下となるよう増員し、申請者や受給者への対応を改善すること。

【回答】

要保護世帯に対する必要な支援を充実させるため、ケースワーカー1人あたりのケース数を国の標準数に近づけるよう、引き続き関係部局と協議してまいります。

【生活保護・自立支援課】

- (4) クーラーの有無は直接命に係わる事態になっている。新規受給者に限らず市独自で設置補助すること。国にも求めること、合わせて、夏季加算を検討すること。冷蔵庫についても支給品目に含めるようにすること。

【回答】

冷房器具の購入に要する費用についてすべての世帯が支給対象となるよう制度を改めることを、また、近年の猛暑を踏まえた夏季の光熱費等の特別需要について調査・検討を行うよう国に対して要望活動をしているところです。夏季における季節的な生活費増については、本来、生活保護制度の中で対応すべきものであることから、今後も国の動向を注視してまいりたいと考えております。

【生活保護・自立支援課】

- (5) 受給者の親族が死亡などの場合に移送費が支給項目にあることを、受給者に対して明確にしておくこと。

【回答】

移送費については、支給要件等を十分に説明し、丁寧な対応をしてまいります。

【生活保護・自立支援課】

- (6) 車の保有については、家族の病状や仕事や地域性などの条件など、実情を踏まえて考慮し柔軟に対応すること。

【回答】

車の保有については、家族の病状や仕事の状況などを十分把握し、要件に該当するか否か慎重に検討のうえ、対応してまいります。

【生活保護・自立支援課】

- (7) 弱者が対象となる貧困ビジネス等について、ケースワーカーによる訪問を充実させるなどして実態を把握し防止に努めること。

【回答】

ケースワーカーによる訪問などを通じて、仮に疑わしいものがあれば実態の把握に努め、適切な対応をとりたいと考えています。

【生活保護・自立支援課】

- (8) 子どもが就職する際の支度金である市独自の「自立援護金」について、年齢制限を撤廃すること。額を抜本的に引き上げること。国に制度創設を求めること。

【回答】

転出者の年齢制限については、世帯内就学を認めた範囲内で、やむを得ず高等学校等の卒業が20歳以上になった場合も対応ができるよう、必要な要綱改正を予定しています。

未成年の世帯転出に係る支給額引き上げや国への制度創設の要求は今後の生活保護制度を踏まえながら、慎重に検討してまいります。

【福祉援護課】

20 生活困窮者対策のために予算を増やし、対応を強化すること。

- (1) 税や公共料金の滞納がある場合は、まず生活実態を丁寧に聞き、暮らしの再建を第一に考えること。

【回答】

催告書・督促状の送付時など、さまざまな相談の機会をとらえて、個々の状況に応じた、きめ細やかな納付相談を実施しております。生活困窮等で支援が必要な方については、「岡山市寄り添いサポートセンター」などをご案内しております。

【収納課、料金課】

- (2) 他部局と連携して生活再建支援について個別支援できる体制をつくること。そのために担当制を導入すること。

【回答】

生活困窮者自立支援の生活再建支援として、家計改善支援事業で担当者を決めて個別支援を実施しております。税・料金部門等の関係部署との連携を強化しながら、今後も生活困窮者を早期に発見し、相談支援につなげていきたいと考えています。

【生活保護・自立支援課】

- (3) 全ての福祉区に「福祉ジョブ・サポート・スペース」を設置すること。

【回答】

現在、「福祉ジョブ・サポート・スペース」を北区中央福祉事務所、中区福祉事務所、南区南福祉事務所に設置しています。設置がない福祉区には、出張相談等で対応を行っているところです。

当該事業は、岡山市の福祉施策と岡山公共職業安定所の就職支援施策等を一体的に実施するものです。今後も、個々の支援対象者の生活環境等を勘案した綿密な支援ができるように、岡山公共職業安定所と協議してまいります。

【生活保護・自立支援課】

2 1 「8050問題」について

- (1) 18歳以上のひきこもりの生活実態を調査し、国勢調査等の効果的な活用も含め、全体把握を行うこと。

【回答】

ひきこもりの原因はさまざまであり、時間をかけて丁寧に本人・家族の相談を一人一人から聞くことが重要であり、現時点で市独自調査は考えておりません。 **【保健管理課】**

- (2) ひきこもり支援センターは独立させるとともに、専門職を配置すること。

【回答】

ひきこもり地域支援センターには専門職（精神科医師・保健師・精神保健福祉士・心理士等）を配置しており、こころの健康センターと連携しながら業務を行う必要があると考えております。 **【保健管理課】**

2 2 無年金者が生じないように最低保障年金制度を創設するよう国に求めること。

【回答】

年金機能強化法による受給資格期間の短縮、年金生活者支援給付金法による低所得者への福祉的な給付措置等、将来の無年金者及び低額年金受給者の発生を防止するための国の施策が講じられています。無年金者を生じさせないために、制度的無年金者に対する救済措置の検討等の要望を、国に対し政令市連名で行っています。 **【国保年金課】**

2 3 動物愛護法に基づく啓発を行い、殺処分ゼロをめざして、適正な動物愛護行政を進めること。

- (1) 動物虐待防止の観点から、ブリーダーへの実効ある規制を盛り込んだ条例をつくること。

【回答】

動物の愛護及び管理に関する法律及び岡山市動物の愛護及び管理に関する条例で、動物取扱業者や所有者に虐待防止等に関する責務、遵守事項を定めており、引き続き周知してまいります。 **【保健管理課】**

- (2) 地域猫活動の普及啓発を図ると共に、制度を使いやすいものに改善すること。

- ①予算を拡充すること。
- ②他自治体を参考に、個体の申請を事後にできるようにすること。
- ③2年間の期限を撤廃すること。
- ⑤市条例第21条に該当する場合には、引き取ること。

【回答】

地域猫活動支援事業は市民協働事業の一つとして評価を得ているものであり、引き続き周知を図っていきたいと考えています。現行の助成方法を大きく変更する予定はありませんが、市民等から条例第21条に係る引き取りを求められた場合など適正な対応に努めています。

【保健管理課】

- ④公園など市有施設を開放すること。

【回答】

地域猫活動は、猫によるトラブルを減少させ地域の住民が快適に生活できることを目的としており、そのためには地域の理解と合意を得ながら進めていくものであると考えております。

【庭園都市推進課】

- (3) 譲渡を促進する団体等との連携を強めること。

【回答】

現在、個人、団体の登録動物愛護ボランティアの協力のもとに、譲渡を進めており、引き続き、譲渡事業の推進に努めてまいります。

【保健管理課】

2 4 放射性物質について

(1) 環境中の放射性物質について測定し、数値の公表を継続すること。

【回答】

市内にある岡山県の分析機関である岡山県環境保健センター（岡山市南区内尾）において、空間放射線量については毎日、降下物の放射性物質については毎月、大気浮遊粉じんについては3ヶ月毎に、また、水道水については1年毎に測定を行っています。

その結果については、岡山県のホームページで公開されており、市のホームページからも参照することができます。

【環境保全課】

2 5 市民病院について、岡山市として地域医療の確保と住民の健康増進に責任をもつ立場から、以下について要望し実現をはかること。

- ①料金値上げをしないこと。
- ②救急かどうか、所持金があるかどうかを問わず、市立の病院として断らない医療を今後も堅持すること。
- ③無料低額診療を行うこと。
- ④24時間対応の性暴力相談支援センターを設置すること。
- ⑤ハイリスク妊産婦への対応を強化すること。
- ⑥病児・病後児保育に取り組むこと。
- ⑦発達障害児の療育の一翼を担うこと。

【回答】

市民病院の担う役割については、地方独立行政法人法に基づく中期目標・中期計画の中で設定することとしています。

設定項目で、引き続き24時間365日すべての症状の患者を受け入れる救急医療の提供や、セーフティネット機能を果たすため、必要に応じて地域医療の中で十分な対応が困難な医療の提供を求めていきます。

【医療政策推進課】

2 6 旧市民病院跡地については、地元住民との協議会を立ち上げること。

【回答】

跡地活用については、地元住民の意見を聞きながら、引き続き検討を進めていきます。

【医療政策推進課】

岡山っ子育成局関係

1 「子どもの権利条約」を全面的に踏まえた施策を行うこと。

(1) 子どもの権利条約全文をすべての子どもに配布すること。

【回答】

岡山市では、「岡山市市民協働による自立する子どもの育成を推進する条例」（愛称：岡山っ子育成条例）を、子供の権利条約の趣旨を踏まえて制定しています。

平成21年度から小学校に入学する全児童に対し、岡山っ子育成条例パンフレットを配布しています。

【教育企画総務課】

2 岡山市の就学前教育・保育について

(1) 最優先課題である待機児童と未入園児童の解消にむけて、認可保育園を増やすこと。

【回答】

保育の受け皿の確保については、待機児童の状況を見ながら、認可保育所等の事業者を募集することにより進めております。

【こども園推進課】

(2) 幼稚園での3歳児教育・預かり保育を早急に増やすこと。

①ニーズの多い幼稚園では定員枠を増やし、希望者が全員入れるようにすること。

【回答】

令和2年度より、幼稚園での3歳児教育を新たに6園実施いたします。令和3年度の実施園については、保護者のニーズや周辺施設の利用状況等を見ながら検討してまいります。

【幼保運営課】

②空き教室を積極活用すること。

【回答】

公立幼稚園の空き教室の活用としては、保育所等へ入所できなかった児童などを対象に、入園が決まるまでの間、一時預かりによる保育サービスを提供することを目的とし、現在6園（令和2年4月からは4園）で1歳6か月以上の児童を対象に緊急一時預かり事業を実施しています。

【こども園推進課】

- (3) 認可園より基準の低い認可外施設、とりわけ行政による基準やチェックのない企業主導型保育によって待機児童等の解消をはからないこと。

【回答】

企業主導型保育については市町村による保育の受け皿の計画的な整備を補完し、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的とされており、保育サービスの選択肢の一つとして活用され、待機児童の解消に寄与できるものと考えています。

【こども園推進課】

- (4) 待機児童の抜本的解決を図るため、以下について国に求めること。

- ①施設整備のための財源を引き続き確保すること。

【回答】

市独自要望や指定都市市長会要望等を通じて国へ要望してまいります。

【こども園推進課】

- ②公立園の運営や施設整備の財源について、公私格差をなくすよう国に求めること。

【回答】

市独自要望、指定都市市長会要望等を通じて国へ要望してまいります。

【幼保運営課】

- (5) 市立幼稚園・保育園の民営化を行わないこと。

【回答】

公立と私立では、幼児の教育・保育の指針について基本的な違いがないことから、公として果たすべき役割を明確にしたうえで、「民ができることは民に任せる」ことを基本とし、子育て家庭を社会全体で支援していきます。

【こども園推進課】

(6) 保育「無償化」にあたって。

- ①副食費は完全無償化すること。せめて市が責任をもって徴収すること。
- ②第3子以降の保育料は完全無料化すること。
- ③監査を強化すること。特に認可外施設・事業については抜き打ち調査を含め、子どもの命と健康を守ることを最優先に行うこと。

【回答】

- ① 保育施設での給食の材料にかかる費用は、自宅で子育てを行う場合にも同様にかかる費用であるため、市独自に無償化することは考えておりません。徴収についても、施設が利用者から直接徴収を行うこととなっております。**【保育・幼児教育課】**

- ② 第3子以降の保育料については、国の制度により、世帯の年収が360万円未満相当の場合は0円、第1子が小学校就学前の場合は世帯の年収にかかわらず0円とされており、また、これらに当てはまらない場合であっても、県の事業を活用した市の軽減策により半額としています。さらなる軽減の拡大については、国・県の動向を注視しながら研究してまいります。**【就園管理課】**

- ③ 無償化対象となる認可外保育施設については、立ち入り調査に加えて、巡回指導を行っています。巡回指導では、保育の日頃の状況を確認し、アドバイスをすることを目的としており、予告しないで訪問することも検討しております。**【保育・幼児教育課】**

(7) 市立認定こども園について

- ①抜本的な受け皿増につながらない保育園の転換は行わず、引き続き認可保育園として受入を図ること。
- ②教職員の処遇に格差を作らないこと。
- ③幼稚園教諭や副園長は、複数配置すること。
- ④保護者の意向を無視して強引に進めないこと。
- ⑤保育人数の適正な規模を検討し、巨大化させないこと。

【回答】

- ① 保育の受け皿の確保については、待機児童の状況を見ながら、認可保育所等の事業者を募集することにより進めてまいります。
- ④ 地元関係者や保護者の方に、本市の状況や取り組み等について丁寧に説明し、一定の理解を得ながら進めてまいります。
- ⑤ 市立認定こども園の定員については、在園児童数や周辺の待機児童数を勘案しながら決定しています。

【こども園推進課】

- ② 教職員の処遇は、給与条例等に基づいております。
- ③ 引き続き必要な職員の配置に努めてまいります。

【幼保運営課】

(8) 「子ども・子育て支援事業計画」について。

- ①計画改定にあたっては、10年20年先の予測を立てて策定すること。
- ②保育提供区域を小学校区単位に改めること。

【回答】

- ①② 「子ども・子育て支援事業計画」は、5年を1期とする幼児期の学校教育・保育・地域の子育てについての需給計画です（子ども・子育て支援法第61条第1項）。

また、教育・保育提供区域は、岡山市子ども・子育て会議の議論を経て、小学校区の組み合わせとして30区域に設定したものであり、改定の予定はありません。

【こども園推進課】

(9) 保育施設について

- ①小規模保育は、A型のみとすること。
- ②営利企業の参入をさせないこと。
- ③認可化移行支援を強めること。

【回答】

- ① 本市の小規模保育事業の募集は、小規模保育事業A型のみとしています。
- ② 子ども・子育て支援制度では、保育の需要が充足されていない場合は、施設の設置主体を問わず認可することとされています。なお、本市が幼保一体化施設として想定している幼保連携型認定こども園の設置者は、国、地方自治体、学校法人及び社会福祉法人に限られています。
- ③ 国の子育て安心プランによる有利な財源を活用した施設整備として、認可保育所、地域型保育事業の募集を進めてまいります。

【こども園推進課】

(10) 全ての保育施設で給食の直営自園調理を守ること。外部搬入をしないこと。

【回答】

保育園等での食事については、「岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」において、原則、自園で調理した給食を提供することになっています。

【保育・幼児教育課、幼保運営課】

(11) 認可園で多面的な保育要求にこたえること。特に公立園においてはセーフティネットとしての役割に鑑み、延長、一時、夜間・休日、受入開始年齢の拡大などの保育を拡充すること。

【回答】

労働形態の多様化に伴い、保育ニーズも多面化しているため、延長、一時保育等、引き続き実施してまいります。

【保育・幼児教育課】

(12) 障害児について、受け入れ拡大と質の向上に取り組むこと。

- ①障害児拠点園方式をやめ、全ての園に障害児受入の専用室の整備と、専任保育士の配置を行うこと。
- ②発達障害などの子どもたちへの支援を充実すること。どの園でも受け入れられるように充実すること。
- ③障害児は、子どもの発達保障の立場から親の就労状況に関わらず、主治医などの証明により、保育の必要があるとして受け入れること。

【回答】

- ①② 全園への専用室の整備は困難ですが、私立の保育園・認定こども園を含めた一般園においても、広く障害児保育を行うことが出来る環境整備を進めており、専門家による巡回指導や公立園長経験者による巡回相談を行っています。また、今年度は私立園に対する障害児保育に係る補助を拡充したところです。

【保育・幼児教育課、幼保運営課】

- ③ 保育所等の利用にあたっては、保護者の労働など保育の必要性の認定を市から受けることとなっています。保育の必要性が認定された児童の入園調整にあたっては、利用調整基準を定めており、優先利用の項目として、障害のある児童の利用は加点の対象としています。

【就園管理課】

(13) 私立認可保育園への公的責任について

- ① 保育運営費の引き上げを国に求めること。1号と2・3号の較差問題を含め、公定価格の見直しを国に求めること。
- ② 家庭支援推進担当や障害児対応の保育士を配置すること。
- ③ 給食を提供するのに必要な経費を運営費として保障すること。
- ④ 無償化に伴う事務量の増大について、保育士が哺育に専念できるよう支援すること。補助職員の補助は、新規導入時だけでなく既存分も対象とすること。

【回答】

- ① 公的価格の引き上げについては、岡山市独自の政策提言や指定都市市長会を通じ要望しているところです。
- ② 障害児対応の保育士の配置については、本年度から私立保育施設に対し、受入障害児数に応じた助成に加え、加配した保育士数に応じた加算を新設しています。また、家庭支援推進担当保育士の配置につきましては、要支援児童の割合が特に高い公立保育園において実施しております。
- ③ 給食を提供するのに必要な経費の内、材料に係る費用については、自宅で子育てを行う場合にも同様にかかる費用であり、保護者に負担していただいておりますが、その他の経費については、公定価格に含まれております。
- ④ 保育士の負担を軽減するため平成29年度より保育支援者配置助成事業を行っております。

【保育・幼児教育課】

3 保育士について

(1) 抜本的な保育士不足を解消するために、処遇を改善すること。

- ①全産業平均から大きく落ち込んでいる賃金について、市独自の上乗せを拡充し継続すること。
- ②家賃補助や奨学金返済支援について、対象や額を拡充すること。
- ③育休復帰後の短時間勤務について、公立園で制度を利用できず退職せざるを得なかった事例がある。体制の確保や管理職への制度の周知徹底などを強化すること。私立でも、同様の制度や考え方の導入拡大を奨励・支援すること。
- ④保育士の労働環境（休憩、年次有給休暇、週休2日など）を改善すること。
- ⑤国に対して、保育士の処遇の抜本改善を求めること。

【回答】

- ① 民間保育士等への市独自の2%の賃金上乗せについては、継続と増額について検討しています。
- ② 本年度から行っている家賃補助、奨学金返済支援については、利用状況等を確認しながら、見直しの必要性についても検討してまいります。
- ③④ 保育士の就労環境の整備には、保育士の負担軽減が必要だと考えており、保育の周辺業務を担う保育支援者の設置事業や乳児保育を促進するための看護師等加配助成事業等に取り組んでおります。
- ⑤ 保育士の処遇改善については、岡山市独自の政策提言や指定都市市長会を通じ要望しているところです。

【保育・幼児教育課】

- ③ 育休復帰後の短時間勤務等、両立支援制度の活用については、職員の希望に応じて個別に検討を行い、活用している職員もいます。引き続き、保育に必要な人員の確保に努めるとともに園長等への制度の周知、指導等を行い、制度の活用がしやすい職場環境の整備を進めてまいりたいと考えております。
- ④ 保育士につきましては、休暇等の制度が活用しやすいよう、引き続き労働環境の改善に努めてまいりたいと考えております。

【幼保運営課】

- (2) 保育士の配置についてはさらに水準を上げること。保育士の資格者にかかわる規制緩和をこれ以上行わないこと。

【回答】

現在の保育の需要・供給の状況や保育士確保にかかる問題から、条例による配置基準を国の配置基準より高く設定することは困難ではありますが、保育園等の適切な運営が行われるよう、体制整備に努めてまいりたいと考えております。

【保育・幼児教育課】

- (3) 保育士の置き換えではなく、全ての保育園に看護師を加配すること。

【回答】

乳児保育に取り組む私立保育園等で、看護師加配の補助要件に該当する場合補助を行っており、来年度も継続してまいります。

【保育・幼児教育課】

- (4) 市の臨時保育士を正規化すること。市立保育園の保育士確保は、正規職員比率をせめて70%に引き上げること。育休代替分は新規採用数と別枠にする約束を守ること。

【回答】

良質な保育環境の確保のため、多様な雇用形態を活用しながら適正な保育士の配置に努めてまいります。

【人事課】

4 地域子育て支援事業について

(1) 病児・病後児保育を区ごとに増設できるように補助金を増やすこと。

【回答】

病児保育事業に関しては、平成29年3月に新設した施設を含め市内6か所の施設で事業を実施し、平成29年度からは県内17の近隣自治体と連携し、施設の広域利用を開始しております。また昨年度からは運営費の増額も行ったところです。引き続き、ニーズを見極めながら、補助金の増額等も含め検討を行ってまいりたいと考えております。

【保育・幼児教育課】

(2) 地域子育て支援拠点について

- ① 中学校区に1つ配置すること。
- ② 活動の実態を要綱に基づいて精査すること。
- ③ どの拠点も毎日開設するものとする。拠点以外でも、同等の活動をしているところには全額補助すること。
- ④ 新規参入希望を尊重すること。

【回答】

- ① 設置場所については、人口減少に伴う量の見込みの減少や地域によるニーズ量の違いも加味しながら検討してまいります。
- ② 委託契約書に基づき年に1度、現地にて施行状況の把握及び点検を実施してまいります。
- ③④ 地域の実情やニーズ量に応じた地域子育て支援拠点事業が展開できるよう、実施方法や実施場所の見直しを検討してまいります。

【地域子育て支援課】

5 学童保育（放課後児童クラブ）を充実するために

- (1) 放課後児童クラブ事業の実施にあたっては、児童の発達を保障するという理念を明確にし、施設基準、放課後児童支援員の処遇や体制などの引き上げに努めること。

【回答】

施設整備については、従前から、児童一人当たり面積1.65平方メートルの基準を満たしていない児童クラブを優先的に整備し、併せて今後の児童推計において基準を満たさない見込みのクラブについても整備対象としているところです。今後とも、適切な環境で生活できるよう整備していく計画です。

支援員については、月給者における人件費水準を現行より平均で15%程度引き上げることに加え、前歴加算の付与や、賞与・退職金の支給の対象となり、充実した福利厚生制度も利用できるようになります。

運営体制については、現在、各クラブで行っている経理事務、給与支払い事務などの事務処理を事務局で集中管理することにより、各クラブの支援員等が、これまで以上に児童への育成支援に集中できる環境の整備を図ってまいります。

【地域子育て支援課】

(2) 運営体制について

- ①施設基準や放課後児童支援員の管理・監督に市が直接、責任を持つこと。
- ②希望者は、市の責任で全員受け入れるようにすること。
- ③開所時間に市内同一基準を設け、延長保育、土曜保育を標準化すること。
早期に全土曜日の保育をめざすこと。

【回答】

- ① 施設整備については、今後とも、本市が主体的・計画的に行ってまいります。市立に移行するクラブの支援員については、来年度から岡山市ふれあい公社の職員となることから、雇用主である岡山市ふれあい公社の管理監督下に置かれるものと認識しております。
- ② 新体制移行後は、市が責任を持って必要な子どもを受け入れられるよう取り組んでまいります。
- ③ 開所時間や延長時間、土曜開所については、統一的なルールとして設定させていただいたところです。土曜日の開所については、全体のバランスや各クラブの運営体制等を見極めながら検討してまいります。

【地域子育て支援課】

(3) 市立施設への移行について、このままでは移行しないクラブが続出する懸念があることを直視し、各施設・運営委員会の話をよく聞いて制度改善をすすめること。

- ①最終的な管理監督責任は市が持つことを明確にすること。将来にわたって市が責任をもつこと。
- ②児童福祉にふさわしく所得に応じた保育料とすること。
- ③常勤者については、週30時間の勤務時間の上限をはずし、短大新卒並みの給与を保障し、職業として成り立つようにすること。
- ④代替人員の確保は、市及びふれあい公社の責任で行うこと。育休や産休代替を派遣できるようにすること。
- ⑤「保護者負担は経費の半分」という考え方を改め、保護者負担を増やさず、市の財政支出を増やすこと。

【回答】

- ① 新体制移行後は、岡山市立の児童クラブとして、市が責任を持ってクラブ運営に関わってまいります。
- ② 利用料については、本市において長年にわたって採ってきた応益負担方式が各クラブに浸透しており、利用者の理解を得やすいことから、応能負担方式は採用しておりません。料金については、条例に規定したばかりであり、利用者の混乱を招かぬよう、当面は現行の料金を継続する予定です。
- ③ 今回の運営見直しに当たっては、公社での雇用により団体職員となることに加え、給与水準の引き上げも行っており、待遇改善の底上げは相当程度図れたものと考えております。今後とも、職業としての社会的な認知度の高まりにも留意しながら、適切な待遇のあり方を検討してまいります。また、長期休業期間中の所定労働時間を週38.75時間とする変則的勤務形態を新たに導入する予定です。
- ④ 新体制移行後は、雇用主である岡山市ふれあい公社が人員の確保を行うこととなります。また、市としても必要な支援を行ってまいります。
- ⑤ 運営費については、国の予算説明資料の中で示された運営費負担の考え方にに基づき、一定の受益者負担をお願いするという観点から、クラブ運営の基本部分については、概ね1：1となるよう運用しており、今後もこの考え方を基本として運用してまいります。

【地域子育て支援課】

(4) 施設確保にあたって

- ① 予算を十分確保し、執務室や障害児対応の専用室を設けること。
- ② 老朽化したプレハブ施設は、早急に建て替えること。

【回答】

- ① 現在、学校敷地内への専用室建設の際には、事務や児童のクールダウン等多目的に使用することができる多目的室を整備しています。
- ② 受入児童の拡大を図りながら、既存施設の状況により老朽化対応を含めた整備を計画的に行ってまいります。

【地域子育て支援課】

(5) 支援員の質向上にむけて

- ① 放課後児童支援員は、研修を充実するなど、質の向上を図ること。
- ② 障害児への対応について、支援員への研修を強化すること。作業療法士など専門職の支援を受けられるようにすること。

【回答】

支援員等の研修については、平成30年度は13回開催し、本年度も同数の開催を予定しており、内容についても、児童遊び（実技）や障害児支援など、質・量ともに充実に努めているところです。

障害児支援に関する本市の研修会は、平成30年度は4回実施し、令和元年度は3回の実施を予定しています。また、発達障害者支援センターが主催する発達障害児支援に関する個別研修会についても、各児童クラブの希望により、平成30年度は14回（9クラブ）開催したところです。

さらに今年度は新たに研修を専門的に実施している事業者へ委託し、発達障害児対応の専門研修として、作業療法士の研修を含む4回の連続講座を実施したところです。

障害児支援については、クラブからのニーズも高く、本市としても重要なテーマであると認識しています。今後、市としてよりよい支援に向けて、引き続き検討してまいりたいと考えています。

【地域子育て支援課】

6 発達障害児者支援の拡充について

- (1) 発達障害者支援センター「ひかりんく」について、本庁舎整備に際して、心のセンターと統合して保健福祉会館内に移設し、十分な広さと機能を備えたものとする。

【回答】

発達障害者支援センターとしての機能がより発揮できるよう、本庁舎整備に当たっても、可能なかぎり検討してまいりたいと考えております。

【発達障害者支援センター】

- (2) 医師や発達相談員など専門職を正規で配置すること。専門職が幼稚園・保育園をすべて巡回できるよう体制を整えること。

【回答】

来年度、巡回指導専門員について、1名から2名に増員するよう検討しており、就学前訪問支援事業の充実強化を図る予定です。専門職の正規配置については、引き続き要望してまいります。

【発達障害者支援センター】

- (3) 家庭支援や小学校での円滑な活動のために。

- ① 1. 5歳や3歳の健診時には発達障害等を発見できない場合がある。小学校入学前に発見できるよう就学前の5歳児健診体制をとること。

【回答】

1歳6か月児健診、3歳児健診により、発達障害等の早期発見に努めております。

【保健管理課】

発達障害支援は、早期に気づき就学前まで必要な支援につながる事が重要なことと認識しています。3歳児健診以降就学前に見落としがないよう、保育園、幼稚園と連携し、巡回指導専門員（心理士）による、「就学前訪問支援事業」により、発達の見立てを保護者と園で共有し、就学までに必要なことを伝え、安心してスタートが切れるよう支援しています。

【発達障害者支援センター】

- ② 小学校との接続が円滑に行えるようにすること。
- ③ 就学前施設から小学校への連絡円滑化のために本人・家族・教職員が活用できる「困りごとカルテ」を整備すること。
- ④ 他市事例を参考に、保護者が意見や気持ちを言える場をつくること。

【回答】

- ② 就学を控え、発達に不安を抱える親子がにこにこ教室（就学前）に参加し、学習の体験や就学に関する情報を得ることで、発達障害児の発達の理解を深め就学への不安軽減、就学に向けて必要な機関と連携を図る等支援しています。
- ③ 相談支援ファイル「りんくる」を今年度改訂することとしており、就学を含むライフステージを通じて活用できるものとする予定です。
- ④ 現在、2団体との意見交換会を実施していることに加え、親の会や公民館主催講座等に参加して、保護者の気持ちや意見を聞く機会をもっています。

【発達障害者支援センター】

- 7 子どもたちの多様な外遊びを保障する観点から、プレーパークの場所を増やしたり、継続的な活動ができたりするよう、支援を拡充すること。

【回答】

岡山市では地域で自発的なプレーパーク活動が継続できるよう、プレーリーダーの養成講座を開催したり、外遊び体験推進事業による支援を行っております。

【地域子育て支援課】

8 仁愛館について

- (1) 老朽化した施設を建て替えること。
- (2) 旧館は、シングルマザーのニーズに合った建て替え、自立支援の拠点とすること。

【回答】 (1) (2)をまとめて回答

令和元年度中に、国から母子生活支援施設について、地域に開かれた施設とDV対応の閉鎖した施設の区分を明確にし混在しないあり方が提示される予定であり、それを踏まえて、ハードの見直し、機能面の充実等を検討してまいりたいと考えております。

【こども福祉課】

- (3) DV対策として、夜間休日の警備体制を人的配置で強化すること。

【回答】

入居者の安全対策として、防犯カメラ、警察への非常通報装置を設置し、非常時には警察による対応が即座に行えるようにしており、人的配置は考えておりません。

【こども福祉課】

- (4) 入居者の自立支援機能を長いスパンで充実させること。そのために必要な市民団体との連携を図ること。

【回答】

定期的な館内や課内での支援会議開催に加え、必要に応じて関係機関等と個別支援検討会議を開きながら、本人の意向を踏まえた支援計画を作成しているところです。自立支援などの充実については、今後、市民団体との連携も視野に入れて検討してまいります。 **【こども福祉課】**

9 児童福祉の充実について

- (1) こども総合相談所及び地域こども相談所について

- ①児童福祉司・児童心理司・保健師、子ども相談主事などの専門職を正規で抜本的に増員すること。

【回答】

専門職につきましては、配置基準を勘案しながら、適切な配置に努めてまいります。 **【人事課】**

- ②1人当たりの対応人数を減らすこと。せめて、速やかに100人以下にすること。
③夜間休日にも専門的な対応ができるよう体制を充実させること。

【回答】

- ②一人当たりの対応人数を減らせるよう、国の「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に沿った適切な人員配置を関係部局へ要望しています。
③夜間休日については、休日・夜間対応相談員を配置するとともに、緊急な案件には宿日直を行うこども総合相談所の正規職員が幹部職員と連絡を取りながら対応しているところです。

【こども総合相談所】

- (2) 児童自立支援ホームの施設や事業への補助を抜本的に拡充すること。

【回答】

現在、市内4か所に設置されている「自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）」に対して、環境改善事業補助、職員研修事業補助などの国庫補助金を活用しております。さらに、市独自の運転免許取得経費の補助を行っているところです。引き続き国に対して制度の拡充を要望していく考えです。 **【こども福祉課】**

(3) 里親制度の拡充をすること。

- ①市として、社会的養護の必要な子どもに対する里親率を高めるための方針と計画を持つこと。
- ②里親支援専門相談員の増員を進めるとともに、質の向上につとめること。
- ③里親登録後、マッチングや相談体制の充実など、実際に里親になるまでの支援を強めること。
- ④里親の質の向上やフォローアップの仕組みを整えること。もうけ主義の里親が見受けられる。児童福祉の観点から、不適切な里親を発見・是正できるチェック体制を検討すること。

【回答】

- ① 社会的養護においては家庭養育優先原則を徹底するとともに、岡山市子ども・子育て支援プランに目標数値を盛り込む予定です。
- ② 里親支援専門相談員については、全ての児童養護施設等への配置を働きかけるとともに連絡会議や研修を通して質の向上を図ります。
- ③④ 一時里親事業や社会的養護の子どもたちと関わる体験活動を通して里親になるまでに子どもと関わる体験を積んでもらうとともに、主に未委託里親を対象としたトレーニング研修を充実させ、里親の養育力向上に努めます。また、計画的な里親家庭訪問や意向調査により各里親の実情を把握し、良好な委託環境が継続できるように支援します。

【こども総合相談所】

⑤発達障害児等配慮の必要な児童に対する加算や、習い事への助成、卒入学など物入りの時期に対する支援などを行うこと。

【回答】

虐待や発達障害等の子どものケアニーズに応じた措置費加算制度の導入は国において検討されているところであり、引き続き国の動向を注視していきたいと考えております。

習い事や入学にかかる経費については、措置費に加算しています。それとは別に高等学校等への入学に際しては、岡山市独自で支度金を里親へ補助しています。

【こども福祉課】

⑥子どものための後見人制度について、市として検討すること。

【回答】

後見人制度については、家庭裁判所より選任された未成年後見人に対し報酬の一部を補助しており、今後も引き続き支援に努めます。

【こども総合相談所】

10 善隣館について

- (1) 体制は、国方針に基づいて小舎制を基本とすること。現在の施設を拠点とし、近隣の空家等を活用するなどしてサテライト型の整備を行うこと。あわせて必要な職員について、増員を図ること

【回答】

平成30年度に、より小規模で家庭的な養育ができるよう2階に浴室、1・2階にキッチンを新たに設置したところであり、近隣の空き家を活用することは考えていません。

【こども福祉課】

- (2) 現地にこだわらず建て替えを早急に行うこと。

【回答】

平成30年度に耐震改修を行ったところであり、現時点での建て替えは考えておりません。

【こども福祉課】

11 子どもの貧困対策を強化するとともに、すべての子どもを対象として拡充し、子育て支援施策全般の底上げを図ること。

- (1) 市として以下のことに早急に取り組むこと。

- ①総合的な調査を行い、国勢調査等も効果的に活用して実態把握し、問題点と課題を明らかにすること。
- ②条例を制定すること。
- ③独立した計画を立てて対策を推進すること。
- ④担当課を設置し、全庁的に取り組む体制を強化すること。

【回答】

① 平成28年度に支援者・支援機関を対象とした「岡山市子どもの生活に関する実態調査」を行い、平成29年度に県と合同で、子どもと保護者を対象とした「岡山県子どもの生活実態調査」を実施し、課題を明らかにしております。現時点で市独自の総合的な調査を実施する予定はありません。

②③ 平成30年12月に制定された「岡山市子どもを虐待から守る条例」第12条に経済的に困難な状況にある子育て家庭及び子どもへの支援について必要な施策を講じることと規定され、また本年度方針を定め計画的に施策等に取り組んでおり、条例制定及び独立した計画策定は考えておりません。

④ 平成28年に岡山市子どもの貧困対策推進本部を設置し、全庁的に子どもの貧困対策を推進しており、引き続きこの体制で取り組む考えです。

【こども福祉課】

- (2) 市独自の給付型奨学金制度を創設すること。既存の奨学金の返済支援を検討すること。

【回答】

令和2年度から給付型奨学金制度を創設したいと考えております。貸与中の学生等につきましては、返済が自立の阻害にならないよう、丁寧な償還相談に応じてまいりたいと考えています。 **【こども福祉課】**

- (3) 児童手当及び児童扶養手当の毎月支給を検討すること。合わせて、市独自でできる支援策を検討すること。

【回答】

児童手当、児童扶養手当ともに支給月が法律により定められております。児童扶養手当については、法改正により、令和元年11月から2ヶ月ごと年6回の支払方法に変更されております。今後も国の制度に則った支援を継続したいと考えております。 **【こども福祉課】**

- (4) 中学校区単位でコミュニティソーシャルワーカーを配置すること。

【回答】

来年度、岡山市社会福祉協議会において、地域で年齢を問わず地域の困りごとや課題を解決するために、地域担当職員を2中学校区に1名配置する予定です。 **【福祉援護課】**

- (5) スクールソーシャルワーカーは制度の趣旨にのっとり、社会福祉士や精神保健福祉士などの専門職を週3時間以上、各学校に配置すること。

【回答】

本市が福祉事務所に配置している「子ども相談主事」は、教職員のOBが大半を占めていますが、月に一度、全小中学校で勤務をしており、福祉情報をもとに児童虐待対策や貧困対策、不登校支援等で学校と状況に応じたよりきめ細かい支援が早期に行われるなど効果的に連携できていることから、スクールソーシャルワーカーとしての役割を果たしていると考えています。 **【指導課】**

(6) 学習支援は、対象を小学生および就学援助受給世帯にも広げること。

【回答】

生活保護・自立支援課とこども福祉課の合同で、生活保護受給世帯又は生活困窮世帯（児童扶養手当全額支給世帯等）の中学生及び高校生世代を対象に学習支援事業を実施しているところです。小学生等の対象拡大について、市民協働事業で取り組んだモデル事業を踏まえて検討していきたいと考えています。 **【生活保護・自立支援課、こども福祉課】**

(7) 子ども食堂への支援を行うこと。子どもの居場所づくりを行う団体への支援を継続すること。

【回答】

本年度から、子ども食堂の立ち上げを支援する補助制度を開始いたしました。平成30年度には「子どもの居場所づくり相談窓口」を設置し、子どもの居場所を運営している人などの相談に応じるとともに、居場所や支援機関等との交流会を開催しているところです。今後も居場所づくりを引き続き支援していく考えです。 **【こども福祉課】**

12 3人乗り自転車について、対象者や使用期間が限られていることから、低額で利用できる制度を研究すること。

【回答】

3人乗り自転車のレンタルの導入につきましては、継続的な貸し出しを行っていくためのランニングコストや保管場所、貸出方法など管理、運用面で課題があると考えております。また、補助金につきましては、子育て支援としてさまざまな課題がある中、自転車に乗せることができる子どもが6歳未満の子どもであり、使用できる対象者や使用期間が限られていることから、優先度や助成の有効性などを見極めた上で総合的に判断してまいりたいと考えております。 **【地域子育て支援課】**

環境局関係

1 産廃行政について

(1) 岡山市の良質な自然環境を守る観点で、新条例を検討すること。

【回答】

岡山市環境保全条例において、生物多様性の保全を図る上で適切な環境への配慮が求められる地域を共生地区に指定し、共生地区内で一定規模以上の開発行為を行う場合は、環境配慮事項の届出を行うこととしています。

【環境保全課】

(2) 「岡山市産業廃棄物処理施設の設置及び管理の適正化等に関する条例」を充実強化すること。

① 事前協議の段階から、住民と事業者や行政との間での紛争に関する規定を盛り込むこと。

② 違反者への罰則をより実効性のあるものとする。

【回答】

条例は、産業廃棄物処理施設の設置を計画する者に対し、事業計画の事前公開手続、周辺環境に及ぼす影響の調査・対策及びこれらに対する住民の環境保全上の意見を求める手続きを定め、また、産業廃棄物処理施設については、処理状況の情報開示手続きを定め、施設の設置及び管理における住民の不安解消に資することを目的としており、今後も適正に運用してまいります。

【産業廃棄物対策課】

(3) 稼働中の施設に対しては、立ち入り監視・調査・指導を抜き打ちも含め、より厳重に行うこと。中間処理施設での違法の疑いのある焼却について、見逃されている懸念がある。通報があれば直ちに現場確認すること。

【回答】

稼働中の産業廃棄物処理施設に対しては、産業廃棄物の適正処理を図るため立入調査・監視指導等を実施しており、ご指摘の懸念のような違反行為に関する通報に対しては、産業廃棄物監視班が迅速に対応しているところです。

【産業廃棄物対策課】

2 地球規模の環境破壊に対して持続可能な社会をめざすため、市の目標と取り組みを大きく引き上げること。市民が主体的に行動できるよう、啓発を進めること。

(1) CO₂について、排出ゼロをめざして現在の排出目標を抜本的に見直すこと。市全体の政策に反映させること。

【回答】

現在、岡山市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、市域の温室効果ガス排出量を2013年度比で2030年度に26%削減という目標を掲げ、その着実な達成に向け取り組みを進めているところです。今後も、国内外の動向を踏まえつつ、必要に応じて計画の見直しを行ってまいりたいと考えています。

【環境保全課】

(2) 焼却に頼るごみ処理のあり方を根本から見直すこと。

- ①焼却中心のごみ対策を改め、サーマルリサイクルの考え方から脱却し、プラスチックの再資源化を行うこと。
- ②4Rなどの分別・資源化を徹底して、資源化や生ごみ減量化の取り組みを、目標を含めて抜本的に見直し、強化すること。

【回答】

岡山市のごみ排出量は、家庭系ごみ排出量は、平成24年度以降減少傾向にありますが、事業系ごみの排出量が平成24年度以降増加し続け、全体のごみ量は横ばい傾向となっています。平成29年3月に改訂した「ごみ処理基本計画」では、さらなるごみの減量を行うため、家庭系可燃ごみの約40%を占める生ごみに注目し、生ごみの堆肥化に対する支援事業や食品ロス削減啓発事業など具体的な減量施策を盛り込んでいます。

今後も、資源循環型社会の構築に向けて、市民の皆様と一体となって4Rに取り組み、平成37年度にはごみ排出量を11万8千トンまで削減したいと考えております。

【環境事業課】

(3) 石炭火力発電に頼らないよう国に求めること。

【回答】

国においては、第5次エネルギー基本計画において、高効率の石炭火力発電所を建設する一方、その他のものは廃止していく方向性を打ち出しているところです。また、発展途上国における高効率の発電所建設に協力し、世界全体での温室効果ガス排出削減に取り組むとされているところです。

当市としましてはその動向を注視する一方で、指定都市自然エネルギー協議会を通じ、国に対して自然エネルギーの最大限の導入による脱炭素社会の実現を要望しているところです。

【環境保全課】

- (4) 海ごみについて、県や関係自治体と連携しながら対策を強化すること。
- ①市民に啓発と教育を進めること。
 - ②市民ボランティアへの支援を充実させること。
 - ③海ごみにつながる河川・水路への流入や投棄の防止、清掃を行うこと。

【回答】

- ① 公民館等と連携した出前講座や水辺で行う自然体験行事などにおいて、海ごみに関する啓発を行っています。
- ② 清掃などの環境づくり活動を実践する市民や団体等をエコボランティアと位置付け活動を支援しています。
- ③ 「岡山市不法投棄防止対策連絡協議会」を中心とした、不法投棄の監視・啓発、情報提供のお願い等をよりいっそう進めるとともに、関係各課で連携を図っていききたいと考えています。

【環境保全課、環境事業課】

- 3 現行のエネルギー課税について、環境税はCO₂排出量を考慮した排出企業負担となるよう国に制度改正を求めること。

【回答】

国のエネルギー課税においては、平成24年10月から「地球温暖化対策のための税」（環境税）が導入され、温室効果ガスの排出削減を目的として化石燃料のCO₂の排出量に応じた課税を実施し、広く薄く負担を求めることで、特定の分野や産業に過度な負担となることを避け、課税の公平性を確保するとされています。

本市としては、この制度が国民全体の理解のもとに適正に執行され、CO₂の排出抑制が進むものと考えております。

【環境保全課】

- 4 エネルギーの地産地消の観点で、太陽光発電・小風力発電・小水力発電など、再生可能エネルギーの利用促進のための啓発をすすめる、国の助成制度の新設・拡充を求めるとともに、市独自の助成制度を拡充すること。

【回答】

本市では、太陽光に恵まれた地域特性から再生可能エネルギーのなかでも、太陽光発電設備の普及促進を図ることとし、市有施設への設置や市民・事業者の設備導入に対する補助制度を設けて取組を進めているところです。また今年度から、エネルギーの地産地消が重要と考え、住宅において太陽光発電設備と省エネルギー設備の同時導入によるZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）化が進むよう補助事業の見直しを行ったところです。

今後も、指定都市自然エネルギー協議会等を通じて、国に地域の自然エネルギーの普及をさらに促進させるよう要望するとともに、国の制度との協調を図りながら、再生可能エネルギーの一層の利用促進を進めてまいりたいと考えております。

【環境保全課】

- 5 再生エネルギー普及の財源は電気料金に転嫁させないよう国と事業者に求めること。

【回答】

再生可能エネルギー普及拡大のため、国は固定価格買取制度（F I T 制度）により取組を進めてきましたが、近年は国民負担（再生可能エネルギー発電促進賦課金）が増大したことから、制度の見直しにより負担の抑制に努めているところです。

本市としては、制度の見直しにあたっては、再生可能エネルギーのF I T制度からの自立を目指し、過度な国民負担とならないような適切な制度設計とその円滑な導入を図り、地域の自然エネルギーの普及をさらに促進するよう、指定都市自然エネルギー協議会を通じ国に対し要望しているところです。

【環境保全課】

- 6 木質事業系ゴミを木質燃料やたい肥にするなど、再利用する方向に転換すること。

【回答】

岡山市では現在、木材については可燃ごみとして扱っており、当面はサーマルリサイクルが合理的であると判断しております。

【環境事業課】

7 家庭ごみ対策について

- (1) 市民のごみ減量化への意識と実践を高めていくために

- ① 学校教育や市民教育を強化すること。
- ② 分別の種類を増やし、資源化の徹底を市民協働ですすめること。
- ③ 生ごみ削減のために、たい肥化施設をつくること。

【回答】

- ① 市民1人ひとりの意識改革を促し、環境に配慮した暮らし方を普及させていくため、地域におけるE S D活動のすそ野を拡大するとともに、ごみの減量化・資源化推進に関する事業や施策についての出前講座を拡充していきます。
- ② ごみの分別は、順次拡大してきており、現在5種18分別としています。今後も、ごみの資源化に向けた各種施策を検討してまいります。

【環境事業課】

- ③ 現時点でたい肥化施設建設の予定はありません。

【環境施設課】

(2) ごみ有料化を再検討し、無料に戻すこと。

【回答】

家庭ごみの有料化は、排出量に応じた受益者負担の公平性の確保と経済的インセンティブを活用して、ごみの減量化・資源化を図ることを目的としています。

岡山市の有料指定袋の料金は、多くの議論をふまえたうえで決定しており、ごみの排出抑制効果や他の自治体の価格を参考に、市民にとって過度の負担にならないよう、1リットル1円を基本に設定しています。

平成27年度・29年度実施の市民意識調査では、「ごみ収集・リサイクル対策」は重要度・満足度とも高い数値であることから、一定の評価をいただいているものと考えており、引き続き市民の皆様にご理解とご協力をお願いしてまいりたいと考えています。

【環境事業課】

(3) 日本語の説明が理解できない住民にも、ごみの分別ができるよう市の責任で周知すること。

【回答】

家庭ごみごみ減量・リサイクルガイド「ど〜すりゃ〜ええ」（概要版）の英語、韓国語、中国語、ベトナム語版パンフレットを作成し、配布するとともに市のホームページへも掲載し、周知を図っています。

【環境事業課】

8 「ふれあい収集」は希望する高齢者・障害者に対象を拡大すること。「高齢者等のみの世帯」との条件を実態にあわせて緩和すること。

【回答】

可燃ごみのふれあい収集につきましては、令和元年6月に要介護1へ要件緩和を行い対象の拡大を行っておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

【環境事業課】

9 粗大ごみについて、無料でのステーション収集を年に1回程度は行うこと。

【回答】

粗大ごみの収集につきましては、有料戸別収集が市民の皆様にご浸透しているところですので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

【環境事業課】

10 事業系ごみについて

(1) 処理手数料は、処理コスト相当分の額とすること。

【回答】

事業者責任の原則に基づき、定期的に見直していきます。

【環境施設課】

(2) 増量している原因を精密に調査し分析すること。

【回答】

事業系ごみの組成分析を行い、調査していきます。

【環境事業課】

(3) 分別を徹底し、減量化をはかること。

【回答】

市内の大規模排出事業者を対象とした、事業系ごみ減量化・資源化推進研修会を開催するとともに、排出現場での指導を強化しています。

【環境事業課】

(4) 収集許可事業者の指導を行うこと。ごみの検量は厳正に行うこと。事業者からのごみの持ち込みについては、不正を許さないこと。

【回答】

収集許可事業者に対しては、今後も適正に指導していきます。

【環境事業課】

今後も展開検査等を行い、分別の徹底及び不適正ごみが混入しないよう指導していきます。

【環境施設課】

(5) 拡大生産者責任を明確にし、製造・販売事業者の責任において発生抑制を指導すること。過剰包装の抑制など市内業者にも働きかけること。

【回答】

拡大生産者責任につきましては、従来から全国都市清掃会議及び大都市清掃事業協議会を通じて国などに要望しているところです。

【環境事業課】

1 1 ごみ処理広域化基本計画について

(1) 域内処理を基本に見直すこと。

【回答】

岡山市、玉野市、久米南町の2市1町は、岡山県が策定した「新岡山県ごみ処理広域化計画」の「岡山ブロック」の構成市町として協議会を設置して、平成26年度に「岡山ブロックごみ処理広域化基本計画」を策定し、岡山市の岡南環境センター、玉野市の東清掃センター、久米南町の組合立クリーンセンターを統合して新たに可燃ごみの広域処理施設を整備することとしています。

【環境施設課】

(2) ごみ処理基本計画に基づいて計画を見直すこと。

【回答】

広域処理施設整備にあたっては、ごみ処理基本計画によるごみ排出量予測に基づいて適正な規模を設定するとともに、同計画に示された、温室効果ガスの削減、高効率発電の導入、焼却残渣の資源化等の観点を重視して整備する方向で検討中です。

【環境施設課】

1 2 し尿浄化槽の清掃・維持管理について、回数を減らすこと。

【回答】

し尿浄化槽の清掃については浄化槽法に基づき回数が定められています。また、維持管理については浄化槽法その他、浄化槽の使用に起因する生活環境の汚染を未然に防止するため、岡山市浄化槽水質管理実施要綱において回数を定めています。

【環境保全課】

1 3 他市ではほとんど実施されていない合特法による事業は廃止すること。

【回答】

公共下水道が供用開始されて以来、許可業者は著しい影響を受けてきた経緯があり、本市は許可業者方式を中心とするし尿処理体制を維持することとして、合特法に基づく合理化事業を実施してまいりました。このため、合特法に基づく代替業務の提供は、現在のところ本市のし尿処理業務の安定確保のためには必要であると考えております。

【環境事業課】

- 1 4 「地域主体による生物多様性の保全を推進する条例」の理念に基づき、引き続き、オオタカ等絶滅危惧種に指定されている生物、希少生物であるスイゲンゼニタナゴやダルマガエル等の保護に、実効ある対策をとること。

【回答】

生物多様性保全に関する市民啓発や環境教育、身近な生きものの里制度による市民の自主的な自然保護活動の支援、人間活動と生物多様性保全の調和を図る共生地区内での開発時の適切な環境配慮などにより、絶滅が危惧される生物への保護対策を行っているところです。今後も引き続き、総合的・効果的な施策を推進していきたいと考えております。

【環境保全課】

1 5 住民の生活環境を守るために

- (1) 低周波公害、騒音・振動、電磁波、煙、悪臭などへの対策及び発生抑制に対し、関係部局と連携し問題意識をもって積極的に取り組むこと。

【回答】

低周波音については、環境省において測定方法に関するマニュアルが作成されており、相談があれば、必要に応じて測定を実施し、問題解決に努めております。しかしながら、現在のところ低周波音による具体的な影響ははっきりしておらず、法令等による規制基準等が定められておりません。今後も低周波音が原因と思われる相談があれば、状況確認及び問題の解決に努めていきたいと考えております。

騒音・振動については、騒音規制法、振動規制法、市環境保全条例等に基づく届出時に加え他法令での意見照会時には発生予防の観点に基づいて指導をしております。相談が寄せられた場合には低周波音と同様に問題解決に努めております。

電磁界が健康に及ぼす影響については、国においても、WHOにおける検討の状況を注視するとともに、従前から、家電製品から発生するものを含む電磁波の人体に対する影響等について、国内外の情報の収集、各種調査研究、これらの成果に係る情報の提供等に取り組んでいるとのことであり、岡山市でもその動向を見守りつつ、今後の対策を検討していきたいと考えております。

煙については、大気汚染防止法をはじめ、岡山県環境への負荷の低減に関する条例や市環境保全条例に基づいて、ばい煙発生施設等に立入調査やばい煙測定等を行い、排出基準等の遵守及び適正な維持管理の指導等を行っております。

悪臭については、立入調査や臭気測定を行い、臭気対策等について指導しております。

【環境保全課】

- (2) 住民の生活環境を守る観点で、市環境保全条例を抜本的に強化すること。
該当する事業者が地元住民に説明責任を果たすよう指導すること。

【回答】

岡山市環境保全条例の抜本的な拡充については、今後の検討課題と考えております。

なお、地元住民に対する事業者の説明については、特定施設等の設置や建築物の工事等を事前に知ることができた場合には、説明を行うようお願いしています。 **【環境保全課】**

- (3) 住宅地における深夜のカラオケ営業について、近隣住民の声をもとに、事業者適切に指導すること。

【回答】

カラオケ装置の騒音については、「岡山県拡声機等による暴騒音規制条例」で規制されており、近隣住民から相談等があった場合は、この条例を所管している岡山県警察に連絡するよう伝えています。 **【環境保全課】**

産業観光局関係

1 食料自給率向上に努めること。

【回答】

市民に安全・安心な食を安定して供給するため、担い手の確保や生産性の向上等を図るとともに、地産地消の推進や食農教育に努めてまいります。

【農林水産課】

2 国内農業に打撃を与える農産物の輸入自由化を見直すよう、国に求めること。

【回答】

T P P、日米貿易協定等を受けて、国は農林水産業の生産基盤を強化するとともに、新市場開拓の推進等万全の対策を講じていくとしております。本市としましては、国の動きを注視してまいりたいと考えております。

【農林水産課】

3 優良農地の保全について

(1) 市街地における農地を保全できるような税制をつくるよう国に求めること。

【回答】

市街化区域の農地については、課税標準額の上限を評価額の3分の1としたうえ、負担水準に応じてなだらかな負担調整措置がとられています。

市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、市街地における農地を保全できる税制を国に求めることは考えていません。

【農林水産課】

(2) 農地転用は厳格に行うこと。市長判断を濫用しないこと。

【回答】

農地転用許可申請の審査に際しては、農地法の規定に基づき引き続き厳正に審査を行うことにより、農地の適正な利用と優良な農地の確保に努めます。

なお農地転用の許可権限については、市長から農業委員会に事務委任されています。また、農地転用の許可基準については、農地法や国の通知によって詳細に定められていることから、市町村が独自の基準により運用することは困難となっています。

【農業委員会事務局】

4 岡山の農業の特色を生かした農政を推進すること。

- (1) 兼業農家を含む家族農業を基本とする農業振興に取り組むこと。施策の推進に当たっては、青色申告や認定農業者の範囲に入らない零細農業者でも意欲を持って続けていけるよう配慮すること。

【回答】

本市では、就農サポートセンターを設置し、きめ細かい就農相談、関係機関・団体等と連携した就農研修を実施しています。

なお、本市には、家族経営型農業を含め様々な農業者がおられ、それぞれが農業振興の役割を十分発揮できるよう今後とも努めてまいります。

【農林水産課】

- (2) 農業を支える担い手として、若者及び定年後就農者への技術指導・資金融資制度を整備すること。移住や退職後の就農を促進する事業を単市でも拡充すること。

【回答】

県の農業普及指導センターやJA営農センター等が農業者に対し技術指導を行っており、本市としましては、きめ細かい就農相談、情報提供、関係機関・団体等と連携した就農研修を実施しているほか、青年等就農計画の認定及び青年等就農資金等の制度資金融資や青年就農給付金をはじめとする各補助金事業の活用等を努めています。

また、単市で取り組んでいるUIJターン園芸農業者支援事業を行うことで、移住に伴う就農についても支援しており、引き続き就農希望者が安心して就農できる環境づくりに努めてまいります。

【農林水産課】

- (3) 営農指導や6次産業化を推進するために、農業改良普及員・生活改善普及員制度を岡山市としても新設すること。

【回答】

県の農業普及指導センターでは、各作物の専門の技術職員により、産地や生産者への技術指導や営農指導が行われており、また、女性グループ支援事業により、農産加工品等の開発が行われております。

一方、管内のJAでは、地域の特色を生かした農業生産の振興を図り、それぞれの地域に密着した営農指導を行うため、各地区に営農指導員等を配置し、生産者へ営農指導力に力を入れております。

本市としましては、県、JA等と連携を図り、それぞれの機関で役割を分担しながら、引き続き本市農業の振興に努めてまいります。

【農林水産課】

- (4) 「おかやま有機無農薬農産物」認証制度を市として有効活用し、ブランド力を高めるよう取り組むこと。

【回答】

岡山県の基準を満たしている農産物について、生産農家は、認証シールを貼って出荷しております。また、有機無農薬栽培は、慣行栽培に比べて、労力が多くかかり、生産技術の難易度が高いため、資材購入・施設整備等に対して補助金の交付を行っています。 **【農林水産課】**

5 地産地消を基本に、米・地場産物の消費拡大を進めること。

- (1) 地域農業振興室を充実し、地産地消を推進すること。

【回答】

本市では、地産地消の推進に向けて、地産地消マルシェ及びバスツアーの開催や、農産物を消費者に直接販売している生産者情報を紹介する「農地でショッピング」事業等を実施しているところです。

地域の活性化や農業の振興に繋がる地産地消の推進に、引き続き努めてまいります。 **【農林水産課】**

- (2) 飯米の消費拡大に努めること。

【回答】

安定した米の消費のためには、米の価格の安定が大切であり、引き続き需要に見合った生産が行なわれるよう、岡山市としても、米の作付け動向に注視しながら、米の流通安定に取り組んでいます。

【農林水産課】

- (3) 市内産米粉製品の普及をはかること。目的に合った製粉機を導入すること。米製粉事業を支援すること。

【回答】

米粉の消費拡大のため、米粉商品を扱うお店をPRする「米粉マップ」の作成、米粉スタンプラリー、米粉料理教室の開催などを通じ、米粉の普及促進・消費拡大に努めています。 **【農林水産課】**

- (4) 米・野菜など安全な食材が提供できるよう、有機・無農薬栽培講座の開設など環境保全型農業の推進をすること。

【回答】

環境保全型農業の紹介パネル展や安全安心な農業生産に対する補助金等の交付を通じ、環境保全と生産性の維持向上との調和がとれた環境保全型農業の推進に取り組んでいます。 **【農林水産課】**

- (5) バラ寿司やフナ飯をはじめとする郷土料理とそれにまつわる文化を守ること。必要な素材提供をする生産者を育成すること。

【回答】

地産地消や食農教育を推進し、食料や農業に対する市民の関心・理解を深めるとともに、農業の担い手等の確保に努めてまいります。

【農林水産課】

- (6) 学校給食用に地元産の小麦の研究を進めること。輸入小麦から有害な残留農薬の検出事例が報告されている。

【回答】

本市では食数規模が大きいため、地元産小麦の量の確保が難しく、また給食費の高騰にもつながるため、使用するのには困難と考えております。

輸入小麦については、国が残留農薬等の検査をしており、食品衛生法等の基準を超過していないものが流通していると考えています。

【保健体育課】

- 6 土地改良区の合併を促進し、合理化を進めること。土地改良区賦課金の二重払いは解消すること。

【回答】

岡山市は合併促進のために必要な費用の補助金を毎年度予算計上するなどの支援をしており、土地改良区も事務合理化などのメリットは承知していますが、地縁や改良区の設立経緯など、複雑な事情により、制度を利用した事例はありません。引き続き土地改良区に対して、合併への働きかけを行ってまいります。また、賦課金の二重払いについては、それぞれの改良区の構成員で、農業受益を受けていることからやむを得ない負担であると考えています。

【農村整備課】

- 7 農業用水路の改修は、環境保全の視点で生態系を考慮した工法で行うこと。藻刈浚渫交付金を増額すること。

【回答】

土地改良事業を実施する際には、環境等に配慮するよう、土地改良法施行規則14条の2に規定されており、事業申請までには環境調整会議を開き計画に反映しています。浚渫藻刈交付金につきましては、交付団体の増減に応じて、申請団体すべてに行き届くよう予算を要求しています。

【農村整備課】

8 用水路等の安全対策について

- (1) 全国的に見ても多数の転落事故が発生している現状に鑑み、農業用水路の安全確保に取り組むこと。
- (2) 柵などの必要性について、地域要望の有無にかかわらず、必要なところについては、市として独自判断し対策をとること。

【回答】 (1)(2)をまとめて回答

用水路転落の対策は平成28年度から緊急対策として3年間実施し、その後も引き続き優先して取り組んでいるところです。

実施方法としては、平成28年度調査で町内会の洗い出し等による危険個所対策を優先実施しながら、その後の通報や、パトロールにより把握した危険個所があれば、転落対策と並行して対応を行っているところです。岡山市は水路延長が長く、全てに転落防止柵を設置するのは困難ですが、安全対策として効果が高い個所から実施しています。

【農村整備課】

9 多面的機能支払制度の啓発を十分に行うと共に、事務的支援を市として行うこと。

【回答】

市民のひろば、市ホームページ、農業委員会だよりへの掲載等により制度周知をし、地域からの要望に応じて、町内会や土地改良区等に対して必要な説明を行っているところです。

また、事務作業等について、市として書類作成のマニュアルや交付金使途のガイドラインの作成、事務指導等のサポートを行っています。

【農林水産課】

10 防災の観点から、ため池改修を急ぐこと。管理できないため池は廃止すること。

- (1) 国が基準を変えて対象が広がったことを踏まえ、ただちに対策をとること。

【回答】

ため池改修は多額の費用と時間を要することから、現在防災重点ため池を優先して整備を実施しています。また、高齢化による農地の減少に伴い管理がなされなくなったため池については、地元同意が取れたものから廃止事業を行っています。

しかし、岡山市のため池は台帳に1,450箇所、その内、新基準の防災重点ため池は、925箇所と多数であることから、まず、全池について浸水想定マップを公開しており、順次ワークショップを実施し、周辺の方への注意喚起を行うことで、防災減災に努めてまいります。

【農村整備課】

1 1 有害鳥獣対策について

- (1) 農地保護のため、侵入防止策や捕獲柵の補助について、対象や額の拡大を引き続き図ること。

【回答】

捕獲柵については、市独自で補助率3分の2を確保しています。また、侵入防止柵については、6分の1の補助率から平成28年度より市独自で3分の2の補助率を適用しています。 **【農林水産課】**

- (2) 狩猟に携わる人材の育成に努めること。

【回答】

狩猟に携わる人材の育成については、新規狩猟免許取得者に対しての支援を行っています。 **【農林水産課】**

- (3) 処理場や加工施設を整備し、付加価値の高い商品化を支援すること。

【回答】

平成30年7月に、岡山市内において野生鳥獣の加工・販売を手掛ける民間の処理加工施設が稼働しており、本市としては、この民間施設への原料としての安定供給を促すなどの対応を、民間事業者や猟友会と連携して取り組んでまいります。 **【農林水産課】**

- (4) 広域的な実態把握と個体数の抑制対策を県国に求めること。

【回答】

岡山連携中枢都市圏の中で、農作物被害対策研究を行っているところであり、県国へも対策強化を求めてまいります。 **【農林水産課】**

- (5) 市街地のイノシシやサルの出没について、防止策やその場での対応等について市民や地域・学校の関係者に周知、啓発すること。

【回答】

全庁的に対応するためのマニュアルを定めて対応しておりますが、県警や岡山県など関係機関と連携を密にして、周知・啓発に努めてまいります。 **【農林水産課】**

1.2 森林保全と治山対策に取り組むこと。

- (1) 体制強化をするとともに、林業労働者育成に努め、林野の整備を行うこと。

【回答】

森林組合等と連携して間伐等を行うとともに、作業路網の整備、修繕により林業振興に取り組んでまいります。また、小中学生を対象とした森林・林業体験を実施し、森林整備や林業に関する知識を子供たちに伝える取り組みを行っています。

【農林水産課】

- (2) 林業振興の観点から県産材等の活用を促進すること。

- ① 公共施設に県産材の利用を促進する条例や計画を持ち推進すること。
- ② 木質ペレットなど、木材利用を具体的に進めること。
- ③ 手入れされていない竹林が周辺に及ぼす害への対策を検討すること。

【回答】

- ① 「岡山市内の公共建築物における県産材等の利用促進に関する方針」を定め、関係部署と連携して公共建築物への県産材等の利用促進に努めてまいります。
- ② 民間事業者が行うべきものと考えております。
- ③ 所有者が対処すべき事案であると考えます。

【農林水産課】

1.3 水産業支援について

- (1) 漁業の振興策をとること。

【回答】

ノリ養殖漁場において、高性能な機械・設備等の導入を支援し、経営の効率化・安定化を図るとともに、岡山産ノリの消費拡大やPRに取り組めます。また、水産関係団体や漁業後継者グループへの支援により、水産業の担い手の確保に努めます。

また、児島湾海域や内水面域へ種苗放流を行い、漁業資源の回復と漁獲量の安定化を図ってまいります。

【農林水産課】

- (2) のりの色落ちに対策をとること。

【回答】

県・県漁連と連携し、情報共有・色落ちのりの活用研究に取り組んでまいります。

【農林水産課】

1 4 安全で安心な食料の確保について

(1) 自国の食糧は自国で確保する農業主権の強化を国に求めること。

【回答】

本市としては、今後も国の動向を注視しつつ、必要に応じた提言をしてまいりたいと考えております。

【農林水産課】

(2) アメリカいいなりの貿易協定の批准をやめるよう国に求めること。国民生活に大打撃を与えるT P P協定からの脱退を国に求めること。

【回答】

T P P、日米貿易協定等を受けて、国は農林水産業の生産基盤を強化するとともに、新市場開拓の推進等万全の対策を講じていくとしています。本市としましては、国の動きを注視してまいりたいと考えております。

【農林水産課】

(3) 市としても市内の農家の影響について実態を把握し対応すること。

【回答】

市独自にデータを把握することは多大なコストや労力を要することから、影響額算出は難しいと考えています。

【農林水産課】

(4) 種子法の復活を国に求めること。合わせて、県に対して種子条例の制定を働きかけること。

【回答】

国は、種子法の廃止後も、種苗法や都道府県への支援措置などにより、種子の安定供給は確保していくとしています。また、岡山県においても、「岡山県稲、麦類及び大豆の種子供給に係る基本要綱」等が制定され、法廃止後においても、これまでどおり、県奨励品種等の種子の生産、供給体制が維持されています。今後とも、良質な種子の安定的な供給は確保されるものと考えています。

【農林水産課】

1 5 中小企業振興について

- (1) 「小規模企業・中小企業振興条例」に基づき、市内の中小・小規模企業を詳細に実態調査して、業種や規模や地域特性に応じた、また事業者側と働く側の双方をみすえた具体的な計画を策定し、施策をすすめること。

【回答】

各種商工団体との意見交換会を実施し、市内の中小・小規模事業者の実態把握を行っております。また、岡山市が目指すべき産業振興戦略を明らかにし、実効性のある具体的施策の方向性及びその実施行程を定めた「岡山市産業振興アクションプラン」に基づき、各種施策を展開しています。 **【産業政策課、産業振興・雇用推進課】**

- (2) 中小企業振興室を体制強化し、困りごとに対する個別支援をアウトリーチで行えるようにすること。

【回答】

小規模企業者・中小企業者の経営上の諸問題は多岐にわたるため、相談内容に応じて、弁護士・司法書士・公認会計士・中小企業診断士等、専門家の助言や指導等を行う「企業経営相談事業」(※訪問相談あり)を実施しているところです。引き続き、企業ニーズに応じて、適切な支援を行ってまいりたいと考えています。 **【産業振興・雇用推進課】**

- (3) 中小零細業者への低利長期の各種資金融資制度の充実をはかること。

【回答】

小規模企業・中小企業の経営基盤の強化を図るため、市制度融資等により資金繰りを支援しているところであり、今後とも市内中小企業の資金需要を勘案した融資制度の運用に努めてまいります。

【産業振興・雇用推進課】

- (4) 福祉業界などと工業界の情報交換の機会を引き続き充実させること。福祉現場での工夫を製品化する支援を行うこと。

【回答】

平成28年度に設立したヘルスケア産業連携協議会において、モデル事業やセミナー・交流会等を実施し、令和元年度からは医療・福祉関連産業海外展開支援を中心に支援を実施しております。 **【産業政策課】**

1 6 地場企業の振興のために、住宅リフォーム助成制度を創設すること。

【回答】

地域経済の活性化策として、中小企業の経営基盤の強化・安定化に向けて、融資をはじめ、経営相談や経営セミナー、受注拡大のための現地商談会の開催等に取り組みます。 **【産業振興・雇用推進課】**

1.7 商店街活性化計画をつくり、商店街の振興をはかること。

- (1) 特色あるまちづくりをすすめる商店街を支援すること。各商店街の活性化策を策定すること。

【回答】

商店街組合が取り組む活性化計画等策定事業をはじめ、商店街活性化支援事業として、岡山市商業振興対策事業補助金において支援メニューを設けており、商店街組合等が進める活性化計画策定の検討会議等に岡山市も参加するなど支援に努めております。 **【産業振興・雇用推進課】**

- (2) 空き店舗かどうかに関わらず、店舗リフォーム助成制度を創設すること。

【回答】

既存店舗の改装も含むリフォーム助成については、個人の資産形成に繋がることから困難と考えております。商店街施策としては岡山市商業振興対策事業補助金メニューである「空き店舗対策事業」や、商店街が自ら策定した活性化計画に基づく「店舗誘致支援事業」を実施し、商店街の魅力向上を図っているところです。 **【産業振興・雇用推進課】**

- (3) 空き店舗について、耐震化の補助をすること。更新の促進などの対策を拡充すること。

【回答】

店舗を併用する住宅の耐震化にあつては、他課が所管する「岡山市木造住宅耐震改修事業」や「岡山市空家等適正管理支援事業」の補助制度が活用できる場合がございます。商店街施策としては岡山市商業振興対策事業補助金メニューである「空き店舗対策事業」や、商店街が自ら策定した活性化計画に基づく「店舗誘致支援事業」を実施することで更新の促進を図っているところです。 **【産業振興・雇用推進課】**

1.8 新産業ゾーンについては、期限終了時に必ず売却すること。

【回答】

新産業ゾーン企業用地については、立地企業との個別の事業用定期借地権設定契約に基づき順調に売払いが進んでいるところです。今後も立地企業に対して必要な情報提供を行うとともに買取時期の意向など情報交換を行いながら、事業用定期借地権設定契約期間内での売払いに努めてまいります。 **【産業政策課】**

19 不要不急な大型コンベンション施設は、建設しないこと。

【回答】

大型コンベンション施設については、岡山市のコンベンション開催の現状、施設の稼働状況、主催者のニーズ、立地等、様々な要因を総合的に勘案してまいりたいと考えております。

【プロモーション・MICE 推進課】

中央卸売市場関係

- 1 条例改正にあたっては、市民の食の安全と生産者の持続的な生産を守る立場に立って、公的市場の責任を果たせる内容とすること。

【回答】

当市場は、安全・安心な生鮮食料品等を安定的に提供する重要な役割を担っており、依然として生鮮食料品流通の中核であることには変わりありません。その高い公共性に鑑み、公正、公平で透明性のある取引を続け、中小規模の生産者や、小売業者も差別なく参加できる場として維持していける内容にする必要があると考えています。 【市場事業部】

- 2 市民の台所である中央卸売市場については、引き続き公設市場として、安全な食料供給に徹し、市場活性化を目指すこと。

- (1) 施設・設備の整備・更新・補修は市の責任で行うこと。

【回答】

市において整備している施設や設備の維持管理については、使用者の責任範囲を除き、速やかに市で対応しております。 【市場事業部】

- (2) 品質保持のために、施設全体で温度管理ができる構造にすること。

【回答】

施設全体で温度管理を行うには閉鎖型施設であることが必要です。

当市場は、卸売棟、仲卸棟ともに開口部が多い構造となっておりますが、必要な個所に冷蔵施設を設置するなど、品質保持に努めております。

今年度、耐震改修工事が完了予定であり、今後も引き続き、場内事業者の意見を聴きながら適切な温度管理が出来るように努めていきたいと考えております。 【市場事業部】

- 3 卸売市場が安全で安心できる食材を提供していることを、市民にしっかり知らせること。食品への放射能検査を行うこと。特に放射能汚染の危険が高い海産物については、独自に検査し公表すること。

【回答】

岡山市中央卸売市場には保健所職員が常駐し検査体制が整い、安全で安心できる食材提供を行っていることは、これまでも見学など機会あるごとに市民にPRしてまいりました。

放射能汚染につきましては、岡山市中央卸売市場の卸売業者は、(一社)全国中央卸売市場青果卸売協会や(一社)全国水産卸協会等を通じて農林水産省の生鮮野菜等の放射能に関する情報を入手しており、放射性物質の疑義のある物品が入荷することはありません。 【市場事業部】

都市整備局関係

1 交通政策は、公共交通空白地域の解消を最優先にすること。

(1) 市民の移動権、交通権を保障する内容とすること。

【回答】

岡山市総合交通計画では、公共交通が不便な地域において、市民生活に欠かせない移動手段を確保するため、「既存の生活交通の維持・改善」や「新たな生活交通の確保」を施策として位置付けており、運行中の御津・建部地区、足守地区、迫川地区、千種地区、馬屋上・野谷地区では運行改善や利用促進について、角山地区、牧山地区、城東台・草ヶ部地区では試験運行に向けた運行計画について地元検討組織と検討を行っております。引き続き、生活交通の確保に取り組んでまいります。

【交通政策課】

(2) 計画等の策定にあたっては、幅広い市民的議論を行うこと。

【回答】

検討中の地域公共交通網形成計画などの計画策定においては、学識経験者や市民代表、交通事業者等で構成される協議会・検討会を設置するとともに、パブリックコメントを実施し、幅広くご意見を伺うこととしております。

【交通政策課】

(3) 交通政策は、交通不便地域の20万人の解消を最優先課題とし、解消には市が責任を持つことを明確にして、目標値を持って具体策を立てること。

【回答】

岡山市総合交通計画（計画期間10年）では、公共交通が不便な地域を対象とした生活交通の導入を10地区で実施することとしており、また、計画の成果指標として「市民1人当たりの公共交通利用回数」や「都心や身近な拠点に公共交通で30分以内に行ける人口」について具体的な目標値を定め、施策実施による効果・影響を評価することとしております。

【交通政策課】

(4) 大型事業に偏らず交通確保の予算を抜本的に拡充し、市民に負担を転嫁することなく充実させること。

【回答】

岡山市総合交通計画に位置付けた各種施策の実現に向け、必要な予算を適切に確保してまいりたいと考えております。

【交通政策課】

- (5) 地域性に応じた既存路線バス・コミュニティバス・デマンドタクシー等の対策を進めること。ふれあいバスも交通資源として活用できるよう都市整備局がイニシアチブをとること。

【回答】

現在取り組んでいる新たな生活交通の確保では、地域ニーズに応じた運行となるよう、地元検討組織と一緒にあって運行計画を検討することとしております。

また、既存の路線バスについては、市全体のネットワークの維持に向けて、策定中の地域公共交通網形成計画において各種施策の検討を進めているところです。

【交通政策課】

- (5) 地域性に応じた既存路線バス・コミュニティバス・デマンドタクシー等の対策を進めること。ふれあいバスも交通資源として活用できるよう都市整備局がイニシアチブをとること。

【回答】

現在取り組んでいる新たな生活交通の確保では、地域ニーズに応じた運行となるよう、地元検討組織と一緒にあって運行計画を検討することとしております。

また、既存の路線バスについては、市全体のネットワークの維持に向けて、策定中の地域公共交通網形成計画において各種施策の検討を進めているところです。

【交通政策課】

ふれあいバスは、ふれあいセンターの利用者のための無料送迎バスであり、そのほかの目的で使用することはできません。

市としては、無料バスの運行が、民業を圧迫することは避けるべきであると考えていることから、民間路線バス業者との合意なしに運行方法を変更することはできません。

【福祉援護課】

- (6) ノンステップバスについて、事業者のヒアリングを行うなどして実情に合った補助を増やすこと。

【回答】

ノンステップバスの購入補助の申請台数は、直近5年間（平成27年度～令和元年度）は年々増加しており、また全車両に占めるノンステップバスの割合も18%（平成27年度実績）から30%（令和元年度見込み）へ上昇していることから、ノンステップバスの導入促進に向けて、引き続き、支援を実施してまいりたいと考えております。

【交通政策課】

- (7) 交通結節点であることを生かせるよう、JRローカル線の増便を働きかけること。

【回答】

「津山線・利用を促進する会」や「宇野線利用促進対策協議会」などの期成会を通じた働きかけも含め、必要に応じて働きかけてまいりたいと考えております。

【交通政策課】

2 路面電車の岡山駅前乗り入れについて

- (1) 効果のある利用客層や地域に限られることに対して、43億円もの公費投入はすべきでない。中止すること。

【回答】

路面電車の岡山駅前広場への乗り入れについては、交通ネットワークの要である岡山駅の交通結節機能を向上させるとともに、回遊性の向上、ひいては都心の活性化を図ることを目的として実施するものです。併せて、岡山の玄関口にふさわしい魅力的な空間を形成するために広場全体を後樂園に見立てた整備を行うこととしており、令和4年度中の完成を目指し、事業を進めてまいります。

【交通政策課】

- (2) 広場の改修を含め関連する全体の経費で費用対効果を算出すること。

【回答】

費用対効果については、国土交通省が作成したマニュアルに則り算出しており、再計算する必要はないと考えております。

【交通政策課】

3 吉備線LRT化について、計画を抜本的に再考すること。

- (1) LRTより先にやるべきことが多くあり、自動車道路との共用区間がごく限られるにも関わらず、市負担だけでも70億円の巨費投入となっていることなど、数々の問題点を直視し、全市民的議論を行うこと。

【回答】

桃太郎線のLRT化によって、運行本数の増加、新駅の設置、バリアフリー化などによる利便性の向上が図られることから、路線バスや生活交通などを組み合わせた交通ネットワークの構築、観光資源などへのアクセス性向上による観光振興や、駅周辺への都市機能の集積による地域活性化などLRT化は様々な役割を担うものであり、その実現に向け取り組みを進めてまいりたいと考えています。

【交通政策課】

- (2) LRT化とは別に、JRに増便や備前三門駅西側踏切の4車線化を求めること。

【回答】

備前三門駅西側踏切については、LRT化を実現するまでには時間を要することから、暫定整備として近接踏切の統廃合による拡幅を行うこととし、JRとの協議を重ねた結果、現在の北向きに右折車線を設けた合計3車線の車道と両側歩道をあわせた暫定踏切となっており、さらなる踏切の拡幅については困難と考えております。

【交通政策課】

- (3) 吉備線の維持存続や周辺の振興は重要であり、各駅からのフィーダー交通をはじめとする住民の交通手段の確保は、LRT化の進行に関わらず整備を急ぐこと。整備にあたっては、タクシー券方式や民間の輸送車両との連携などさまざまな方式を柔軟に検討すること。

【回答】

本市では、コンパクトでネットワーク化された快適で多様なまちづくりを推進するため、公共交通を中心とした利便性の高い交通ネットワークの構築を目指すこととしており、実現に向けては、桃太郎線に関わらず、駅へアクセスするためのフィーダー交通の確保が重要となり、その確保について検討していく必要があると考えております。

【交通政策課】

4 自転車政策について

- (1) 「自転車先進都市おかやま実効戦略」に基づき、自動車と自転車の交通分離を促進すること。自転車専用レーンの整備にあたっては、途中で途切れないよう通行実態に見合ったものとする。路肩の違法駐車対策を強化すること。

【回答】

平成24年に「自転車先進都市おかやま実行戦略」を策定し、「誰もが自転車を“安全”で“便利”に“楽しく”使うことができる都市」をコンセプトに、各種施策に取り組んでいるところです。

自転車走行空間については、今年度は桃太郎大通りの整備を行っており、今後も引き続き、国や交通管理者など関係者との連携を図りながら整備を進めてまいります。

また、自転車走行空間の安全性と快適性を確保するためには、違法駐車対策は重要と考えており、必要に応じ関係者と連携を図りながら検討してまいりたいと考えています。

【交通政策課】

- (2) マイカーからの転換をはかるため、パークアンドライドやパークアンドバスライド等の環境整備を進めること。

【回答】

現在、市内では、パークアンドライド駐車場が5箇所、パークアンドバスライド駐車場が7箇所、バス停に設置した駐輪場が40箇所あり、これらについて周知及び利用促進を図ると共に、新たな設置の可能性についても検討していきたいと考えています。

【交通政策課】

- (3) 中高生に対して、安全運転の啓発を進めること。

【回答】

中高生に対する啓発については、関係機関と連携しながら、スクエア・ストリート方式等の体験型実演講習を含めた交通安全教室の開催を増やすよう努めてまいります。

【生活安全課】

(4) ももちゃりについて。

- ①自家用車からの転換がはかられているのか、事業の目的や他の政策との整合性を含めた検証を行うこと。
- ②メンテナンスを十分行うこと。
- ③ハレカによる支払も可能にすること。
- ④旅行客の利便性向上の観点から、「1日利用」や「単発利用」など多様な利用形態の設定と、それに適した簡便な手続きを検討し実施すること

【回答】

- ① 「ももちゃり」は、まちなかの回遊性向上や公共交通利用の促進などを目的に導入したところです。平成29年度に行ったアンケート調査において、回答者の約16%が自動車から「ももちゃり」を利用した移動に転換したと答えており、また回答者の約50%にまちの賑わいにつながる行動変化がみられ、事業の目的に沿った成果が出ていると考えています。今後も多くの方々に利用してもらえるよう運営事業者と連携を図りながら事業を続けてまいります。
- ② 「ももちゃり」で使用している自転車については、年に1回、自転車安全整備士による点検・整備を行い、安全確認を行っています。また、日常的には、自転車再配置時にタイヤの空気圧やブレーキの利き具合等、不具合があるかどうか確認をしているところであり、今後も、定期点検、日常的な点検による安全確認を行ってまいります。
- ③ ハレカによる支払いについては、「ももちゃり」利用者の利便性を向上させるためには有効であると考えていますが、ハレカは現金チャージ時に1,000円当たり80円が付与されるサービスを実施しており、このサービスはバス利用に限定したものとなっているため、ハレカによる支払いの実現は困難であると考えています。
- ④ 「ももちゃり」の利用形態については、利用者のさまざまなニーズに答えるため、「60分くりかえし利用」「回数券(7回分)」などのプランを用意しているところです。また「ももちゃり」は、シェアリングであるため、多くの方に利用していただけるよう、長時間利用や1日利用のプランを設けておりません。なお、JR岡山駅東口にはJRが運営している1日利用ができるレンタサイクルがありますので、利用用途によりこちらをご利用することも可能です。

【交通政策課】

- (5) 駅駐輪場をJRの附置義務とする法改正を国に求めること。

【回答】

鉄道利用者が使用する自転車駐車場の整備は、公共交通を運営する鉄道事業者が、自転車駐車対策として積極的に取り組む必要があると考えており、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」（自転車法）に鉄道事業者に対する鉄道駅への自転車駐車場の附置義務を明記するよう、岡山市から国へ直接要望しております。

また、全国自転車施策推進自治体連絡協議会を通じても、国に対して同様の要望を行っているところであり、今後も引き続き、働きかけていきたいと考えております。

【交通政策課】

- (6) 桜橋で自転車・歩行者の通行の安全策をはかること。張出での設置など様々な方策を検討すること。

【回答】

桜橋は、自動車、自転車の交通量が多い道路ではありますが、現在の道路幅員の中で通行空間を改善することは困難であり、また、橋梁の拡幅については、検討に時間を要し、費用も相当程度かかるものと考えられます。

現状において、限られた道路空間を安全に通行していただくことについて、自転車通学の多い学校等を中心に周知に努めてまいります。

【道路計画課、生活安全課】

- (7) 市としての保険や共済の制度創設について、検討すること。

【回答】

自転車の損害賠償保険への加入については、自転車が加害者となる重大事故の発生時に被害者のみならず加害者保護の観点からも重要であるものの、市独自の保険制度等の創設は困難なため、既存の民間商品への加入について、関係会議や街頭啓発活動さらには交通安全教室等において、今後、一層、加入促進の啓発に取り組んでまいります。

【生活安全課】

5 再開発について

- (1) 今進められている事業や今後生じる事業について、将来にわたる財政負担を十分に考慮し抑制すること。

【回答】

市街地再開発事業の実施に向けて、補助対象事業費の精査はもちろんのこと、財政担当部局とも協議しながら取り組んでまいりたいと考えます。

【市街地整備課】

- (2) 将来の人口減少を見越したまちづくり・再開発の計画をつくること。ビルの無秩序な乱立につながらないように抑制すること。

【回答】

中心市街地において狭小敷地が多い場合、小規模な建築物やペンシルビル等が乱立し、土地の高度利用がなされず、都市景観や防災上好ましくないと考えます。

このような問題の解決手法の一つとして、市街地再開発事業等を活用することで、土地の集約化が図れるとともに、土地の高度利用や良好な都市環境の創出が図られるものと考えます。

今後とも市街地再開発事業等を通じて適正な土地利用に努めてまいりたいと考えます。

【市街地整備課】

- (3) 特定建築者事業をはじめとする、特定の事業者を有利にする事業は行わないこと。

【回答】

特定建築者制度は、民間事業者が市街地再開発事業に参画する方式の一つであり、民間事業者の資金とノウハウを積極的に活用することで事業の円滑化を図ることを目的とした、都市再開発法に基づく制度です。

この制度を活用する際には、民間事業者の選定方法などを十分に精査し、事業のリスク軽減となるよう組合等に指導、助言する必要があると考えています。

【市街地整備課】

6 市営住宅について

- (1) 入居希望者は多数おり、使用可能な戸数を至急増やすこと。老朽住宅の建て替え計画を早急に具体化すること。

【回答】

昨年度は募集戸数を増加し、257戸を募集しました。本年度より一次募集で応募のなかった住戸を抽選後に二次募集（先着順）することとし、入居機会を増やしています。二次募集においても申込みがない住戸もあり、こうした住戸についてはさらに周知を図るなど、入居を促していきたいと考えております。

老朽住宅の建て替えについては、立地や老朽度などを踏まえ検討しているところです。

【住宅課】

- (2) 高齢者・障害者向けの戸数を増やすこと。

【回答】

二次募集で応募が無い住宅には、高齢者・障害者向けの住戸もあることから、こうした住戸についても引き続き募集案内等で周知を行ってまいります。

【住宅課】

- (3) 現在の戸数を減らさないこと。

【回答】

現在の岡山市営住宅等長寿命化計画では、令和8年度に管理戸数を5,400戸とする計画としており、将来的に必要となるストック数を見極めながら集約・再編を通じた地域の居住環境の向上を図ってまいります。

【住宅課】

- (4) 市営住宅の指定管理者制度について、住民や関連業者の意見を聴き、自主事業も含め、毎年検証を行うこと。

【回答】

指定管理者制度の導入時より、入居者向けのアンケートを毎年継続しており、これまでのところ、概ね満足との結果が出ており、今後ともアンケート結果を注視してまいります。

【住宅課】

(5) 住居内の整備について

- ①入居者の風呂設置を全市営住宅に速やかに行うこと。
- ②全室にエアコンを設置すること。

【回答】

- ① 市営住宅の約4割は建設時から市で風呂を設置しておらず、浴槽及び風呂釜（以下浴槽等）「無」の条件で募集し、浴槽等は自己負担となる旨をお伝えし、契約しています。そうした中、生活環境の変化等を鑑み、市営住宅に風呂は必要と考え、平成27年度から募集時において一部団地（高島、東ヶ丘）で設置し、平成30年度からは対象を全団地に拡大しております。（設置実績262戸 令和元年11月時点）前記の浴槽等「無」の条件で入居された方の風呂の設置状況を平成30年度に調査した結果、95%超の方が自己負担で設置されていました。募集の際の設備要件を契約後に変更することは、家賃設定や公募のあり方にも影響することから困難と考えており、引き続き、募集の際に浴槽等の設置を進めてまいりたいと考えております。
- ② エアコンは、冷蔵庫や照明器具その他の家電製品と同様に入居者が必要に応じて用意すべきものであるため、市が設置することは考えておりません。

【住宅課】

(6) 廃止住宅・棟については、速やかに撤去すること。撤去までの間は周辺の環境や安全保全の観点から清掃を行うこと。

【回答】

用途廃止した住宅・棟については、老朽化の程度や周辺環境に与える影響などを勘案し、順次売却や解体等を行っていきます。こうした方向性が決まるまでの間は、周辺の環境や安全保全の観点から適切に管理を行っております。

【住宅課】

(7) ペットの飼育について、社会状況の変化や今後の高齢化などに鑑み、検討すること。

【回答】

市営住宅におけるペットの飼育については、現在は条例で禁止しており、動物アレルギーなどの理由によりこの規定の厳守を求める入居者もいることから、当面導入は困難と考えておりますが、他の自治体の事例等を注視してまいります。

【住宅課】

7 空き家対策について

(1) 空家除却の障害となっている税制を是正するよう国に求めること。

【回答】

空家対策として、空家除却の障害については様々な要因があり、税制も含め、総合的に検討してまいります。

【建築指導課】

(2) 代執行について、判断から執行に至るまでの時間や手続きをスムーズに行うこと。

【回答】

老朽危険空家であっても、個人の貴重な財産であり、その取扱いについては、慎重を期す必要があり、所有者等の特定、文書の送付や面会での指導・助言を行うことにより時間を要しております。さらに、周辺への生活環境に悪影響を及ぼす恐れがある空き家等と判断した場合は、「特定空家等」の認定を行い、法に則って順次手続きを進めることとなります。

【建築指導課】

(3) 住家自体は直ちには倒壊の危険がなくても、敷地内に繁茂している樹木の状態によっては周辺に危険度のある場合がある。樹木の繁茂の状態も危険度の判定に含めること。

【回答】

樹木の繁茂の程度は、老朽危険空家の危険度とは別物であり、越境など周辺の生活環境の保全を図るため放置することが不適切と判断した場合は所有者等に対して、助言・指導を行っているところです。

【建築指導課】

8 空き家リフォーム助成について、制度の充実や周知を図ること。

【回答】

広報誌への掲載や出前講座などにより、引き続き広報及び啓発を行ってまいります。また、制度の充実につきましては、今後、研究してまいります。

【建築指導課】

9 木造家屋耐震診断補助制度について、新々耐震基準を満たしていないものを補助対象にすること。

【回答】

現状として、岡山市内には旧耐震基準の建築物が多く存在しており、まずはそれらの建築物の耐震診断等を優先的に実施しております。

【建築指導課】

10 東西両中島地区について

- (1) 住民参加でまちづくりの計画をつくること。住民の意見を聴く機会をつくること。
- (2) 都市計画公園として使うのであれば、市で購入すること。

【回答】 (1)(2)をまとめて回答

東西中島地区については、昭和23年に都市計画公園として都市計画決定をしておりますが、住民の方々のご意向をお聞きすると共に、河川整備との調整を行いながら、親水性が豊かであることや中心市街地に近いこと等の地区の魅力を活かすなど、幅広い観点から地区整備の方針を検討してまいりたいと考えております。

【都市計画課】

1.1 道路管理について

- (1) 地元要望に対し対応が追いついていない現状にかんがみ、境界立会などの体制の拡充をはかること。

【回答】

道路の維持管理業務は、通常の業務に加えて、緊急を要する現場対応など多種多様な業務を行っており、緊急性の高いものから対応している所です。境界立会などの業務についても、業務の工夫、事務の効率化を図っており、より一層市民ニーズに応えるよう、引き続き努力してまいりたいと考えております。

【道路港湾管理課】

- (2) 市道認定に当たっては、側溝整備や舗装化を条件にせず柔軟に対応すること。

【回答】

市道として一般交通の用に供するためには、安全で円滑な交通を確保できる構造を備えている必要があることから、「市道認定基準」及び「市道認定施行細則」に基づき適切に対応しているところです。

【道路港湾管理課】

- (3) 点字ブロックについて、ブロック上に物を置かないよう啓発すること。破損状況を点検し、速やかに補修・交換すること。色形を標準に合わせて統一することを意識すること。連続性を大切にすること。

【回答】

点字ブロック上に物を置かない等、道路の適正な利用について、ホームページ等を活用し、市民への啓発活動に取り組んでおります。

また、道路パトロール等により点字ブロックの破損状況を把握し、必要な修繕対策を実施する際には、色、形の統一や連続性にも考慮して行っております。

【道路港湾管理課】

1 2 用水の転落防止について

- (1) 危険個所の把握については、町内会だけに依拠することなく、通行者や周辺住民のニーズを把握すること。

【回答】

用水路等への転落事故防止対策については、地域の実情に詳しい町内会等との連携・協力により、危険個所の一斉点検を実施しており、その中で優先度の高い箇所から順次転落防止対策を行っています。今後も、必要な対策工事を着実に実施してまいります。

また、広く市民からの要望等があった場合には、現地を確認して地元関係者との調整を行っております。

【道路港湾管理課】

- (2) ニーズに見合った全市的な整備計画をたて、予算を引き続き確保すること。

【回答】

危険箇所の一斉点検の結果に対して、着実に対策工事が実施できるよう、引き続き予算の確保に努めてまいります。

【道路港湾管理課】

- (3) 白線やデリネーター、柵、ふた掛けなど様々な手法を活用した個別具体的な計画を立て、推進すること。

【回答】

転落防止対策として転落防止柵のみならず、白線やデリネーター等の様々な手法について、地元と調整を行いながら着実に対策を実施しております。

【道路港湾管理課】

1 3 公園の整備について

- (1) 2017から18年にかけて行った調査で不備のあった遊具を速やかに修繕しなかったことについて、原因と責任を明らかにすること。直ちに改修すること。

【回答】

都市公園の遊具については、健全度調査の取りまとめが平成30年度末に行われたものであり、危険と判定された約700基について、公園利用者の安全確保を最優先とし、平成31年4月から5月にかけて使用禁止の措置を行い、現在、修繕等の対策を行っているところです。今年度中に全体の約9割の遊具を使用再開する予定であり、更新が必要な残りの約1割については、来年度、国の交付金を活用し実施する予定としております。

【庭園都市推進課】

- (2) 公園の種別にかかわらず遊具について、国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づいて点検し、そのつど修繕整備すること。そのための予算を確保すること。

【回答】

現在、市が管理をしている都市公園以外の公園遊具についても点検を行っており、その結果に基づいて修繕等の対策を行う予定としています。

【庭園都市推進課】

- (3) 植栽の管理、広場の機能維持など、利用者が安心して使える状態を保全すること。愛護委員会があっても管理できていない実態があるところについては、市が責任を持つこと。

【回答】

愛護委員会の有無にかかわらず、公園利用者が安全で安心して利用できるよう、適切な維持管理を行ってまいります。

【庭園都市推進課】

- 1 4 「屋外広告物条例」において、政治活動用屋外広告物は許可申請から除外すること。岡山市では特に規制が厳しい。

【回答】

政治活動用屋外広告物については、屋外広告物法第29条の「国民の政治活動の自由を不当に侵害しないように留意する」との観点から、許可手数料を無料とし、また、許可期間を通常では1ヶ月のところ3ヶ月で運用しており、一定の配慮をしているところではありますが、他のポスター等と同様に著しく汚染、破損したものや、掲出期間を過ぎたものが存置されている現状もあるため、適正な表示を指導する必要から許可を要することとしています。

【都市計画課】

1 5 市街化調整区域における開発について

- (1) 市街地の無秩序な拡大をさせないため、50戸連たん制度を速やかに廃止すること。

【回答】

50戸連たん制度は、都市計画法第34条第11号の規定に基づく制度で、この制度を運用することにより、地域の活性化や定住促進に一定の役割を果たしていましたが、市街地の無秩序な拡大を抑制するため、制度のあり方について今後検討を行ってまいりたいと考えております。

【開発指導課】

- (2) 県南マスタープランの具体化にあたっては、優良農地を保全する観点で、客観性のある基準をつくること。
(3) 市長判断を濫用しないこと。

【回答】(2)(3)をまとめて回答

市街化調整区域における指定幹線道路沿線指定区域の開発許可については、条例改正を行い、許可できる建物用途については、住宅及び流通業務施設等のほかに、社会福祉施設、病院、学校、小売店舗などに限定し、厳正な運用を行っているところです。

【開発指導課】

1 6 立地適正化計画について、将来にわたって居住の自由を保障し、住む場所による不利益が生じないようにすること。

(1) 移転を強要しないこと。ペナルティを設けないこと

【回答】

立地適正化計画は、人口減少や高齢化の進展が見込まれる中であっても、持続可能な発展、成長と、それによる暮らしやすい市民生活の確保を図るため、本市が考える都市の将来像をお示しし、居住や都市機能の緩やかな誘導を図ろうとするものであり、居住や施設の立地場所の規制や移転を強要するものではありません。

【都市計画課】

(2) どこに住んでいても道路や上下水道といった生活インフラは保証すること。

【回答】

居住環境などを維持するために必要な取り組みは、誘導区域内外にかかわらず、地域の特性を踏まえながら行ってまいります。

【都市計画課】

1 7 不法埋め立てに関して

(1) 「残土処分規制法」(仮称) 制定を国に強く求めること。また、「岡山市埋立条例」を規制強化の方向で改正すること。

(2) 不法な業者への対応を厳正に行うこと。

(3) 環境基準を超えるヒ素が検出された金甲山中腹の不法埋立残土について、撤去を実現させること。

【回答】 (1) (2) (3) をまとめて回答

残土埋立行為については適宜パトロールを行うなど監視の強化を図り、条例に基づき厳正な指導を行っているところですが、残土処分の適正化について調査研究するとともに、「残土処分行為等の規制に関する法律」の立法化に向けて、引き続き全国市長会を通じて国へ働きかけてまいります。

また、金甲山中腹の埋立残土について、法面の安定勾配の確保、排水施設の設置など防災面については改善されましたが、引き続き関係機関と連携しながら、違法な埋立行為については粘り強く指導を行ってまいります。

【開発指導課】

下水道河川局関係

1 汚水処理率の向上にむけて

- (1) 汚水処理率に着目し、公共下水道のみに頼らない汚水処理計画に見直すこと。

【回答】

本市の汚水処理対策としての下水道整備は、合併処理浄化槽との適切な役割分担の下、アクションプランに基づき、汚水処理の未普及地域解消に取り組んでおります。

【下水道河川計画課】

- (2) 下水道局で一体的汚水処理対策ができるよう、合併浄化槽の取り扱い事務について環境局から下水道局へ移管すること。

【回答】

合併処理浄化槽の取扱については、より早期の汚水処理の未普及の解消が図られるよう環境局と協議を図りながら、連携を密にして取り組んでおります。

【下水道河川計画課】

- (3) 汚水処理対策を飛躍的に前進させるために、市としての合併浄化槽補助率・補助額を増やすこと。

【回答】

下水道整備計画のない地域、又は当面下水道整備予定がない地域で、自宅に合併処理浄化槽を設置する個人に対し、補助金を交付しています。また、既存住宅で汲取り便所・単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に設置替えする場合は、補助金の上乗せを行い、合併処理浄化槽の設置促進を図っています。

【環境保全課】

- 2 下水道使用料は引き上げることなく引き下げる努力をすること。

【回答】

持続的な下水道事業を実現するために、現状把握と経営見通しの確認を行い、適正な下水道使用料となるよう検討を行ってまいります。

【下水道経営企画課】

- 3 不明水は、引き続き調査を行い、対策に取り組むこと。

【回答】

平成29年度に抽出した対策の必要な3地区のうち、原因調査の完了した地区については、順次、対策工事の設計・施工に取り組んでまいります。

【下水道保全課】

- 4 老朽施設・老朽管の更新については、費用の見通しも含めて計画を立てること。

【回答】

岡山市下水道事業経営計画2016に基づき、処理場、ポンプ場については、施設の健全度を勘案しながら改築更新等を実施し、管渠については、老朽管や陶管の多い中心部において点検・調査・改築を実施しております。

【下水道河川計画課】

- 5 汲み取り式であって合流式の地域で合併浄化槽も水洗式も使用していない住民から下水道料金を取っている現状を是正すること。

【回答】

合流地区において下水が既存の側溝等を通じて下水道に排除される場合は、岡山市下水道条例第22条に基づき、下水道使用料を徴収することとしています。

【下水道営業課】

- 6 公共下水道への接続率を高めるため、無利子の貸付制度を作り、水洗化を促進すること。水洗便所改造等補助金制度は、継続すること。

【回答】

下水道への早期接続を促進するため、平成24年度に「岡山市水洗便所改造等補助金」制度を設け、さらに平成28年度より、汲み取り便所改造工事及びアパート等に対する補助金額を増額するなどの改正を行ったところです。

接続促進に繋がる効果的な制度・方策については、今後も当該制度の成果を踏まえるとともに、市民ニーズや各方面のご意見及び他都市の状況等を参考にしながら検討してまいります。

【下水道営業課】

7 内水害対策について

- (1) 近年のゲリラ豪雨もふまえ、浸水被害を出さないよう、対策をさらに積極的に推進すること。

【回答】

岡山市浸水対策の推進に関する条例に基づいて、市・市民・事業者と連携した総合的な浸水対策に取り組みます。

平成23年台風12号で大規模浸水被害があった、浦安、芳田排水区に加えて、平成30年7月豪雨で内水被害が甚大であった今保排水区などの区域を中心に管渠・ポンプ場の整備を推進します。

さらに、内水ハザードマップの普及啓発や市民向けへの土のう配布、止水板設置助成制度など、自助・共助を促進するソフト対策の充実を図っております。

【下水道河川計画課】

- (2) 水田が減少する下で、市街化された区域での浸水対策を強化すること。全ての市街地に排水区を設定し、都市排水の計画をたてること。浸水対策基本計画の「時間降雨60ミリ」の基準を見直すこと。

【回答】

浸水対策基本計画・行動計画は、平成29年度に策定し、平成30年7月豪雨を受け、平成31年4月に見直しを行ったところです。

この基本計画・行動計画では、主に平成23年台風12号や平成30年7月豪雨で被害の大きかった地域を優先的に整備することとしていますが、これらの地区では、整備水準が低い地域もあるために順次、段階的に整備水準を引き上げることとしており、当面は、現在の目標水準で整備を推進してまいります。

【下水道河川計画課】

- (3) 開発行為に関わる雨水貯水施設の容量拡充および対象拡大を行うこと。

【回答】

これまでの実績から、個人住宅を除く、すべての開発行為、建築行為の中で、現在の基準である敷地面積3,000㎡を超えるものの割合は、件数ベースで3割程度にとどまるのに対し、面積ベースでは、6割以上をカバーできるため、現在の基準で人員の体制を大幅に増やすことなく効率的に雨水貯留施設の整備が推進できると考えております。

【下水道河川計画課】

- 8 砂川・笹ヶ瀬川・足守川・倉敷川・宇甘川・宮川の改修や浚渫を、県・国に要望すること。流域の排水対策を進めること。

【回答】

国や県が管理する河川の改修や浚渫等維持管理について、期成会や意見交換会を通じて、引き続き要望してまいります。【下水道河川計画課】

水道局関係

1 苫田ダムからの受水について、毎年23億円もの水を購入しながら使用せずに捨てている実態がある。無駄な購入を改めること。

(1) 利水から治水への転用を国に求めること。その際新たな負担が生じないようにすること。

【回答】

治水転用については、将来状況の変化が生じた場合に企業団及びほかの構成団体と協議のうえ、対応を検討します。 **【配水課】**

(2) 岡山県広域水道企業団からの責任水量を減らすこと。人口減少化を踏まえない過大な受水計画を改めるよう市として意見を述べること。

【回答】

責任水量43,700m³/日は、安定かつ効率的に給水するために必要不可欠な水量です。受水計画は、老朽化した浄水施設の更新や地下水源の枯渇に対して将来必要なものと考えています。 **【配水課】**

(3) 鴨越など廃止した水源地を復活させ、市独自の水源の割合を高めること。

【回答】

独自水源復活には、多額の施設整備費用が必要となるため、企業団から必要な水量を受水し安定給水を確保していくという考えです。

【配水課】

2 水道事業は、将来にわたって民営化しないこと。

【回答】

市町村経営の原則のもと、当面公営企業としての現行体制を継続していきます。 **【企画総務課】**

3 水道料金は値上げしないこと。

【回答】

料金収入が減少する中において、安定供給に欠くことのできない施設の更新と災害対策を着実に進めることで、財政状況は厳しくなる見込みです。今後も業務の効率化を図りつつ水道料金の適正なあり方も含めて検討してまいります。 **【経営管理課】**

- 4 受益者負担と言うのであれば、大量利用者への減免制度は改めること。低所得者への減免制度は福祉的観点で創設すること。

【回答】

個別需給給水契約制度は、本市の逦増型料金体系の中で、大口使用者の水需要意識を刺激し、使用水量の増加を促すことができる制度です。なお、低所得者への減免制度については、水道事業には福祉政策的措置はなじまないため実施していません。 **【営業課】**

- 5 漏水対策を急ぐこと。有収率を向上させること。

【回答】

有収率の向上を図るため、漏水防止事業計画に基づき、過去の漏水発生件数等を考慮したうえで、計画的に漏水調査を実施し、漏水箇所の早期発見に努めています。 **【配水課】**

- 6 新庁舎の会議室等を他部局に開放すること。

【回答】

他部局への貸出については、平成29年度から一部の会議室等を当局の業務に支障のない範囲で使用承認できることとしています。 **【管財課】**

消防局関係

1 整備指針に基づき増員すること。

【回答】

多種多様な災害及び増加する救急需要等に迅速・的確に対応可能な消防救急体制の充実・強化に向けて、人事部局と調整を図りつつ、整備指針に基いた人員の確保に努めます。

【消防企画総務課】

2 消防職員委員会の活動を活性化し、民主的な職場づくりをすすめ、職員の意欲を高めること。

【回答】

職場会議や消防職員委員会広報パンフレットを活用し、職員からの活発な意見を促しています。近年は多くの意見があがっており、より良い職場環境づくりに努めています。今後も職員の意欲が高まるように取組を進めていきます。

【消防企画総務課】

3 女性職員への配慮をすること。セクハラ事件の再発防止を図ること。

【回答】

女性のための働きやすい職場環境の整備、家庭環境等を考慮した人員配置、女性ハラスメント相談員の設置、各種研修（不祥事防止研修、ハラスメント対応研修）を実施し、配慮及び再発防止を図っています。

【消防企画総務課】

4 消防団の新団員の確保、育成に努めること。安全装備は全員に行き渡るようにすること。

【回答】

新入団員の確保については、学生消防団活動認証制度、岡山市消防団協力事業所制度拡充など活動環境の整備を図りつつ、SNSや地元広報活動を通じて加入促進に繋がります。また、日頃の各種訓練や岡山県消防学校の専科教育により、指揮者、機関担当など団員育成も継続していきます。

本年は救命胴衣を全団員に配備しており、今後も引き続き安全装備の充実に努めます。

【消防企画総務課】

- 5 老朽化した消防機庫の建て替え・改修を推進すること。トイレについては、改修を待たず洋式化すること。

【回答】

耐震設計未改修機庫、機庫・待機所がない、町内会等から借用している分団機庫等について、順次整備予定です。また、トイレは今後の下水道事業の進捗等を鑑みて洋式化を検討していきます。 **【消防企画総務課】**

- 6 防火査察を強化すること。抜き打ち査察も適宜行うこと。

【回答】

不特定多数の人が集まる場所を優先的に、規程に定められているサイクルで立入検査を実施すると共に、重大な違反があり、人命に危険を及ぼす恐れのある建物には特別に検査を実施し、早急な是正を指導しています。また、日中に立入検査を実施できない夜間営業を行う飲食店等については、無通告の立入検査を実施しています。 **【予防課】**

- 7 住宅用火災報知器の設置について、既存賃貸住宅では家主の責任としたうえで設置補助を行うこと。

【回答】

住宅用火災警報器の設置義務は住宅の関係者（所有者、管理者又は占有者）と定められています。

したがって、持ち家の場合はその所有者が、アパートや賃貸マンションなどの場合は、オーナーと借受人が協議して設置することになります。

【予防課】

教育委員会関係

- 1 総合教育会議について、首長による政治的介入を許さず、教育の政治的中立性を確保すること。

【回答】

文部科学省からの通知のとおり、総合教育会議では、政治的中立性の要請が高い事項については、協議題とするべきではないと考えております。

【総務法制企画課、教育企画総務課】

- 2 教育大綱改定にあたって、現大綱が競争偏重で教員の負担増ともなっていることに鑑み、教育現場の自主性を尊重する簡素なものとする。

【回答】

喫緊の解決すべき課題について客観的、相対的な数値を目標に掲げ、教育委員会が強いリーダーシップを発揮して、全ての学校、教職員が目標達成に向けて一丸となって取り組むことが重要であると考えております。

【総務法制企画課】

3 教育振興基本計画に、子どもの権利条約の理念を明確に反映させること。

(1) 子どもの権利条約に書かれている、全ての子どもの権利と、その権利を守るために行政等がしなければならないことを大綱で明確にすること。

- ①子どもの最善の利益を擁護することを明記すること。
- ②「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」それぞれについて、子どもにどんな権利があるかを具体的に明記すること。
- ③子どもの権利条約について、「過度の競争教育を改めること」など、2010年6月の国連からの指摘を大綱に反映させること。

【回答】

子どもの権利条約の理念を尊重し、岡山市における教育の現状と課題を踏まえた対応を行っていくことが必要と考えております。

【総務法制企画課】

教育振興基本計画では、人権教育及び人権啓発に関する基本計画の趣旨を踏まえ、全ての取組を人権尊重の理念に基づき、組織を挙げて進めていくことを明示しております。

また、個別の人権課題については軽重がないと考えており、すべての立場の人々の人権を尊重する視点に立ち、様々な課題の解決に向けた人権教育を推進していくことが大切であると考えます。

ただし、教育振興基本計画は、政策及び施策の大きな方向性・内容を示すものであり、その趣旨からも、子どもの権利の具体について本計画に示すことは考えていません。

【教育企画総務課】

(2) 道徳教育は、子どもが、何が正しいかを自ら判断できる力を養えるようにすること。「規範意識の醸成」や「正解を選択できること」で評価しないこと。

【回答】

道徳教育は、人間としてよりよく生きるための行為を自分の意志や判断に基づいて選択し、行うことができるような判断力や実践意欲を養うことを目指して行われています。

また、道徳教育では、教師が子ども一人一人の人間的な成長を見守り、子ども自身の自己のよりよい生き方を求めていく努力を評価します。

【指導課】

4 教育環境充実のために、以下のことを国に求めること。

- (1) 過不足を把握すること。国に必要な財源を求めること。

【回答】

国庫補助等必要な財源の確保に努めてまいります。

【教育企画総務課】

- (2) 年単位変形労働時間制を導入しないようにすること。

【回答】

現状では検討段階には至っておりません。国や他政令市等の今後の動向を注視してまいります。

【教育給与課】

5 一人ひとりの子どもの学びを保障することが、学校の問題の解決につながると考える。子どもと教職員が、双方向で学ぶ喜びを実感できる学校づくりを進めるために以下を実現または推進すること。

- (1) クラス担任はすべて正規職員で確保すること。

【回答】

教職員定数は児童生徒数や学級数により変動するため、全てのクラス担任を正規教員にすることは難しいですが、正規教員を増やす必要はありと認識しております。

引き続き、教員の質の担保や年齢構成の平準化を図りながら、急激に採用数を増やすのではなく、児童生徒数などの動向も踏まえながら安定した採用を行い、正規職員の確保に努めてまいります。

【教職員課】

- (2) 少人数学級を全学年で実施すること。30人以下学級について、下限の設定や選択制など全国の事例にも学んで、本市でも推進すること。

【回答】

学級集団は、集団生活のルールを学んだり、コミュニケーション能力を育成したりする生活の場としての役割を担っています。30人学級にした場合、必ずしも生活の場としては適さないような小規模の学級が生じてしまう場合があります。

よって、30人以下学級にすることについて下限の設定や選択制などは考えていませんが、岡山市としては学級編制の弾力化による35人以下学級を選択可能とするとともに、少人数指導や習熟度別サポーターの活用により、教科や児童生徒の実態に応じて、柔軟に少人数での指導が可能となるような取組を行っております。

【教職員課】

- (3) 学級編成（担任配置）の児童数の算定には、特別支援学級の児童生徒の数を含めること。

【回答】

学級編制は、特別支援学級と通常学級のそれぞれで行っており、通常学級の学級編制に特別支援学級の児童生徒を含めることは、難しいと考えます。今後も、適切な学級編制を行ってまいります。 **【教職員課】**

- (4) 用務員など学校職員について、正規化を進めること。

【回答】

正規職員の増員については厳しい状況にありますが、定員管理の方針も踏まえながら、引き続き、多様な雇用形態を活用して、学校運営に必要な職員の配置を行ってまいりたいと考えています。 **【教職員課】**

- (5) 大規模校においては、司書、養護教諭、用務員等の複数配置を進めること。

【回答】

現在、養護教諭については、学校の実態に応じて、標準法内で複数配置を行っております。

一方、学校司書、用務員については、1校に1名の配置を行っておりますが、複数配置については、現状では、非常に困難であると考えております。

引き続き、適切な人員配置となるよう努めてまいります。 **【教職員課】**

- (6) 岡山っ子スタート・サポート事業について。

- ① 県に負担を求めること。
- ② 年度末まで勤められるようにすること。
- ③ 学年の人数が30人以上であれば、必ず全クラスに配置するようにすること。

【回答】

① 平成23年度から単市の事業として国の補助を受けて実施しているため、県に負担を求めることはありません。

②③ 現在は、1年間を通して配置しております。また、学年に1クラスでも30人以上の学級が存在する場合は、学年の全クラスに岡山っ子スタート・サポーターを配置しております。

【教職員課】

(7) 教員は、年間授業時数が増え、専門性がより求められる中で、多忙化している。子どもと向き合う時間が減ることは、子どもの体験の減少につながり、豊かな学びに逆行する。教員が子どもと向き合う時間を増やすために加配を含め、以下を実現すること。

- ①教員一人当たりの持ちコマ数を4コマに戻すこと。
- ②事務及び部活動指導の負担軽減を進めること。
- ③教員のOJT及び相談体制を強化すること。
- ④給食費の公会計化を速やかに実現すること。
- ⑤教職員の勤務時間の実態を把握すること。長時間労働や不払い残業を是正すること。
- ⑥小学校と中学校の人事交流を進めること。

【回答】

- ① 現在、小中学校ともに、児童生徒の実態に応じた少人数指導や複数の教員での指導等、きめ細やかな指導の実施により、授業数が増加することから、教員一人当たりの一日の授業数を一律に4コマとすることが難しい現状があります。
- ② 事務負担の軽減を図るために、調査・報告書等の実施時期や様式、内容等を工夫することができないか、引き続き検討してまいります。
部活動指導については、平成30年度から部活動指導員配置事業を実施しています。専門ではない種目を担当している顧問がいる部活動や指導者が少ない部活動に部活動指導員を配置することで、教職員の勤務の負担軽減を図るようにしています。引き続き効果的な配置になるよう努めてまいります。
- ③ OJTの進め方や実践事例を掲載した冊子を配付し、校内で活用できるようにしています。今後、学校に出向いて若手教員育成を支援するなど、OJTをさらに推進してまいります。
- ④ 給食費の公会計化については、今年度、国から示された「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」や先進都市の状況も参考にしながら今後研究してまいります。
- ⑤ 勤務実態の把握については、速やかな実施に向けて、検討を進めております。
また、学校職員の時間外勤務に対する手当については、所属長である校長の時間外勤務命令に基づき、各月ごとに適切に支給しております。
- ⑥ 岡山市では、異校種の教育実態を深く理解できる、小中学校間の人事交流を行っており、引き続き適切な人員配置に努めるとともに、岡山型一貫教育の推進を図りたいと考えます。

【教職員課、教育給与課、教育研究研修センター、保健体育課】

- (8) 学校評議員制度は地域に開かれた内容にし、情報公開に努めること。地域協働学校制度と合わせて、目的や役割をわかりやすく整理すること。

【回答】

学校評議員は学校園の職員以外で、地域の有識者、地域の関係機関又は関係施設の長、青少年団体の代表、保護者、同窓会関係者などの中から、校園長が教育委員会に推薦し、教育委員会が委嘱することになっており、地域に開かれた組織となっています。

協議内容等の情報については、個人情報保護の観点から全てを公開することはできませんが、許される範囲内で学校評議員を通じて地域にお伝えできていると考えております。

地域協働学校制度と合わせて、目的や役割を整理してまいります。

【教職員課】

- (9) 学校警察連絡室は、県に廃止を求めること。市として利用しないこと。少なくとも日常的な関与をさせないこと。あいさつ運動等は、日常的な教職員の取組で実現できる。「規範意識の醸成」を正面に据えることは教育的効果が薄い。

【回答】

学校と警察がそれぞれの役割に基づいて、児童生徒に対して指導・対応する内容を明らかにして、相互に連携を図りながらにかかわることで、暴力行為やいじめ等の問題行動を減少させ、落ち着いた学習環境の実現を図ることを目的としています。

来年度もあいさつ運動や非行防止教室を地域とも連携を図りながら取り組んでいきます。

【指導課】

6 競争偏重の教育方針を改めること

- (1) 全国・全市共通テストとなる全国学力テスト（全国学力・学習状況調査）への参加はやめ、市独自テスト（学力アセス）は実施しないこと。

【回答】

全国学力・学習状況調査については、岡山市、学校及び子どもたち一人一人の学力や学習状況を把握するために必要な調査であると考え参加する方向です。

また、岡山市学力アセスについては、子どもの課題を踏まえて、教員が問題作成や分析をすることで、教員の力量向上につながり、学習意欲や学力の向上が実現できると考えており、継続して実施します。

【指導課】

- (2) 結果について、学校序列化につながるような公表は絶対にしないこと。

【回答】

今までも、学校の序列化につながるような公表はしていません。今後も学校の序列化につながる公表はしません。

【指導課】

- (3) 受験のための回答スキルに偏った指導ではなく、自ら考えられる子どもを増やす教育を進めること。一部で、答えが合っているのに記述の仕方が受験でないとして不正解とする指導がなされていると側聞している。

【回答】

受験のための回答スキルに偏った指導はしていません。

指導の際には、学習指導要領で示されている3つの資質・能力をバランスよく育成できる授業を実践しています。特に岡山市の全ての学校における統一した取組である「授業これだけは！」によって、目的や意図を明確にして、児童生徒が自分で考え言葉で伝えたり、書いたりする活動を取り入れた授業を実践しています。

【指導課】

- ## 7 いじめは常に発生しうるという認識に立って、いじめ相談窓口の周知を引き続き徹底すること。

【回答】

全ての児童生徒及び教職員、関係機関等に、「いじめ相談専用ダイヤル」のカードを配布することで、啓発に努めています。

【指導課】

8 子どもの貧困対策を市として強化すること。

(1) 子ども相談主事とは別に、教育委員会としてスクールソーシャルワーカー（SSW）を各学校に配置すること。

- ① SSWとして配置する職員は、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、公認心理士等の専門資格を有する者とする。
- ② 文部科学省のSSWの予算を活用すること。
- ③ 各校に週3時間以上勤務できる体制を確保すること。

【回答】

現在、「子ども相談主事」は、月に1回程度学校に勤務しており、教職員への指導助言や保護者との面談をしたり、福祉機関や相談機関との情報共有を図ったりするなど、学校と福祉をつなぐスクールソーシャルワーカーとしての役割を十分果たしていると考えております。

したがって、子ども相談主事とは別に、新たに社会福祉の専門資格を持つスクールソーシャルワーカーの配置は考えておりません。【指導課】

(2) 就学援助制度の対象と支給額を拡充すること。

- ① 現行の認定基準では社会保険料等を支払うと生活保護水準を下回る実態があることを踏まえ、認定基準を「生活保護基準」の1.5倍とすること。
- ② 申請、支給事務を毎月行うこと。
- ③ 新入学学用品の支給は、それぞれの学校と調整し、前年度中の用品購入日に間に合うように支給すること。
- ④ 学校保健安全法に基づいた学校病治療にアトピーを認めるよう、国に要望すること。
- ⑤ 大半の政令市で実現している通り、修学旅行費は実費支給とし、学校給食費は全額支給すること。
- ⑥ 国も認めているクラブ活動費、PTA費、生徒会費を支給対象とすること。
- ⑦ 就学援助や特別支援教育就学奨励費の対象に生活保護世帯を含めること。生活保護世帯にも就学援助制度から修学旅行費などが支給されることを対象世帯及び全ての教職員に周知徹底すること。

【回答】

- ① 教育委員会としましても、就学援助制度を円滑でより良い制度として今後も継続してまいりたいと考えていますが、本市の財政状況も予断を許さない状況であり、現状を維持していくことにご理解をいただきますようお願いいたします。
- ② 申請、支給事務を毎月行うためには、岡山市の事務処理を見直すだけでなく、人員体制の見直し、学校からのより一層の協力が不可欠であり、現状では難しいと考えています。なお、支給金額に不利益が生じないよう事務処理の過程の中で調整を行っています。
- ③ 私立学校へ進学したり、市外転出をしたりする児童生徒の調査もあり、2019年度入学分は3月下旬の支給となりましたが、今後についてはできる限り早期の支給ができるよう検討してまいります。
- ④ 他都市の状況も踏まえ、研究してまいります。
- ⑤ 給食費の実費支給につきましては、多額の費用を要するものであることから、今後も研究していく課題であると認識しています。
修学旅行費については、旅行先や経費の調査を実施しており、今後も実態を踏まえた算定をしていきたいと考えています。
- ⑥ クラブ活動費・生徒会費・PTA会費については、財政状況の観点から、更に支給項目を増やすことは非常に厳しい状況ですので、ご理解をいただきますようお願いいたします。
- ⑦ 生活保護世帯への学習費用支援は、基本的には就学援助や特別支援教育就学奨励費より支給額の大きい生活保護の教育扶助が支給されており、教育扶助で支給されない費目である修学旅行費は就学援助から、職場実習交通費及び交流学习交通費は特別支援教育就学奨励費から支給しています。

制度の周知については、支給対象世帯に学校から個別に行うなど漏れないようしていますが、教職員も含め、今後も周知に努めてまいります。

【就学課】

- (3) 多様な形態と人材を柔軟に考えつつ、小学校区単位で学習支援を行うこと。

【回答】

地域住民や保護者、学生が、様々な特技や趣味を生かして学校園での教育活動を支援する学校支援ボランティア事業を実施しており、今後もきめ細やかに事業を充実させてまいります。 **【生涯学習課】**

- (4) 学童校外事故共済、災害遺児教育年金、交通遺児基金について、貧困対策としても位置付けし直し、支給対象の拡大や掛け金の減免など、それぞれの制度を拡充すること。

【回答】

学童校外事故共済は、加入者の相互扶助の精神に基盤を置き、特別会計で運営しています。過去には一般会計から繰り入れるなどしていましたが、平成14年度に共済・互助の本質から制度自体を見直し、掛け金の減免及び一般会計からの繰り入れを廃止した経緯があります。

現在、給付対象として、実治療日数5日以上で、交通事故や学校管理下の事故などを除く広い範囲のけがを対象としていますので、ご理解ください。 **【保健体育課】**

災害遺児教育年金は、任意加入の保険制度であることから、貧困対策としての位置付けは困難と考えますが、本制度の主旨に沿った年金の支給が安定的に継続できるよう、加入促進を継続するとともに、今後、制度全体の見直しを検討したいと考えております。 **【こども福祉課】**

交通遺児基金の有効な活用について、研究してまいります。

【生活安全課】

9 学校規模の見直しについて

- (1) 効率化優先で学校統廃合や義務教育学校化を進めないこと。学校統廃合に関して、中央小学校や蛍明小学校の検証を行うこと。

【回答】

学校教育においては、集団から様々な良い影響を受けて、学力はもちろんのこと、人間性や社会性などがはぐくまれることが大切であり、一定規模の人数が必要です。学校規模の適正化については、子どもたちの教育環境の改善がその最大の目的であると考えています。

統合後については、毎年行っている学校評価等で現状や課題の把握に努めています。

【就学課】

- (2) 中央小学校等の教室不足に早急に対応すること。児童数の見込みについて検証すること。

【回答】

中央小学校の児童数は28年度を頂点として、現在は横ばいから減少傾向にあるため教室の不足はありません。

児童数推計につきましては今後も社会情勢や人口推計の動向を見極め、注視してまいります。

【就学課】

- (3) 31学級以上の大規模校について、過大規模の解消をめざして学区のあり方を検討すること。

【回答】

過大規模校で、学区内の住宅開発の行方や人口の将来推計等から児童・生徒数の増加が見込まれる学校については、余裕教室の転用やプレハブ教室の設置等で可能な限り対応しながら、分離新設や通学区域の変更も視野に入れての検討が必要と考えています。

【就学課】

- (4) 山南義務教育学校（仮称）において、初・中等部及び高等部のそれぞれで校長や司書、養護教諭などを配置すること。

【回答】

教職員の配置については、現段階では決定していません。具体的な内容については今後、検討してまいります。

【教職員課】

1 0 平和教育について

- (1) 学校教育に、高齢化が進む戦争体験者と触れ合う機会を積極的に位置づけ、加害の歴史、被害の歴史について、事実に基づく平和教育を進めること。

【回答】

これまでも社会科や総合的な学習の時間で、戦争体験者をゲストティーチャーとして招き、実体験の話を聞いたり、戦争体験者で組織されたボランティア団体による平和教室を設け、空襲体験を聞いたり当時の持ち物などを実際に見たり触ったりしながら、戦争の悲惨さ、平和の尊さを考えることができる授業を行っています。

今後も各学校が取り組んでいけるよう支援してまいります。【指導課】

- (2) 岡山空襲の歴史を継承するためにも、「岡山空襲資料室」を積極的に活用すること。また、活用時の校外学習必要経費は、予算として確保すること。

【回答】

校外学習については、各学校が実態に合わせて行き先を決めています。その中で平和学習の一つとして活用できるように、岡山空襲展示室と連携しながら各学校に周知を図っています。

なお、校外学習必要経費については受益者負担の観点から保護者負担としています。【指導課】

1 1 教職員の研修を充実させること。

- (1) 独立した教育研修センターを設けること。

【回答】

学び続ける教職員の学びの拠点となるセンターの施設や機能の充実が重要であると考えており、独立した教育研究研修センター施設の実現に向けて、今後も研究してまいります。【教育研究研修センター】

- (2) 研修にあたって、合理的な理由がある場合は公共交通機関にこだわらず、自家用車を公務使用する場合は実費を支給すること。

【回答】

自家用車の公務使用は認めており、「岡山市立学校職員の自家用車の公務使用に関する取扱要綱」に基づいて支給しております。また、公共交通機関を利用の場合は、実費支給をしています。【教育給与課】

(3) 免許更新制度は廃止するよう国に求めること。

【回答】

教員免許更新制につきましては、現行制度に則り適正に対応してまいりたいと考えております。 **【教職員課】**

(4) 教職員の評価制度と賃金リンクをやめること。

【回答】

地方公務員法に準じて、適切に対応してまいります。 **【教職員課】**

1.2 特別支援教育の体制を充実させること。

(1) 対応の必要な児童・生徒について1人1人にあった個別のプログラムや「自分カルテ」を作成するなどして、子ども自身や周囲が対応に困らずにすむ仕組みづくりをすすめること。

【回答】

本人やその保護者が成長の記録やプロフィール等を一冊にまとめ、その記録に基づいて支援者と連携し、よりよい支援を行っていくことを目的に作成している相談支援ファイル「りんくる」が、「自分カルテ」に該当すると考えています。

「りんくる」を活用することで、就学や就労などで支援機関がかわる際も、本人にかかわる支援機関で情報の引き継ぎがスムーズになり、継続的な支援を受けやすくなることを、学校に周知を図っています。

また、支援を要する児童生徒については、保護者の同意を得ながら個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成しています。 **【指導課】**

(2) 保護者の気持に寄り添い、丁寧な対応を行うために

①就学前相談において保護者の希望とのギャップに注意して、子どもの処遇を検討すること。

②保護者が相談しやすい環境を整えること。

【回答】

障害の可能性のある子どもについては、在籍校園で就学の2年前から早期からの教育相談を行うことで、適切な学びの場の選択につながるよう努めています。

保護者の希望と子どもの適切な学びの場にずれがある場合は、保護者と十分に話し合い、合意形成を図っています。

また、入学予定校で就学相談を行うだけでなく、指導課が「就学・教育相談会」を開催したり、直接相談を受けたりして、保護者が安心して入学できるよう配慮しています。 **【指導課】**

(3) 特別支援学級について

- ①特別支援教育支援員を学校の要請に基づいて確保すること。
- ②特別支援学級は、対象児童・生徒が1人から設置すること。
- ③転入・移籍等で増減する子どもの数に対応できる教員配置を行うこと。
- ④特別支援学級の編成にあたっては、同一学年に8名以上の児童生徒が在籍している場合には、単一学年で編成すること。多くとも2学年以下の編成とすること。

【回答】

- ① 特別支援教育支援員については、各学校園からの要望や活用実態、配置により期待される効果等を勘案して、適切な配置に取り組んでまいりたいと考えております。
- ② 特別支援学級の設置については、要望の人数に関わらず、児童生徒の実態や保護者の願い、専門家の意見を総合的に判断し、児童生徒に適した教育を受けることができるよう、努力してまいりたいと考えております。
- ③ 教員配置については、標準法内で配置を行っており、引き続き適切な人員配置に努めます。
- ④ 岡山市教育委員会は、児童生徒数が8人を超えている学年は、他の学年との複式学級編制の対象としない学年の組み方を原則として実施しています。

【指導課、教職員課】

- (4) 特別支援教育コーディネーターは、必要に応じて学校に専任で配置すること。定数に含めるよう国に求めること。校内委員会を充実させること。

【回答】

特別支援教育コーディネーターの専任配置は現在の教員定数では難しい状況ですが、授業時数の調整を含めて研修への参加や業務の遂行のために、校内体制の整備を進めています。また、特別支援教育コーディネーターの専任化を進めるよう、引き続き国に要望してまいります。

【教職員課】

- (5) 講師を含め教職員に対して十分な研修を行い、質の向上につとめること。

【回答】

講師を含め教職員の経験年数、担当教科、職務等に応じて、必要な資質能力を系統的に高めていくことができるよう研修を実施しております。今後も岡山市の教職員に求める「情熱」「力量」「人間力」の向上に向けて、研修の充実を図ってまいります。

【教育研究研修センター】

1 3 市として公立夜間中学を設置すること。

【回答】

現在、岡山市市民協働推進モデル事業として、夜間中学に関するニーズ調査を行ったところであり、このニーズ調査により、学び直しを求めている方のニーズや、ニーズに沿った学び方等を詳しく把握することで、今後、調査結果をもとに、岡山県とも情報を共有し、公立の夜間中学も含めて、岡山市として何が必要か、何ができるかを考えていきます。

【指導課】

1 4 不登校児童・生徒の支援について

- (1) 文部科学省の新しい通知にもある通り、学校に戻るかどうかで見るのではなく、子どもの居場所を確保する政策にあらためること。

【回答】

文部科学省の通知を受けて、学校に登校することも含めて、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立を目指すことができるような支援について検討してまいります。

【指導課】

- (2) 適応指導教室以外の日中の居場所づくりを教育行政としても取り組むこと。

- ①フリースクールをはじめとする子どもの居場所を、関係部局と連携して、各小学校区に確保すること。そのために、市民協働の観点から、NPO等の市民団体の活動を支援すること。
- ②学習保障を方針に明確に位置付け、具体化すること。

【回答】

子どもの状態に応じて学校外の居場所づくりとなるように、フリースクール等の民間施設と連携しております。市民団体活動の支援やその方針については関係部局と協議しながら研究してまいります。

【指導課】

- (3) 適応指導教室について

- ①子どもの「不適応」を連想させる「適応指導教室」の名称を改めること。
- ②適応指導教室の指導員等を正規職員とすること。
- ③コミュニティバスの利用を含め、ラポート牧山に通うための交通手段を確保すること。他の教室でも交通手段を確保するようつとめること。

【回答】

「適応指導教室」という表現は、国の通知に基づいておりますが、今後も名称の変更について検討してまいります。

指導員等については、来年度会計年度任用職員として採用する予定です。

適応指導教室への交通手段の確保については、現段階では考えておりません。

【指導課】

1 5 教職員すべてを対象としたメンタルヘルスケアのために

- (1) 相談体制や、現場復帰の個別支援体制を充実すること。

【回答】

学校園に勤務する職員のメンタルヘルス対策として、産業医（精神科医）によるメンタルヘルス相談を実施しているところです。平成29年度以降は相談者が増加傾向にあり、認知度の高まりとともに利用しやすい環境が定着してきたと考えています。また、全ての教職員を対象にストレスチェックを実施しており、高ストレス者については、カウンセリング及び産業医による面接を受診できる体制を整備しています。

平成21年度から教職員が復職をする際に支援する復職支援システムを実施しており、すでに学校現場に定着し、復職に向けての大きな支えになっていると考えています。このシステムが、さらに効果のあるものとなるよう、当事者はもちろんのこと、校長や主治医と連携してまいりますと考えています。

【教育給与課】

- (2) パワハラ、セクハラをはじめ、あらゆるハラスメントの根絶と防止をめざして、実効性のある方針と計画及び体制を構築し、推進すること。

【回答】

管理職を含め、教職員間の信頼関係は大切であり、今後も、好ましい人間関係を築くよう校長会や園長会等で指導してまいります。また、リーフレットを平成31年度版に改訂して全教職員へ配付しており、今後も、ハラスメント等について正しく理解できるように努めてまいります。

【教職員課】

- 1 6 不祥事を起こした教職員の復帰にあたっては、子ども達に与える影響を慎重に考慮して配置すること。

【回答】

不祥事の防止に向けて、研修等を実施するとともに、教職員の配置については、今後も適切に行ってまいります。

【教職員課】

1.7 学校・園の整備について

(1) 冷暖房を整備すること。

- ①小・中学校の体育館及び特別教室への設置を進めること。
- ②幼稚園の普通教室を速やかに。
- ③必要な燃料費は予算を確保すること。

【回答】

- ① 小中学校の体育館及び特別教室の空調については、整備の必要性について、慎重に検討してまいります。【学校施設課、教育企画総務課】
- ②③ 幼稚園の空調設備については、今年度、遊戯室を中心として各園1室に整備を行いました。
今後の整備については、現設備による運用上の課題を整理するとともに、これからの各園のクラス編成や認定こども園の整備状況等を総合的に勘案して、整理してまいります。【幼保運営課】
- ③ 燃料・光熱水費については、必要な予算の確保に努めてまいります。【学校施設課、教育企画総務課】

(2) トイレの洋式化を進めること。

- ①校舎のトイレは、ワンフロアに和式を1つ残して他は洋式化すること。
- ②増改築によらなくても促進すること。
- ③避難所開設時に使用しうるトイレは直ちに改修すること。

【回答】

学校トイレ洋式化は、既存トイレでは各階男女トイレの各1箇所以上の便器の洋式化を進め、令和元年度末には完了する見込みです。今後は、避難時に使用可能なトイレの洋式化も含め、建物の新築や増改築時及び長寿命化改修を行う際に洋式化を進めてまいります。【学校施設課】

(3) エレベーターは、必要に応じて機敏に設置すること。

【回答】

令和2年度事業として、ストレッチャー対応拠点校(豊小学校・竜操中学校)にエレベーターを設置いたします。【学校施設課】

(4) プールで老朽化したものは、改修を基本とすること。

【回答】

児童・生徒の安全を確保するため、学校プールで老朽化したものは、学校からの要望等により必要に応じて改修するなど、必要な予算を確保しながら長寿命化を図ってまいります。【学校施設課、保健体育課】

1.8 学校給食の充実に向けて

- (1) 義務教育の一環として、給食費は無償とすること。

【回答】

学校給食にかかる経費については、学校給食法及び同法施行令により、学校設置者と保護者との負担区分が規定されており、本市では食材購入などの費用は給食費として保護者に負担をいただいています。給食費の無償は、本市の児童生徒数から勘案すると大変難しい状況です。

【保健体育課】

- (2) 民間委託の割合を引き下げること。パート雇用も活用して直営方式に戻すこと。

【回答】

子どもたちのためにより良い給食を安定的・継続的に提供していくことが重要であり、直営と民間業者が切磋琢磨し、それぞれの良さを活かしながら共存できるように、直営の効率的な運営と民間委託との両面から安全で安心な学校給食の提供に向けて取り組んでいるところです。

民間委託の割合については岡山市学校給食運営検討委員会の提言を尊重して、毎年、学校給食運営検討委員会で取組状況を評価していただきながら、民間委託について検証していきたいと考えています。

【保健体育課】

- (3) 栄養士は、全ての学校に全員正規で配置すること。安易に会計年度任用職員化しないこと。

【回答】

正規職員の増員については厳しい状況にありますが、定員管理の方針も踏まえながら、引き続き、多様な雇用形態を活用して、学校運営に必要な職員の配置を行ってまいりたいと考えています。

【教育企画総務課、教職員課】

- (4) 技術の継承や非常時対応のために、給食調理員の正規確保を計画的に行うこと。

【回答】

正規職員の増員については厳しい状況にありますが、定員管理の方針も踏まえながら、引き続き、多様な雇用形態を活用して、学校運営に必要な職員の配置を行ってまいりたいと考えています。

【教育企画総務課、教職員課】

- (5) 学校教育施設等整備基金は廃止し、どこの学校であっても必要な備品等はきちんと予算確保すること。

【回答】

学校教育施設等整備基金については、給食運営方式の見直し校のほか広く教育の充実に資する事業にも活用しているところであり、今後も学校運営に必要な予算の確保に努めます。

【保健体育課、教育企画総務課、学校施設課、指導課】

- (6) 学校給食の地産地消率はカロリーベースで算出し、不断の向上につとめること。米飯給食など地元産米の消費拡大に努めること。合わせて、残留農薬の危険性が指摘されている輸入小麦の使用を減らすこと。

【回答】

学校給食では、旬の地場産食材を使用した献立の工夫をするとともに、岡山市学校給食会や市場と連携を図りながら、市内産・県内産食材を優先的に購入するなど、食品数ベースで40%以上を維持しながら拡大に向けて努めています。

また、学校給食の主食については、週3日を米飯、残り2日はパンと麺を提供しており、米は岡山市内産100%、パンと中華めん、ソフトめんについては岡山県産米による米粉を20%配合したものの提供や、副食においても岡山県産米による米粉を使用した料理を取り入れるなど、地元産米の消費拡大に努めています。輸入小麦については、国が残留農薬等の検査をしており、食品衛生法等の基準を超過していないものが流通していると考えています。

【保健体育課】

- 19 「学校徴収金の納入についての同意書」を廃止すること。

【回答】

同意書については、給食費をはじめとする学校徴収金の重要性を保護者が理解されたうえで、円滑に学校徴収金を納入していただくために提出をお願いしているところです。

今後とも、必要に応じて同意書様式の見直し等を行いながら、学校徴収金に未納が生じないように努めてまいりたいと考えていますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

【保健体育課】

- 20 地域協働学校の取り組みを予算化すること。

【回答】

地域協働学校としての学校運営に関する予算については、各学校園に配当する予算内の運用によって柔軟な対応ができると考えています。

【指導課】

- 2 1 有意義な取り組みであるシニアスクールを積極活用し、広げるとともに、継続が可能となるよう財政面を含め支援すること。

【回答】

シニアスクールの活動については、シニアスクールに通う生徒自身の生き甲斐につながっていたり、日常的に交流している学校の子どもたちの心が満たされたりしており、たいへん有意義と認識しております。

この取組が今後も継続されるように、引き続き支援してまいりたいと考えています。

【指導課】

- 2 2 議会も全会一致で採択した私学助成の拡充を、国・県に引き続き求めること。

【回答】

岡山市内の高校生のうち、約4割は私立高校の生徒であり、岡山市としても私学の教育条件の維持・向上、就学上の経済的負担の軽減などを図るために、機会をとらえて、私学助成の拡充を県に要望してまいりたいと考えております。

【こども企画総務課】

2 3 市立後楽館高校について

- (1) 不登校や高校中退の生徒の受け入れを積極的に行うこと。そのために養護教員を増やすこと。

【回答】

岡山後楽館高等学校の入学選抜におきましては、従前から「不登校枠」や「高校中退枠」は設けていませんが、高校1年次を修了した後に中途退学した者については、編入学選抜があり、在籍した高等学校での履修状況により2年次や3年次への編入学が可能です。

養護教諭については、標準法内で適切な配置を行ってまいります。

【教職員課】

- (2) 夏場に教室が暑すぎるとの声がある。校舎の特性を十分考慮し、実測するなどして、勉強や生活に支障のない温度管理を行うこと。燃料費は必要な予算を確保すること。

【回答】

岡山市立学校には令和元年度に熱中症指数モニターを配付しており、生徒の学習環境において適宜測定することで、熱中症事故防止等に役立てています。

また、教室等の環境に係る学校環境衛生基準に温度や湿度等についての基準が示されており、その基準に沿った環境となるよう引き続き適切に運用してまいります。

燃料・光熱水費については、必要な予算の確保に努めてまいります。

【教育企画総務課、保健体育課】

- (3) 教員の異動の際に不利益とならないよう、処遇を県立高校並みに引き上げることを。

【回答】

岡山後楽館高等学校の教育職員の給与、退職手当、勤務時間その他の勤務条件については、「岡山市立高等学校教育職員の給与、退職手当、勤務時間その他の勤務条件の特例に関する条例」において、岡山県立高等学校の教職員の例によることとされております。 **【教育給与課】**

- (4) 講師採用試験時の一次試験免除に関して、受験者が不利とならないよう県と協議すること。

【回答】

特別選考の在り方については、岡山県教育委員会が決定するものと考えております。 **【教職員課】**

2.4 図書館充実のために

- (1) 学校司書は全ての学校に、全員正規で配置すること。市立図書館の司書は、全て正規配置すること。

【回答】

正規職員の増員については厳しい状況にありますが、定員管理の方針も踏まえながら、引き続き、多様な雇用形態を活用して、必要な職員の配置を行ってまいりたいと考えています。【教育企画総務課、教職員課】

- (2) 中区及び西部地域に、確実に図書館を建設すること。

【回答】

現在の図書館整備実施計画は、平成14年に策定したものであり、その後かなりの年数が経過しています。その間、合併や政令市移行など社会状況が大きく変化するとともに、インターネット予約図書モデル事業などのソフト事業を強化しているところです。

また、平成29年3月に策定された「岡山市公共施設等総合管理計画」の方向性を踏まえて、現在、平成14年策定の図書館整備実施計画の見直しを行っているところです。【中央図書館、生涯学習課】

- (3) 岡山市子ども読書活動推進計画に基づいて実施計画をつくり、施策を推進すること。中央図書館が推進センターであることを明示し、積極的に役割を果たすこと。

【回答】

現在、計画に基づいて子ども読書活動を推進しているところです。推進センターとしての中央図書館の役割は、子ども読書活動を推進する団体等の情報収集・情報発信を行うとともに、関係部局や関係団体とのネットワークを活かして子ども読書活動を進めていくことであると認識しています。

その一環として、ツイッター、フェイスブックによる子ども読書活動推進関連の情報発信、公民館や学校などの関係機関と連携した行事や展示などを実施しているところです。

今後とも推進センターとしての役割を果たすよう努めていきたいと考えています。【中央図書館】

25 公民館は、「民主主義の学校」との認識のもと、地域や全市の課題解決に対応する取り組みを強化すること。

(1) 西川アイプラザを中央公民館と位置付けること。

【回答】

公民館振興室が設置されている西川アイプラザは、幸町図書館・友好交流サロンを併設する複合施設として、ホールや会議室を含めて、市民の幅広い利用に供しており、今後とも、生涯学習と文化活動の拠点としての役割を担っていただけるものと考えています。

公民館振興室では、指導、調整力を発揮しながら、公民館のバックアップや総合調整の面での本来果たすべき役割を担ってまいります。

【生涯学習課】

(2) 旭公民館の建て替えを含め、中央中学校区の公民館を早期に整備すること。

【回答】

旭公民館が老朽化していることは認識しており、岡山市公共施設等総合管理計画個別施設計画に基づき、地元協議が整った段階で整備してまいります。

【生涯学習課】

(3) 公募館長を増やすこと。特定事業主行動計画に基づき女性の登用を増やすこと。

【回答】

公募館長の採用につきましては今後も取り組んでまいりたいと考えております。

また、女性の公民館長につきましても、引き続き、地方公務員法に規定する成績主義の原則に基づきながら、女性の登用の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

【教育企画総務課】

(4) 公民館職員に市民サービス業務を兼務させないこと。公民館における市民サービス業務はこれ以上拡大しないこと。

【回答】

市民サービス業務の併任または事務の委嘱を解くことは困難ですが、市民協働局が配置している地域担当職員の協力を含め、事務が円滑に行われるよう、取り組んでいきたいと考えております。

公民館における市民サービス業務の拡大に関しましては、必要に応じて関係部局と協議してまいります。

【生涯学習課】

- (5) 職員は地域担当も含め全て正規化すること。公民館がこれから果たしていく役割の重要性に鑑み、会計年度任用職員にはしないこと。

【回答】

正規職員の増員については厳しい状況にありますが、定員管理の方針も踏まえながら、引き続き、多様な雇用形態を活用して、公民館運営に必要な職員の配置を行ってまいりたいと考えています。

【教育企画総務課】

- (6) 西日本豪雨災害での公民館の成果と課題を検証すること。指定避難所としての公民館の果たすべき役割を明確にして、市民に周知すること。

【回答】

自主避難者が来館した場合の対応について、一部対応の不備もあったことから、館長会等で周知を図ったところです。

学びを通じての防災意識の高揚に努め、防災ネットワークの支援等に取り組むとともに、災害時における対応については、公民館の施設を活かし、地域被災者支援のために果たすべき役割について、関係部局とも協議しながら、整理してまいります。

【生涯学習課】

- (7) 上道公民館は、現在地での建て替えを、進入路にあたる橋の改修を含めて再検討すること。移転案の場所は課題や負担が多く、住民の中からは現在地での建て替えを希望する声が上がっている。(昨年7月豪雨で浸水した場所であり、対策を講じたとしても同様の豪雨で建物が孤立する、建設地や進入路部分を購入する費用が発生する、など)

【回答】

上道地域センターと合築する新たな上道公民館の予定地は、上道地区のにぎわいの中心である点、バスなどの公共交通の利用のしやすさ、住民票の請求など他地区の方を含めた利便性（250号線と西大寺山陽線のクロスポイント）、民間商業施設等と隣接することによる拠点性向上の観点、及び地元からのご意見などを総合的に検討した結果、決定したものです。

【生涯学習課】

26 教育委員会として、災害対策を確立すること。

- (1) 他都市での判決事例なども踏まえ、学校として子どもの命と安全を守ることのできる体制と対応を確立すること。

【回答】

今年度は実際に東日本大震災で被災された経験をもつ方を、市内全ての学校の危機管理担当者を対象とした研修会に招き、事前防災の観点から、学校版のタイムラインの作成方法や有用性についての周知を図りました。

【指導課】

- (2) 学校、公民館それぞれで防災教育を進めること。

【回答】

各学校園が中学校区や地域と連携を図りながら危機管理マニュアルや避難訓練、交通安全教育や防犯教育等をより実践的なものにするため、大学教授等の専門家の指導助言を仰ぎ取組を進めています。

【指導課】

- (3) 私立を含む高校等と保育園、幼稚園・小学校・中学校との連携を強化すること。合同訓練を条件に応じて取り組むこと。

【回答】

学校園や地域と合同訓練を行っている学校も増えてきています。その好事例を危機管理担当者研修会等の機会を利用し、市内の学校園に周知を図っていきたいと考えています。

【指導課】

27 人権擁護について

- (1) 教育のあらゆる場面で、国籍や性別をはじめとするさまざまな差異について、子ども達が、自分と他人の人権や尊厳、健康を守る意識を育て、多様性を育めるようにすること。

【回答】

国籍や性別の違いなども含め「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」が、子どもたちに十分身に付くよう、今後とも人権教育に取り組んでまいります。

【指導課】

- (2) 性教育について

- ①デートDVについて、教育現場での啓発をすすめること。
- ②児童虐待につながりやすい若年妊娠など、現在の状況をふまえた性教育・いのちの教育をさらに充実させること。

【回答】

各校における年間指導計画に基づき、体育・保健体育や特別活動、特別の教科道徳等の中で実施しております。

【指導課】

- (3) LGBT等の子どもについて

- ①国の通達等を踏まえ、配慮できる学校づくりをすすめること。
- ②多様な性の理解を、倉敷市のように授業に位置付けること。
- ③子ども用のパンフレットを独自に作成すること。
- ④悩んでいる子どもの気持ちに寄り添うことをめざし、啓発ポスターの校内掲示や相談窓口・相談電話を知らせるカードの普及を進めること。

【回答】

- ① これまでも教職員の正しい理解促進が重要と考え、文部科学省の通知を含め、性の多様性の理解について教職員研修を実施してきました。今後も引き続き実施していきます。
- ② 岡山市では、人権教育推進指定校を設定し、実践を研究収録という冊子にまとめています。その中に、性の多様性を扱った授業案も含まれており、人権教育担当者研修講座で紹介したり研究収録の概要版を作成したりして、各校の実態に合わせて活用するよう指導しています。
- ③④ 子ども一人一人の認識や理解の程度には差があること、発達段階の差も大きいことなどから、一律にパンフレットやポスター、カード等を用いた啓発活動について、現在のところ予定しておりません。

【指導課】

(4) 制服は廃止または選択自由化を全校で早急に実施すること。

【回答】

制服は、各学校が児童生徒・保護者・地域の方々と話し合っ
て決めており、教育委員会が一律に決めるものではありません。制服の着用にあたり、児童生徒や保護者から学校に相談があれば、不安の解消につながる対応になるように指導しております。

今後、新たに制服を検討する学校については、適切に情報提供してまいります。

【指導課】

(5) 学校教育及び社会教育の各場面で、非科学的な知見を持ち込まない、持ち込ませないこと。

【回答】

学習指導要領や検定している教科書記述の内容、児童生徒の発達段階等を考慮しながら、教育活動を行っております。

【指導課】

28 喫煙・薬物乱用・エイズ教育、性感染症等、正しい知識を啓発すること。

【回答】

学校においては、学習指導要領に基づき、小学校では体育科（保健領域）、中学校では、保健体育科（保健分野）、高等学校では保健体育科（科目保健）において発達段階に応じて系統的に指導を行なっています。

【保健体育課】

29 「がん教育」などの健康教育を充実させること。

【回答】

がん教育をはじめ健康教育については、教科指導のみならず学校保健計画に基づき、学校教育活動全体を通じて行われるものであり、各学校の実情に応じて充実に努めています。

【保健体育課】

30 学校園で、各年齢に応じて、主権者教育を位置付けること。

【回答】

主権者教育については、社会科の授業を中心に行っています。今後も新学習指導要領の全面実施の中で、各学校が実態に応じて主権者教育を行ってまいります。

【指導課】

3 1 インターネット、スマホの適正な利用の啓発、教育を重点化すること。

【回答】

子どもたちの情報活用能力の育成を目指し、インターネットの利用に伴う危険性などについて指導しています。

また、保護者や子どもたちに対しては、専門家を講師とした講演会などのPTA活動の機会や、警察による非行防止教室において、フィルタリングなどのインターネットの危険を回避する方法やネットモラルの指導・啓発に努めています。

【指導課】

3 2 外国出身の児童生徒に対して、学校現場での日本語教育を強化すること。保護者に対しても支援を強化すること。

【回答】

今後も日本語指導の必要な児童生徒に対しては、日本語指導支援員による支援と日本語指導加配教員による指導に取り組んでまいります。

【指導課】

3 3 埋蔵文化財の保護や調査研究について

(1) 保護・調査・研究等の予算を拡充すること。

【回答】

現在、国庫補助事業（重要遺跡保存活用事業）を活用し、金蔵山古墳や造山古墳等の範囲確認調査を行うなど、埋蔵文化財の検証や調査、保護等を実施しております。

【文化財課】

(2) 活動の成果を積極的に公表すること。

【回答】

発掘調査に当たっては、適時、現地説明会等を実施するなど、その成果を市民に公開し、保護意識の向上や発掘成果の活用に努めています。

【文化財課】

(3) 史跡・遺跡は、市民の財産として共有すること。

【回答】

史跡につきましては、国庫補助事業（史跡岡山城跡保存整備事業、史跡大廻小廻山城跡整備事業、史跡万富東大寺瓦窯跡整備事業、史跡造山古墳群整備事業）を活用し、史跡の保存整備と恒久的保存のために史跡地の公有化に努めております。

【文化財課】

(4) 学校教育、生涯教育に積極活用すること。

【回答】

埋蔵文化財センターでは、学校への出前講座や職場体験などを通して出土遺物の活用にも努めております。

【文化財課】

(5) 埋蔵文化財センターの人員配置を拡充すること。

【回答】

専門職員と嘱託職員（会計年度任用職員）を配置し、埋蔵文化財センターの業務を行っております。

【文化財課】

3 4 アユモドキの保護に取り組むこと。産卵場所確保のために土地を購入すること。

【回答】

現在、国庫補助事業（アユモドキ保全活用事業）を利用してアユモドキの人工繁殖や保全啓発活動を行うとともに、市内のアユモドキ生息水系に関し、生息状況及び生態調査を実施し、アユモドキの産卵場所等の実態を調査しております。

【文化財課】

監査事務局関係

- 1 監査委員は、当局の立場に立つことなく、適正な監査を行うこと。

【回答】

監査委員はこれまでも公正不偏な立場から行財政運営をチェックする機関としての役割を担ってきたところであり、今後とも、その重要性を認識し、監査機関としての役割を果たしていきたいと考えております。

【監査事務局】

- 2 行政監査を強化し、第三セクター及び外郭団体の管理運営について、厳しくチェックすること。

【回答】

市が資本金、基本金等の4分の1以上出資している団体に対しては、出資団体監査として、毎年3団体程度を抽出して実施しているところがあります。また、所管課への監査を行う際には、所管する団体の管理体制も含めて監査を行い、団体の管理運営に資するよう努めていきたいと考えております。

【監査事務局】

- 3 市の補助金交付を受け、監査対象になっている団体には、適宜監査を行うこと。

【回答】

市が補助金等により財政的援助を与えている団体に対しては、財政援助団体監査として、市の支出額を勘案し、毎年3～4団体を抽出して実施しているところがあります。また、所管課への監査を行う際には、補助団体への指導監督体制も含めて監査を行っております。

【監査事務局】

- 4 住民監査請求は真摯に受け止め、住民目線に立って対応すること。

【回答】

住民監査請求監査については、その制度の趣旨から常に市民の目線に立って監査を行っているところがありますが、今後とも公正不偏の立場での監査に努めていきたいと考えております。

【監査事務局】

選挙管理委員会関係

1 政治資金規正法や公職選挙法の徹底をはかること。

【回答】

公正な政治活動や選挙運動を確保する上で、政治資金規正法や公職選挙法の徹底をはかることは、大変重要なことと考えております。そのため、その内容のホームページへの掲載やリーフレットの配布などにより周知を行っております。また、電話等による問い合わせも可能な限り丁寧な対応を心がけております。今後も引き続き、それらにより、周知を行ってまいります。

【選挙管理委員会事務局】

2 投票率の向上をはかる取り組みを継続・充実させること。

- (1) 全市民が投票できる期日前投票所は今後も設置するようにし、期間の拡大を図るとともに、解散総選挙でも行えるよう挑戦すること。

【回答】

市内全ての有権者が投票できるイオンモール岡山の期日前投票所は、施設管理者のご協力を得て行っております。そのため、急な解散による総選挙等は、期日前投票所として利用できない場合が当然あります。全市民が投票できるイオンモール岡山の期日前投票所の設置に関しては、選挙人の利便性を最優先にしながら、市・区選挙管理委員会議で検討してまいります。

【選挙管理委員会事務局】

(2) 不在者投票制度等の周知啓発および適正な実施について

- ①住民票を移動していない学生などに不在者投票制度を周知すること。
- ②すべての種類の選挙で使えることを周知すること。
- ③施設での投票について、投票機会の保障と施設管理者等による不正防止の観点から、施設に対して啓発すること。対象施設を拡大すること。
- ④郵送投票の制度について、啓発を進めること。

【回答】

- ① 不在者投票制度の周知は、チラシによる啓発を行うなどその周知を区役所の窓口のみならず、高校でも頒布し行っているところです。今後も、住民票の適正な届出、不在者投票の周知について取り組んでまいります。
- ② 不在者投票の制度を利用して投票していただけるよう、各選挙ごとに立ち上げる特設ホームページでもその項を設け、周知を行っております。
- ③ 不在者投票ができる施設には、その事務の説明を行う機会を設け施設への啓発を行っております。今後も不在者投票が適正に行われる施設が増えるよう、岡山県選挙管理委員会、各区選挙管理委員会と連携し、取り組んでまいります。
- ④ 郵便投票制度の啓発については、選挙管理委員会のみならず、「障害者のしおり」、「介護サービスのちらし」等の資料などにも掲載し、周知、啓発を行っております。今後もより効果的な周知について検討してまいります。

【選挙管理委員会事務局】

3 若年層への啓発を引き続き推進すること。

【回答】

若者への啓発は、選挙時ばかりでなく、これから有権者となる小中高生に「選挙出前授業」を行う取り組みを行っているところです。これからも引き続きこの事業を継続して取り組むことで若年層への啓発を行ってまいります。

【選挙管理委員会事務局】

4 投票所のバリアフリー化を徹底すること。

【回答】

投票所のバリアフリー対策は、スロープの設置や車椅子の配備に加え、点字の氏名掲示、選挙公報も用意し、またコミュニケーションボードの利用や拡大鏡等も準備しております。今後も選挙人がストレスを感じることなく投票ができるよう、投票事務に従事する職員等にも徹底し環境整備に努めてまいりたいと考えております。

【選挙管理委員会事務局】

- 5 障害者や中国残留日本人孤児及びその家族などが選挙権を行使できるよう、適切で必要な措置を引き続き講じること。

【回答】

選挙権の行使はどのような状況であっても最も大切な権利です。そのため、障害のある方が利用できる周知の徹底を図り、投票所に来られた場合でも、丁寧な対応を行っています。また中国語で表記した投票の仕方などの準備もしております。今後も、誰もが選挙権を行使できる環境づくりに取り組んでまいります。

【選挙管理委員会事務局】

- 6 開票時間の短縮をすること。開票状況の速やかな公表をすること。

【回答】

開票時間の短縮は、選挙管理委員会の目指す目標の一つです。そのため、読取分類機を導入する等効率化を行っているところです。また従事する職員にも、その旨を徹底し、少しでも開票時間が短縮できるよう心がけております。

【選挙管理委員会事務局】

- 7 選挙事務に従事した職員には、手当を支払うこと。

【回答】

選挙事務に従事された方には、休日の長時間にわたる勤務であるため健康管理の面からも、週休日の振り替えも案内しておりますが、都合によりそれができない場合は、その申し出のあった全ての方に手当の支給を行っております。

【選挙管理委員会事務局】